

環境未来都市提案書（様式1）

平成23年9月30日

横浜市長 林 文子

タイトル	OPEN YOKOHAMA —ひと・もの・ことがつながり、うごき、時代に先駆ける価値を生み出す「みなと」—
提案者	横浜市
総合特区との 関係	京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区 (申請主体：神奈川県、川崎市、横浜市) 京浜港国際コンテナ戦略港湾総合特区 (申請主体：東京都、川崎市、横浜市)

1. 将来ビジョン

(1) 目指すべき将来像

OPEN YOKOHAMA

—ひと・もの・ことがつながり、うごき、時代に先駆ける価値を生み出す「みなと」—

<2050年「都市の世紀」をリードする横浜の先進性と突破力>

2050年、世界の総人口は約90億人に達し、その7割は都市部へ集中しています。

この間、地球全体のエネルギー消費・CO₂排出を極限まで抑え、かつてない速度で進む少子高齢化に適応するために、私たち横浜は、約3,100万人からなる東京都市圏の1割を占める大都市として、2020年までの人口増をチャンスと捉え、環境未来都市の実現に必要な制度や仕組みを整えてきました。

2050年の今、横浜は、豊かな水・緑の下に真のゼロエミッションを実現し、人も企業も躍動する活力あふれる都市として確固たる地位を築いています。そして質の高い教育、医療、文化芸術など、都市の魅力のすべてを備えた横浜は、国内外の人々を暖かくもてなし、千客万来の様を呈しています。

市民が心から誇りに思い、訪れる人が憧れを抱く未来のまち——この横浜を創り上げた取組の根本にあるのは、たゆみなく社会を変革する「市民力」です。関東大震災や戦災による壊滅的な打撃、戦後の接收、ごみと乱開発に代表される高度成長期の都市問題など、幾多の困難に直面する度に、市民自身が企業や行政とともに問題に向き合い、真摯に議論を重ねて問題を突破し、新たな取組を生み出してきました。成熟したまちの魅力を磨き上げつつ、これからの時代に必要なシステムやサービスをたくみに織り込んでいく「都市のリノベーション」は、市民力が編み出した環境未来都市づくりの粋と言えます。

そして今、私たちは、かつて東日本大震災からの復興の一翼を担い、アジア太平洋地域の都市問題の解決に長く取り組んできた経験を礎に、都市のあり方が世界の未来を決める「都市の世紀」のフロントランナーとして、脈々と受け継いできた「横浜スタイル」を国内外の都市と共有し、地球規模での環境未来都市の展開を目指して取り組んでいます。

<安心で高品質な生活基盤が支える幸せな市民生活>

私たちが暮らすまちには、情報技術と融合した横浜産で低炭素型のエネルギーネットワークと、地域の人々が手を携え、高齢者や障害者、若者や子どもたちを切れ目なく支える仕組みがあり、海や川、緑に囲まれ、駅や商業・業務・福祉・医療施設などの都市機能がまとまった身近な空間の中に、さりげなく組み込まれています。自然の恵みに支えられ、どのような時にもエネルギーが途切れない環境で、地域の人々に暖かく見守られて家族がいきいきと過ごせる安心感に支えられ、私たちは毎日、様々な活動に思う存分力を発揮しています。

まちづくりを進め、日々の暮らしを営む基盤は、個人や家族として、あるいは組織や団体として、私たち自身が紡ぐ「地域のつながり」です。時代や環境が刻々と変化する中、しばしば新たな課題も持ち上がりますが、その度に「みんなで考えて、みんなでやろう」という機運が盛り上がります。そこには、市民自身による地域運営を行政が支える、最も身近で豊かな自治の姿があります。そして、その営みにおける「ひと」や「もの」、さらに情報や技術といった「こと」の循環は、まちの活力を生み出す経済として根付いています。

<成長産業と文化芸術空間が広げる人・都市の交流>

私たちの先人たちは、こどもたち一人ひとりが将来に夢を持てるように教育環境を充実させるとともに、高齢者や女性の活躍の機会を広げてきました。今では、市民が発信する斬新なアイデアや、その実現における比類ない行動力は、環境技術やライフイノベーション、ソーシャルビジネスなど、横浜の強みを活かした産業を次々と生み出しています。中でも、優れた技術やノウハウを持つ企業、多彩な知の拠点として集積する大学・研究機関、そしてまちづくりの経験豊かな行政の連携による水循環やスマートシティ技術、世界屈指の国際貿易港が実践する低炭素化は、生物多様性にも貢献するソリューションとして海外都市の課題解決にも力を発揮し、日本経済のエンジンを担う存在へと成長しています。

横浜は、人々のわくわくした気持ちをかきたてる「ショーケース」でもあります。潮が香る港の周りには一流の文化芸術を堪能できる空間が広がり、訪れる人は皆、思いがけないうれしさ・楽しさの連続に目を見張り、心地よい感動に酔いしれます。ビジネスや国際会議で横浜を訪れた人もまた、今日の成果に満足しつつ、くつろいだひとときを過ごし、明日への活力を蓄えています。

<多彩な地域の魅力の「つながり」がつくる横浜の創造力>

横浜の最大の特徴は、万華鏡のように多彩な地域間のつながりを、生活の中で体感できることです。

そのつながりの礎は、身近な緑や川、海を守り育てる市民の取組で築かれました。我がまちの自然を慈しむことはその先に続くまちへの親しみにつながり、その連鎖が横浜全体に広がっています。人々のつながりの結晶は、高い水技術とあいまって、河川が注ぎ込む港や海の水質の高さに現れています。

水や緑にあふれたゆとりある生活空間と、港や歴史ある建物などの趣ある空間は、魅力的なまちなみを醸し出しています。このまちなみは低炭素型の交通網、スマートグリッドや高度情報網で結ばれ、私たちはその中を縦横無尽に動き、時には家に居ながら遠くにいる人々と臨場感あふれる対話をしながら、活動の幅を広げています。

こうした生活を通じて、世界中から集まる様々な物事、そして互いに共感とともに実践できる仲間に出会えることが、私たちの創造力の源です。知的刺激とリラックスの両方を味わえ、オン／オフを自在に切り替えられる空間も、人の創造性を高める環境として、国内外の人や企業を惹きつけています。

＜開港の歴史と経験が礎となった環境未来都市としての姿勢＞

私たち横浜の原点は、1859年の開港以来、様々なひと・もの・ことを受け入れ、国内外の人々と切磋琢磨し、互いの文化の融合から我が国の仕組みやシステムを刷新してきた「進取の気風」です。この精神を脈々と受け継ぐ私たちは、近代日本の海に開かれた窓、商業・貿易・金融のセンターとして、アジア、そして世界に向き合ってきた横浜の歴史的役割を、今、環境未来都市として果たしています。

横浜は、東京都市圏の最前線として太平洋に面し、羽田空港に近く横浜港を擁する交通の要衝であり、今も昔も変わりなく、様々なひと・もの・ことが行き交う「みなと」です。私たちは、その突端に立ち、自由で開放的な風のように、自然とまち、歴史あるものと新しきものといった多様性を真正面から受け止めながら、人と人、都市と都市、そして今と未来のつながりを紡ぎ、新しい価値を生み出し続けます。

“OPEN YOKOHAMA”——未来に舵を切り漕ぎ出すために、世界に向けて自らを開くこと。それが私たち、環境未来都市・横浜の志です。

解説：

1 先進的な都市経営を可能とする「市民力」

横浜市は、現在 369 万人が居住する日本最大の基礎自治体であるが、市民活動は活発であり、自治会加入率は約 77%（2010 年）と 100 万人以上の都市の中では仙台に次ぐ高さであるとともに、市内における NPO 登録数は 1,261 法人（2011 年、都道府県順位 10 位相当）と、市民の公共意識は極めて高い。

この背景には、後述する戦後の人口急増に伴う都市問題を、市民の主體的な活動や積極的な制度提案により克服した歴史がある。その一例が、企業との公害防止協定締結や独自の要綱・指針等による規制指導等、公害対策基本法に先んじた「公害対策よこはま方式」である。近年ではごみの分別・リサイクル施策「ヨコハマは G30」により、全市展開後わずか 1 年でごみ排出量の 30%削減を実現し、現在は 40%を越えている。この水準を維持しさらに高めるため、平成 23（2011）年にはごみの発生そのものの抑制に取り組む「ヨコハマ 3R 夢（スリム）」へと発展するとともに、脱温暖化や節電などにおいても同様に市民主体の取組が広く展開されている。

2 都市インフラに関するノウハウの蓄積

横浜のまちづくりは開港当時の欧米諸国の近代技術の取り込みからスタートした。以後、関東大震災からの復興とあわせた独自の三大政策（港内拡張・臨海工業地帯造成、市域拡大）、終戦後の横浜国際港都建設を経て、高度成長期には、同時多発的に勃発した都市問題（ごみ・道路交通・環境破壊・水資源・公共用地）を克服するための 6 大事業（都心部強化、金沢地先埋立、港北ニュータウン開発、高速鉄道、高速道路網、ベイブリッジ）を進めると同時に、無秩序開発を抑制するための誘導の仕組みと都市

の個性を重視したアーバンデザインを取り入れ、生活環境を重視した市民主体のまちづくりへ転換した。昭和後期に入ってから、福祉のまちづくり条例や市街地環境設計制度など、より質を重視したまちづくり誘導手法を生み出すとともに、昨今では都心部・郊外部のバランスがとれた職住遊学が近接した都市を目指して、地域まちづくり推進条例など、地域協働型によるきめ細かなまちづくりへの誘導を進めている。

3 横浜市における温室効果ガスの排出実態

横浜市における平成 21 (2009) 年度の温室効果ガス排出量 (速報値) の割合は上位から順に、家庭部門 21.8%、運輸部門 20.8%、エネルギー転換部門 19.7%、業務部門 18.6%、産業部門 14.7%、廃棄物部門 2.1%、その他ガス 2.1%である。

横浜市では、全国に比較して家庭部門 (市 21.8%、全国 14.7%)・エネルギー転換部門 (市 19.7%、全国 6.6%) からの排出量の割合が高く、産業部門 (市 14.7%、全国 32.1%) の占める割合が低い。

基準年度 (平成 2 (1990) 年度) からの温室効果ガス排出量の伸び率は、横浜市 12.9%、全国平均-4.1%となっており。全国平均が減少に転じている一方で横浜市はいまだ増加している。これは家庭部門 (全国よりも伸びている人口及び世帯数)、業務部門 (業務床面積の増加、OA 機器増加等) が主な要因である。

一方、産業部門の排出量は全国と比較して減少率が大きい。また、運輸部門の排出量の約 50%を自家用車からの排出量が占めている。

以上の状況により、家庭部門・業務部門が温暖化対策の主たるターゲットとなる中、「市民力」は CO₂ を削減する上でも重要な役割を果たすと考えられ、市民・企業による自発的なライフスタイル改革の実践が重要となっている。

4 急速に進む高齢化

戦後の高度成長、また上述した都市問題を克服しながら良好な住宅ストックを形成したことを背景に、現在の横浜市の人口は 369 万人と、60 年前と比べ約 3.5 倍まで増大した。今後も 2020 年頃まで、約 374 万人をピークに増加傾向が続くと想定している。

一方、高度成長期の前後で整備された大型住宅団地に同世代の世帯が大量に流入したことを背景に、高齢化が著しいスピードで進んでいる。現在の老年 (65 歳以上) 人口比率は約 20%と全国比では決して高くないが、この間の動態を見ると、老年人口比率が 7% (高齢化社会) から 14% (高齢社会) に達するまでに要した年数は、全国が 24 年であるのに対し横浜は 14 年であり、欧米ではおよそ 40~120 年程度要したことと比べても飛躍的な速度と言える。

全国では、団塊の世代の老年人口移行が過ぎると高齢化は緩やかなスピードに転じるが、横浜は第二次ベビーブーマーをはじめとする団塊の世代以降の出生コーホート (集団) が占める割合が比較的高いことから、今後も一定程度の速度を保った高齢化が進展し、平成 37 (2025) 年には老年人口が 100 万人を突破する。扶助費などの行政コスト増嵩の抑制とともに、豊かな社会経験を持つ人材群としての能力活用が、今後

の都市経営上の大きな課題となっている。

参考資料

環境未来都市提案 OPEN YOKOHAMA

ひと・もの・ことがつながり、うごき、時代に先駆ける価値を生み出す「みなと」

(2) 目指すべき将来像の実現に向けた課題・目標の設定と価値創造

①環境－1

i) 課題・目標

<テーマ> a) 低炭素・省エネルギー

- 再生可能エネルギーの大量導入や、電気自動車（EV）・充放電EVの普及・利活用、市民、事業者、地域におけるエネルギーマネジメントの推進による、CO₂の排出が大きく削減している低炭素なまち「スマートシティ」の市域全体での実現。
- 都市の規模を問わず多様な街区タイプに導入可能なスマートシティソリューションの確立による、買い手である都市のニーズ・インフラの整備状況・エネルギー規制に応じたサービスパッケージの形成・普及。特に、東日本大震災被災地の自治体と連携して展開・活用し、震災被災地における先導的モデル事業実施による早期の復興、新たな都市づくりへ貢献。
- 港湾運営におけるCO₂排出の大幅削減により、環境負荷削減を新たな付加価値として重視する荷主・船会社の双方から選ばれる国際貿易港としての地位の確立。

解説： 横浜市は、CO₂排出削減については平成32（2020）年までに平成2（1990）年比で25%削減、平成62（2050）年までに80%削減を目指している。この実現に向けて、太陽光発電システムの大量導入、自動車単体からの排出削減として効果的なEVの普及などを進める。その上で、住宅地区、住工混合地区、商業地区など、多様な地勢にあり、かつ市民が実際に暮らす故にインフラ更新が容易でない既成市街地に対し、既存の様々なシステムとの相互連携を強く考慮した低炭素型の社会システムを構築していく。このことは、横浜市のCO₂削減への貢献はもとより、大都市も含む世界の様々な都市形態に速やかに展開できる都市一括ソリューションの構築につながり、外需獲得・国富増大へ寄与するものである。

また、東日本大震災を契機に自立・分散型エネルギーマネジメントシステムが注目されているが、新規開発地などでの独立したネットワーク構築では、有事の際、当該地域の供給は確保できても、大規模エネルギーネットワークを補完し社会全体の機能不全を回避することはできない。異なる特徴を持つ複数の地域の間で需給をバランスし、大規模エネルギーネットワーク全体の需給状況を踏まえた再エネ・蓄電池（EVを含む）の有効利用や省エネなどの対応を行えることが重要である。

また、国際海運は京都議定書の適用除外対象だが、平成23（2011）年に、国際海事機関は、国際海運におけるCO₂排出規制（平成25（2013）年以降の建造船舶に対するCO₂排出指標導入とこれに基づくCO₂排出規制、省エネ運航計画の作成義務付け）の平成25（2013）年からの導入を決定し、現在も燃料油課金制度や排出量取引などの経済的枠組を検討している。荷主側も輸送時の省CO₂を付加価値

として重視する傾向にあり、港湾側においても船舶の革新的省エネ化を支えるインフラ整備やオペレーションの省エネ・省 CO₂化に注力する必要がある。

ii) 評価指標及び数値目標

評価指標－1：再生可能エネルギーの導入量

数値目標－1：27MW（平成 26（2014）年度）※平成 27（2015）年度水準は今後調整

評価指標－2：地域エネルギーマネジメントのための HEMS 導入件数

数値目標－2：4,000 件 ※平成 27（2015）年水準は今後調整

指数目標－3：EV の大量導入

数値目標－3：2,000 台 ※平成 2015 年水準は今後調整

評価指標－4：MM21 地区における特定電気事業の検討

数値目標－4：事業化判断、実施計画の策定（2015 年まで）

iii) 課題の解決・目標の達成に向けた取組方針

- (1) 太陽光発電システム等を市民に安価で提供する仕組み等による、再生可能エネルギーの大規模導入。（数値目標－1）
- (2) 蓄電・蓄熱機能整備により再エネ出力変動を吸収する地域エネルギーマネジメントシステム（CEMS）の構築、需要家行動の促進も含めた CEMS 間の連携制御・管理の仕組みづくりを通じた、CEMS と大規模ネットワークの相互補完関係の構築。また、蓄電池としての活用も含めた EV の普及・利活用の推進。（数値目標－2、3）
- (3) MM21 及び周辺地区での特定電気事業（特定の地点に対して電気を供給する事業）の検討・実施などによる、減災性・エネルギーの自立性・自律性の向上。（数値目標－4）
- (4) 横浜港における再エネ活用や荷役機械の電動化等の推進。中長期的には、鉄道や内航船などによるモーダルシフトや船舶への陸電供給などの計画的推進。

iv) 課題の解決・目標の達成の過程で創造される価値

ア) 環境価値

- ・世界最大規模の技術実証及びシステム実装を通じ、再エネの大量導入と実効性ある CEMS システムが確立され、飛躍的な CO₂ 削減を実現する。また、多様な既成市街地でのシステム構築により、先進技術と安価な成熟技術が連携したコストパフォーマンスと高品質の両立や、多様な属性の市民の参加による快適性・利便性の高いソリューションを構築する。
- ・世界全体の CO₂ 排出量の 3%を占める国際海運分野における国内外の取組を牽引し、成熟化に貢献する。

イ) 社会的価値

- ・スマートグリッドに含まれる ICT ネットワークの双方向コミュニケーションへの活用を通じて、エネルギーを分かち合うコミュニティとしての意識の醸成やコミュニティ活動を充実する。

- ・災害発生時には、個々の需給家単位でのエネルギー供給担保など、必要最低限のライフラインを確保するとともに、特に産業の高度集積地域では街区単位での独立電源を確保し、競争力ある経済活動の継続を担保する。また、需給逼迫時には、需要家側のエネルギー使用効率化を促進し、融通分の生み出しに貢献する。

ウ) 経済的価値

- ・既存都市インフラを最大活用し、設備構築・運用を含めた「都市一括ソリューション」を構築し、成長著しい新興国へスピーディに展開し、外需拡大・国富増大へ寄与する。
- ・CEMS に加えてイ) に示したマッシュアップ（複数の異なる提供元の技術やコンテンツの複合）型サービスの運営事業体創出を通じ、経済自立性の高いビジネスを育成する。

v) 取組の実現を支える地域資源等の概要

・人材、NPO等の地域の担い手の存在等

市内総生産が約 13 兆円（国別順位 44 位相当）と、中小国家規模を誇る横浜においては、環境に対する感度が高い市民の消費行動が経済へ与える影響も大きい。その一例が全国では 2005 年に開始されたクールビズ・キャンペーンである。横浜市では、これに先立ち 2002 年から夏の執務時の軽装励行、2003 年からは神奈川県との共同により「夏は夏らしく」キャンペーンを開始し、県下の自治体・企業の参画を得て展開することで、衣料業界等の軽装対応に関する需要を喚起したことが全国展開への道筋を開いた。

同様に住宅用太陽光発電システムについても累計約 1 万件と国内で随一の導入実績を誇るが、現在ではこの購買力を背景に、住宅用太陽光発電システム（PV）の一括大量購入による調達コストの削減や集中導入による経費削減、設置・メンテナンス・リサイクルまでのワンストップサービスの提供などを行い、経産省「次世代エネルギー・社会システム実証地域」の指定を受け日本型スマートグリッドの実証を行う「横浜スマートシティプロジェクト」への参加を誘導する「横浜グリーンパワー事業」に着手し、バーゲニングパワーを活用したさらなる価格低廉化への挑戦を続けている。

・その他の地域の蓄積

横浜市では、2008 年から 18 行政区を介して自治会・町内会による環境家計簿の取組を広げてきた。過去 3 年間の取組においては、マネジメント力のある町内会とノウハウ豊かな市民活動が融合し最大で前年度比 10.4%の削減を実現したケースも現出している。

この蓄積は今夏の電力需給逼迫状況の克服にも大いに力を発揮した。電力制限令の発効に先駆けて、横浜市の呼びかけにより 2011 年 6 月 23 日に神奈川県・川崎市との共同で展開した社会実験「節電チャレンジ」では、13.4%の削減を達成したが、特に市内においては、前述した横浜グリーンパワー参加世帯において太陽光発電システムと HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）の活用により前 2 週間平均比で約 5.5%カット（13 時～15 時平均）、工業団地全体での取組による最大電力使用量の前年同日比 15%カット（2,674kWh → 2,271 kWh）、業務施設における照明照度低減や空調温度設定、採光装置技術を利用した執務フロアの消灯などによる前年同日比で 39.7%カットな

どの実績を得ている。この取組は電力制限令下でも着実に継続され、2011年7月における神奈川県内の節電実績は昨年夏と比較して18%のピークカットを達成した。

①環境－2

i) 課題・目標

<テーマ> c) 水・大気

- ・横浜が持つ上下水道技術を活用した海外展開支援による、エネルギーと並ぶ 21 世紀の国際的課題である水問題の解決への貢献。
- ・上下水道技術の海外技術供与の経験を踏まえ、都市インフラ全体を対象に含め、相手都市のニーズ・インフラの整備状況に応じたサービスパッケージの形成・普及。
- ・エネルギー面からの技術向上の追求を通じた低炭素型・生物多様性貢献型の上下水道技術の確立、エネルギー大量消費型から大都市ならではの新しいエネルギーサイクルを担う下水道への転換。
- ・横浜の象徴的な存在である横浜港や東京湾の沿岸域の生物多様性と水質浄化を通じた、景観、にぎわい、水環境にすぐれた「きれいな海」の復活。
- ・様々な年代の市民の参加による谷戸環境の保全と活用を通じた良好な水環境の回復。

解説： 横浜の上下水道は、開港以来日本の都市インフラ整備技術を牽引する存在として高い技術を誇り、従前から、海外研修生受入や専門家派遣などを通じ、アジア新興国に対する技術供与を進めてきた。こうしたノウハウをはじめ、横浜市が築いてきた数々の国際ネットワークを活用し、上下水道技術を筆頭に、廃棄物処理、都市開発、地球温暖化対策などの幅広い分野にわたり需要が拡大している新興国への技術供与を推進し、外需拡大とともに市内経済の活性化につなげていく。

特に、昨今ではスマートグリッドと並ぶインフラとして、温暖化対策や省エネに資する技術の追求が重要である。特に、下水処理はエネルギーを大量に消費する反面、汚泥や、その処理過程で発生する消化ガスなどは、汚水発生量が圧倒的に多い大都市にとっては新たな資源であり、最大限活用すべくさらなる技術の粋を極める。

健全な水循環の再生は、横浜をはじめ日本にとって死活問題であるが、実現に向けては緑・水施策、下水道施策、生物多様性施策を一体的に推進することが重要である。特に都市部においては、規制などの行政的手法もさることながら、市民にとって象徴的な空間を舞台としたムーブメントを展開し、市民の消費行動や企業の生産活動などの刷新など主体的な取組を喚起することが取組の大規模化・加速化に有効である。

ii) 評価指標及び数値目標

評価指標－1：水ビジネス国際戦略拠点の設置

数値目標－1：設置実現（計画期間内）

評価指標－2：上下水道技術の展開

数値目標－2：他都市・地域への提供

評価指標－３：南部汚泥資源化センター 下水汚泥燃料化 PFI 事業の推進

数値目標－３：事業契約締結（平成24（2012）年5月）、本施設の管理運営開始（平成28（2016）年4月）

評価指標－４：都心臨海部の海づくりの推進

数値目標－４：水質浄化に着手（平成 25（2013）年）

iii) 課題の解決・目標の達成に向けた取組方針

- (1) 急速に拡大する世界の水ビジネス市場をにらみ、公民が連携した海外ビジネス展開への支援や下水道分野における「国際戦略拠点」の設置。(数値目標－1)
- (2) 国際機関、国内外学術機関、民間企業との連携により、環境に配慮した都市づくりの知的交流拠点となるためのプロモーション等の推進。(数値目標－2)
- (3) 自然流下系施設優先利用や効率的な水運用による省エネ型水道マネジメントや、下水汚泥の燃料化、消化ガスの有効活用などの推進。(数値目標－3)
- (4) 港周辺の浅海域や、市内でも屈指の生物多様性の宝庫として象徴的な緑地を舞台としたムーブメントの展開。市域全体への速やかな展開と他都市・地域への波及。(数値目標－4)

iv) 課題の解決・目標の達成の過程で創造される価値

ア) 環境価値

- ・横浜港の富栄養化を抑止することにより、都市生活型環境問題を改善し、水際空間やそこに集う生き物の健やかさを保つことができる。また、緑の保全による保水・遊水機能を農地、水路、河川を強化するとともに、まちづくりの一環として緑化及び雨水浸透・涵養を行うことを通じて、海が健全な水の循環でつながり、市民が身近なみどりと水循環を体感することができる。
- ・都市の物質循環・エネルギー循環を担う下水道や廃棄物処理等の施設について、技術革新を生かしつつ、低炭素に資する仕組みへ転換することで、地球温暖化対策を効率的・継続的に推進することができる。また、良好な水環境や緑の保全・創造は、ヒートアイランド現象の緩和に必要な都市廃熱の抑制や地表面改良、風の道を考慮したクールスポットの維持・保全に資することにより、冷房にかかるエネルギー使用が抑制されるほか、CO₂の吸収源としての活用等も期待できる。
- ・これまで横浜が蓄積してきた上下水道をはじめとする都市づくりの技術とノウハウを、海外支援の実践の場で活かすことで、環境に関する技術力・政策立案力を継承し、国内外へ普及させることができる。特に多くのノウハウを有するベテランとこれからの時代を担う若手エンジニアなどの連携や公民連携により、実践を通じた人材育成が期待できる。

イ) 社会的価値

- ・横浜は港町としてのアイデンティティを持ちながら、貨物の大型化を背景とした港湾機能の外延化、さらには生活排水などによる水質汚染などにより、住む人・訪れる人にと

って横浜の海は決して近い存在ではなかった。きれいな海づくりを通じて、人々が浅瀬やそこに集う多様な生物の存在・魅力を認識し親しみを持つことにより、横浜という都市の成り立ちや太平洋に連なる存在として水質を保つ必然性が継承される。

- ・人は、幼少時から高齢期にいたるライフステージの各段階に応じた様々な場面で自然環境に触れ合うことで、環境に対する豊かな感性を育む。特に子どもの頃に体験する泥んこ遊びや虫とり、森の中での探検ごっこなどは、身近な環境への愛着はもとより、科学や地域文化・歴史への探究心や危険察知・対応能力などを合わせて涵養するものであり、子育て環境として供することにより、人間としての総合力の高い人材を育成することができる。

ウ) 経済的価値

- ・新興国等のニーズに対応した公民連携による海外技術展開支援は、横浜が持つ技術やノウハウを活用して、必要なインフラ整備を進めることにより、新興国等が直面する都市環境課題を解決すると同時に、海外ビジネスチャンスを生かし横浜市内企業も含めた国内企業の活性化に寄与する。その結果、国内企業のビジネスチャンスや海外企業の誘致拡大など、今後の海外展開の好循環が期待できる。
- ・横浜市が持つ経験やノウハウ、さらには海外ネットワークなどとともに、大企業と中小企業の連携などのリソースを生かすことにより、新興国の都市環境課題の解決に多様な主体が協力することができる。
- ・日本最大の都市である市民による生物多様性に配慮した生活行動の選択を通じて、企業の原材料調達等への配慮や、生物多様性配慮型商品・サービスの開発促進が期待できる。

v) 取組の実現を支える地域資源等の概要

・ 地理的条件

市域の 7 割を占める丘陵・台地や、樹枝状に広がった谷戸が複雑に入り組んだ地形である。市内主要河川の源流域等にまとまりのある緑地が分布し、都市部にも斜面緑地や社寺林、都市公園、道路及び工場地帯などに緑地が分布するほか、東京湾及び相模湾に注ぐ流域が存在する。自然海岸は野島地区の約 500m のみだが、近年は市民によるアマモ場の再生などが進められている。

・ 地域独自の技術の存在

優れた技術や先端技術を有する企業、民間研究所が 130 か所立地し、指定都市でトップクラスである。高付加価値で国際競争力のある新製品・新技術・サービス等を生み出す企業を市が認定する「横浜価値組企業」の平成 21 年度末の認定 70 社のうち、海外での貢献が期待される上下水道、電子・電気関連、建築、環境分野の企業は 59 社を数える。

・ 人材、NPO等の地域の担い手の存在等

公園・河川・水辺施設・樹林地愛護などの環境活動団体は約 3,800 団体（平成 22 年度末）にのぼり、都市公園の文化体験施設や自然体験施設では、地域住民等による管理運営委員会や NPO 法人による指定管理を行っている。

・ **地域内外の人材・企業等のネットワーク**

国連大学高等研究所と横浜市は生物多様性に関する連携協定を締結し、情報交換や人的交流、横浜市の取組へのアドバイス、横浜市における研究フィールドの提供・共同研究、世界に向けた共同研究成果等の情報発信などを行っている。

・ **その他の地域の蓄積（これまでの国際技術展開の実績）**

横浜市は、CITYNET（アジア太平洋都市間協力ネットワーク）会長都市として、一例として上水道分野では、昭和 62（1987）年から現在まで、短期間を含め 2,000 人以上の研修員受入、27 ヶ国へ 180 人以上の専門家派遣を行った。平成 18（2006）年度からは、ベトナム・フエ市において JICA の技術協力プロジェクトに包括的に協力し、蛇口から直接水が飲める「安全な水宣言」につながる支援など顕著な実績を挙げている。

・ **その他の地域の蓄積（市民意識）**

横浜市民の生物多様性の認知度は、平成 22（2010）年 3 月時点の 35.9%から、同年 10 月時点には 49.7%へ大幅に向上している。41.2%の市民が「感心があり、地域や環境活動団体で環境活動を進めている」「関心があり、個人でできる行動をしている」と回答する一方「関心があるが、特に何もしていない」という市民も 51.2%存在し、今後はこれらの層が環境配慮行動を実践するための取組が重要である。

②超高齢化対応

i) 課題・目標

<テーマ> g) 地域の介護・福祉

- ・住み慣れた身近な地域における、子どもから高齢者までの全世代の「つながり」の実感、市民の安心生活の実現。
- ・郊外住宅地での暮らしの快適さから横浜都心の魅力・利便性が一体的に享受できる、コンパクトなまちの形成。

解説：横浜市の高齢化率は、平成 42（2030）年には約 28.7%になると推測される。同じく、平成 42（2030）年には単身世帯が全世帯の 31.3%にのぼり、介護、うつ、閉じこもり、孤独死などの問題の拡大が懸念される中で、地域社会の中で子ども、障害者、高齢者がつながり、地域で支え合いの仕組みを構築することにより安心した生活の実現が求められる。そのためには、子育て支援、医療と介護の連携による高齢者支援、障害者の移動支援などそれぞれが地域で活発な活動を行えるよう支援するとともに、高齢者だけでなく全世代を対象とした健康づくりや社会貢献活動への参加支援などを進めていく。また、地域課題の主体的な解決に向けた支援など多様な市民が社会的な連帯感を共有できるような取組の推進により、地域における人と人のつながり、活動と活動などのつながりを強化し、共助の意識を生み出しながら新たな公共を創出し、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）を構築・充実していく。

また、公共交通機関としての鉄道やバスに加えて、福祉・子育てタクシーやコミュニティサイクルなど多様な移動手段、身近な地域における交通の充実、バリアフリー化の推進により、市民生活の充実、つながりの活発化につなげていく。

少子・高齢、人口減少社会を迎え、農地においては耕作放棄地、既存住宅地においては空き家や空き地の増加が予想される。鉄道の延伸とともに開発された地域の魅力・活性化を図る鉄道沿線のまちづくり、大規模団地の再生、コンパクトなまちづくりなど、既存の住宅市街地を誰もが住みやすい街にするためのリノベーションを行うと同時に、身近な緑や美しい景観を保全・創造していくことにより、大都市郊外部におけるゆとりある豊かな都市生活と住環境・暮らしと、大都市都心の魅力・利便性の両者を享受でき、誰もがすみよいまちを形成していく。

ii) 評価指標及び数値目標

評価指標－1：平成 22 年度横浜市市民意識調査質問項目

現在の住まい環境の「近所づきあいのしやすさ」を「よい」（近所づきあいしやすい）と感じている人の割合。

数値目標－1：11.5%（平成 22 年 6 月現在）→15%（平成 28 年）

<p>評価指標－２ 平成 22 年度横浜市市民意識調査質問項目</p> <p>「現在の社会について高齢者の社会とのつながり」を満足していると感じている人の割合</p> <p>数値目標－２：5%（平成 22 年 6 月現在）→8%（平成 28 年）</p>
<p>iii) 課題の解決・目標の達成に向けた取組方針</p> <p>① 高齢者・障害者・子どもなど、地域の全ての人の身近なつながり・支え合いの仕組みづくり（数値目標－１、２）</p> <p>② 人口減少・少子高齢社会を見据えたコンパクトなまちづくり（数値目標－１、２）</p> <p>③ 市民が主体となった地域運営による持続可能なコミュニティの形成（数値目標－１、２）</p> <p>④ 生活を支える地域交通、医療連携システムなどの構築（数値目標－２）</p> <p>⑤ 横浜の特性を踏まえた身近な農的空間の活用（数値目標－１、２）</p> <p>⑥ 女性の自立・就労支援、女性起業家の成長支援</p> <p>※ 団地再生・地域交通・医療連携の充実、農的空間の活用などにより、孤立化を防止し、地域コミュニティを維持・活性化し、「現代の社会について高齢者の社会とのつながり」が実感できるものとしていく。</p>
<p>iv) 課題の解決・目標の達成の過程で創造される価値</p> <p>ア) 環境価値</p> <p>コンパクトな（集約型の）まちの形成、地域交通の充実による低炭素社会が実現される。</p> <p>農的空間の活用により、大都市近郊の都市農業の活用、自然環境の保全、ヒートアイランド対策、水・大気環境の保全などが図られる。</p> <p>イ) 社会的価値</p> <p>活力ある地域活動、つながりの構築により、社会的連帯感が生まれ、地域・都市活力が醸成される。また、健康増進や医療と介護の連携体制の構築により、安全安心の地域社会を形成することができる。</p> <p>ウ) 経済的価値</p> <p>つながりの構築により、人々が行き交い、消費が活発化する。特に、市民に身近な農的空間を活用した障害者・高齢者等の新たな雇用・活動の場を創出することにより、域内消費、コミュニティ経済の活性化、幅広い年代にわたって、身近な地域で従事できる産業分野が構築される。</p>
<p>v) 取組の実現を支える地域資源等の概要</p> <p>・地理的条件</p> <p>東京大都市圏の中にあつて、魅力・活力ある横浜都心・新横浜都心の空間と、放射状に鉄道でつながる、緑豊かな郊外住宅団地が近接している。</p> <p>市街化区域においても、340ha（市域の約 1%）もの生産緑地の指定を受けた農地が残されており、大都市であるにもかかわらず、「農的空間」と住宅市街地とが近接しているという特徴がある。</p>

・人口・人口構成

人口 3,693,200 人（平成 23 年 9 月 1 日現在）高齢化率 20.2%（平成 22 年 1 月現在）

・都市構造・社会資本の現状

10,000ha（市域の約 23%）に及ぶ市街化調整区域が散在するという特徴的な都市構造である。

・人材、NPO等の地域の担い手の存在等

高い市民力・地域力、多彩な NPO 活動、人材・企業等のネットワークを有している。

・地域内外の人材・企業等のネットワーク

大都市における高い自治会加入率、市民の高い公共心、東急電鉄・相模鉄道などまちづくりに取り組む電鉄系会社の存在・ネットワークがある。

・その他の地域の蓄積

戸塚区ドリームハイツ、栄区公田町団地など多くの住宅団地における見守りや支え合いなどの住民の主体的な地域運営（エリアマネジメント）の取組が多数あり、かつ多彩な活動が展開されている。

③その他－１

i) 課題・目標
<テーマ> i) クリエイティビティ
<ul style="list-style-type: none">・ 市民・NPO・企業などオール横浜での協働により横浜ブランドを確立し、世界に通用するオンリーワン・ナンバーワンの魅力の創造と発信。・ 創造力の源となる開放性・多様性・国際性など、横浜らしさを表す海や港、文化資源を生かした地域や経済の活性化。・ 人々の創造力を刺激する、歴史と水辺の環境を生かした都市空間の形成。・ アーティスト、クリエイター、起業家等クリエイティブな人々が集まる「チャンスあるまち」の実現。・ MICE 拠点都市としての国際的な地位の確立。
解説： 少子高齢化の進展による人口減少社会に向かうなか、横浜独自の開放性や進取の精神に基づく創造力を発揮し、国内外からの交流人口を増加させ、市内での消費を拡大させていく施策を実施することにより、市内経済を活性化する。 具体的には、本市は文化芸術・観光・MICE を成長の原動力とし、海や港など質の高い都市景観、歴史的な建造物をいかした創造的活動、トリエンナーレや専門文化施設におけるイベントをはじめ、文化芸術によるにぎわいづくりなど、“横浜ならではの魅力”を強く発信することで、世界から選ばれる都市を目指していく。 また、羽田空港の国際化により、アジア地域をはじめ、世界各地からのアクセスが向上することをチャンスととらえ、経済成長が著しいアジア地域からの集客に力を入れていく。あわせて、本市の強みである中・大型の国際会議を軸に、MICE の誘致・開催支援を行い、国外からの交流人口の増加をはかっていく。
ii) 評価指標及び数値目標
評価指標－１：創造都市施策による経済波及効果 数値目標－１：200 億円（平成 18～20 年度）→230 億円以上（平成 25～27 年度） 評価指標－２：観光集客実人員数 数値目標－２：2,700 万人（平成 21 年）→2,800 万人以上（平成 27 年） 評価指標－３：国際会議開催件数 数値目標－３：179 件（平成 21 年）→220 件以上（平成 27 年）
iii) 課題の解決・目標の達成に向けた取組方針
<ul style="list-style-type: none">・ 文化芸術・まちづくり・創造的産業支援の三位一体による都市の活性化 (数値目標・1、2)

文化芸術のもつ創造性をいかし、市民生活の向上とコミュニティの活性化を図り、まちの再生につなげていく環境を整備する。また、本市の魅力である”海”や”港”や文化・観光資源等、横浜の魅力を発信し、世界に通用する横浜ブランドを確立する。

・ アジア地域を対象とした観光プロモーションの実施（数値目標・2）

羽田空港国際化により、鉄道・道路とも 20～30 分の距離にある横浜は、世界からのアクセスが向上している。そこで、経済成長が著しいアジア地域をターゲットとした本市知名度の向上に取り組むほか、箱根など日帰り圏にある人気観光地等と連携し、横浜を滞在地に組み込んだツアー造成などに取り組むことで、来訪者の増加につなげる。

・ 国際コンベンションを軸とした MICE 全般の誘致（数値目標・3）

本市の MICE 分野における平成 21 年度の実績は、国際会議参加者数で全国 1 位、開催件数 3 位（うち中・大型 2 位）となっている。平成 22 年の APEC 横浜開催など、国際コンベンションの開催実績をいかし、本市の強みである中・大型の国際会議を軸に MICE 全般の誘致を行うことにより、MICE 拠点都市として国際的な地位を確立する。

iv) 課題の解決・目標の達成の過程で創造される価値

ア) 環境価値

- ・ 横浜ならではの魅力を形成する歴史的建造物や倉庫等、既存の建物や街並みを活用することにより、新たな設備投資を必要としない低炭素なまちづくりが可能となり、都市の魅力をもっと高める。
- ・ 都市空間の形成にあたっては、横浜の大きな魅力の要素である、海や緑などの自然環境の維持・向上が図られる。

イ) 社会的価値

- ・ 世界に通用する横浜ブランドの確立により、横浜の知名度が向上する。
- ・ 文化芸術の持つ創造性を様々な施策に生かすことで、市民生活の向上とコミュニティの活性化が図られる。

ウ) 経済的価値

- ・ 横浜ならではの文化芸術イベントの実施、国際会議の誘致及びニューツーリズム等により、観光消費額の大きい宿泊客が増え、市内経済に寄与する。

v) 取組の実現を支える地域資源等の概要

・ **地理的条件**

- ・ 開港以来の歴史を持つ横浜港。
- ・ 都市デザインによる、みなとみらい地区などの魅力あふれる都市空間。
- ・ 関内地区、関外地区における歴史的建造物や倉庫、空きビル等を活用した創造界限。
- ・ 羽田空港や新横浜駅、東名高速道路等、海外や国内主要都市からのアクセスが良好。

・ **産業構造、地域の産業を支える企業の集積等**

- ・ みなとみらい 21 等のビジネス拠点。
- ・ コンベンション都市の中核施設であるパシフィコ横浜。

・都市構造・社会資本の現状

- ・姉妹都市・姉妹港など海外とのネットワークと国際機関の集積。
- ・横浜美術館、横浜みなとみらいホールなどの専門文化施設。

・人材、NPO等の地域の担い手の存在等

- ・市民ミュージカル、大道芸、ジャズフェスティバルなど市民の力による様々な文化イベントの開催。
- ・現代美術のトリエンナーレなど、市民や地域と協働して街全体で盛り上がりを創出する大型イベントの開催。
- ・文化芸術による初黄・日ノ出地区の違法飲食店街再生など、地域、NPO、警察、行政が一体となったまちづくりの実績。
- ・地域で活動する、活動を希望するアーティスト・クリエイターの相談・コーディネートを一元的に行うアーツコミッション・ヨコハマ。
- ・東京芸術大学大学院、慶應義塾大学院（メディアデザイン科）といった、映像教育・研究機関

③その他－２

i) 課題・目標

<テーマ> j) チャレンジ

- ・ワークライフバランスの推進や、女性の活躍による新しい価値創造の促進を通して、市内企業の競争力を強化
- ・高齢者が社会貢献できる環境整備など、市民の活力による地域経済の基盤を強化
- ・環境やライフサイエンス分野を中心に市内企業の技術・経営革新の推進を図り、将来に布石を打つ成長産業を強化
- ・東アジアのハブポート化による、横浜港の国際競争力の強化と東北方面の経済復興支援

解説：

横浜市では、2020年まで人口が増加していくが、人口約375万人のうち生産年齢人口は2005年の69.4%から5.7ポイント減少し、63.7%となり、約25.6%が高齢者となると推計されている。こうした社会情勢を成熟した大都市の活動をシュリンク（都市縮小）させる要因としてではなく、むしろ社会・経済に活力を与えるトレンドとして受け止め、新しい経済価値を創造していく。そのため、

- ①結婚や子育てを契機に仕事から離れた女性の就業継続・就業復帰を促進するとともに、高齢者がソーシャルビジネスにおける仕事や社会貢献活動にいきいきと参画できる環境づくりと併せ、就業者にとってはディーセントワーク（人間らしい働きがいのある仕事）が保たれている状況
- ②市内企業のビジネスチャンスや市民の雇用を生み出す企業が数多く誘致されるとともに、地域経済のキープレーヤーである中小企業が、低炭素のものづくりといった環境分野や健康・介護といった社会課題解決型の分野でのイノベーションを持続している状況
- ③アジア諸港が発展を遂げる中で、横浜経済の中心的機能のひとつである「横浜港」の国際競争力を強化し、物流面から地域経済や市民生活を支えるとともに、東北地方の経済復興支援部にもつなげていくため、東アジアのハブポートとなっている状況を目指していく。

ii) 評価指標及び数値目標

評価指標－１：企業誘致・新規立地件数（うち、アジア企業件数）

数値目標－１：50件（4件）／年（平成21年）→60件（8件）以上／年（平成27年）

評価指標－２：中小企業の新規研究・開発数

数値目標－２：13件（平成21年）→29件以上（平成27年）

評価指標－３：港のコンテナ貨物取扱量

数値目標－３：約280万TEU（平成21年）→約400万TEU以上（平成27年）

iii) 課題の解決・目標の達成に向けた取組方針

1)低炭素化・省エネ技術の革新を行う市内企業への支援や企業誘致による、低炭素化と地域経済活性化の両立（中小企業研究開発促進、ライフイノベーションなど）（数値目標－1、数値目標－2）

市内中小企業の活性化においては、「挑むーつなぐー見せる」の3つのイノベーションから相乗効果を生み出すことを目標とした支援を行う。

「挑む」イノベーションとして、は競争力強化に向けた環境・健康などの成長分野を中心とした研究開発、知的財産活用の支援を行い、

「つなぐ」イノベーションとして、市内中小企業を誘致企業や大手企業と連携させるなど、コーディネートを促進し、

「見せる」イノベーションとして、京浜臨海部の横浜サイエンスフロンティアでのバイオ医薬品開発拠点の整備、医工連携プロジェクトなどで中小企業が参画するコンソーシアムの形成の支援、実証実験の推進を通じた市内企業のビジネスチャンスの拡大、さらに、需要増加が見込まれる環境に配慮した福祉機器、素材、ソフトウェアの開発・販売を進めていく。

また、市内企業の事業機会の拡大や市民の雇用の場の確保などにより市内経済の活性化を図るため、環境やバイオの関連産業などの企業誘致を進めていく。

2)ワークライフバランスを推進する制度をもつなど、新しい働き方を導入する企業の積極的な誘致、地域課題を解決する社会貢献型企業の振興（数値目標－1）

横浜市は、年齢階級別の女性の労働力を見ると、全国に比していわゆるM字カーブが深く、かつ、再就職率も低くなっている。今後の生産年齢人口の減少や、女性の社会参画を促進するためにも、新しい働き方を導入する企業誘致や、女性起業家支援、環境や介護等の社会課題の解決に取り組むソーシャルビジネスの支援を行っていく。

3)（東北方面の経済復興支援も含めた）横浜港の国際競争力の強化（数値目標－3）

横浜港は、開港後150年の歴史の中、横浜市の経済を支える中心的機能の一つであるが、中国などアジア諸港が大きく発展する中、相対的に地位を低下させつつある。また、東日本大震災による物流網の分断は、被災地の経済への打撃はもちろん、我が国全体のサプライチェーンに影響を及ぼした。このような事態を防ぐため、内航航路等の国内輸送網への支援が必要であり、さらには被災地と世界各国を結ぶ国際物流拠点である京浜港の国際競争力を①集荷力の強化、②戦略的な港湾経営の推進、③京浜港の一体化の促進、④災害等リスクに強い港づくりにより高めることで、復興の促進を図る。

4)義務教育から大学院まで、市立学校の連携による新しい時代の横浜を支える人材育成（数値目標－2）

iv) 課題の解決・目標の達成の過程で創造される価値

ア) 環境価値

○企業の経済活動は環境負荷を生む側面を持つが、環境やICT等の研究開発を促進する

ことにより環境負荷を下げ、コスト削減するとともに、企業の競争力を高めることができる。

- 低炭素社会に向け、需要の創出を通じてビジネスチャンスを提供し、市内企業の技術革新（イノベーション）を促すことで、市内経済の活性化を図りつつ、地球温暖化対策を推進できる。

イ) 社会的価値

- 国・地域の経済を支えていく担い手として、これまで以上に女性が労働市場への積極的に参加することは、社会の新しい価値創造につながる。また、ワークライフバランスの実現は、多様な価値観を持った人材の活躍により、経済・地域の成長を促進し、都市の持続的発展に大きく寄与する。
- 高齢者数の増加を扶助費の増大要因など、ネガティブに捉えるのではなく、個々人の特性を生かした就業や社会貢献といった社会参画により、いきいきとした生活を送るポジティブな高齢者像を描くことで、地域コミュニティの活性化を促すことができる。

ウ) 経済的価値

- 今後、市場拡大が見込まれる環境や健康などの成長分野を中心に、中小企業の「イノベーション」を多様な視点から促進することで、中小企業の競争力が強化され、市内経済の持続可能な発展につながる。
- 横浜港のハブポート化により、港湾関連産業の就業者の拡大や、製造・流通・物流業の活性化が図られる。
- 男女が共に家庭生活を大切にしながら、女性が持てる能力を発揮して仕事や地域活動を行う中で、新たなニーズ、新たなビジネスチャンスが生まれる。

v) 取組の実現を支える地域資源等の概要

・産業構造、地域の産業を支える企業の集積等

- ・京浜臨海部末広地区における「横浜バイオ医薬品研究センター」、「理化学研究所横浜研究所」、金沢区福浦地区における「横浜市立大学先端医科学研究センター」など、ライフサイエンス分野の拠点
- ・京浜臨海部、みなとみらい21地区を中心に、市内に9地域ある企業集積エリア
- ・技術提携、文化等で交流している姉妹友好都市、パートナー都市や姉妹・友好・貿易協力港
- ・横浜港の施設
公共バース・財団法人横浜港埠頭公社バース数（101）、うちコンテナバース20。さらに世界最大級国内唯一の大水深バース（水深20m）を整備中（平成24年完成予定）民間バース（162）

・人材、NPO等の地域の担い手の存在等

- 大都市ならではの1,300余のNPO法人
- 横浜市立大学をはじめとした大学の集積や、市域を超えた広域連携大学、国外のグロー

バル連携大学等の産学連携大学（28大学）

・ **地域独自の技術の存在**

Y-PORT事業（横浜の資源・技術を活用した公民連携による国際技術協力）による
ビジネスチャンスの拡大及び世界の都市づくりへの貢献

(3) 3つの価値の総合的な創造

① 3つの価値の総合的な創造による相乗効果・副次的効果の発現

<①環境—1、②超高齢化対応：スマートグリッドのネットワーク活用による、地域におけるつながりの強化と安心な生活の確保>

- 各地域におけるスマートグリッド技術の中核である ICT の副次的利用として、地域内でのエネルギー使用状況はもとより、エネルギーの使用状況が示す生活パターンの違いの検知を通じた、高齢者世帯など居住者の健康管理などに活用することができる。このシステムは、介護サービス、防犯サービスの効率的提供などで構成された見守りネットワークを構築し、家庭間のコミュニケーションへの活用や、各家庭や地域団体・NPO、医療—福祉拠点間の情報・サービス連携を進め、高齢者・障害者・子育て世代などあらゆる市民の 24 時間安心な生活を支えることができる。
- また、福祉施設—医療機関間の同種のネットワーク構築により、ケアを求める人、必要な人を、多角的な視野に立ち切れ目なく支える医-福-保連携、医-診連携、病-病連携を確立することができる。身近な存在であるかかりつけ医や通所施設での包括的なケア・支援を入口としながら、大学病院や拠点病院からの高度医療が享受できる体制が整い、地域福祉・医療の質が向上している。また、元気高齢者の生活支援には、身近な商店街などでの買い物支援などを通じた健康づくりなど、福-医-商連携へも発展可能である。
- さらに、市民活動、防犯・防災、交通情報や商店街などでのイベント・レジャー開催情報など、地域の様々な情報を共有する仕組みとしても活用され、市民や企業の発意・創意工夫が生きたコミュニティ活動を活発化できる。
- これらは、まず地域エネルギーマネジメントや高齢者生活支援といった成長産業の付帯ビジネスとしてスタートするが、特にコミュニティ情報サービスを中心にエリアコーディネーター (3.(1)「推進体制」を参照) を担い手に設定することが重要である。これらのサービスと親和性が高い他のサービスとのマッシュアップを追求することで、全体の収益を向上させ、ソーシャルビジネスの自立性・持続可能性が高められる。

<①環境—2、②超高齢化対応：豊かな自然環境が可能にする、よく働き・学び・遊ぶ、充実した生活>

- 超高齢化=超少子化時代においては、一人ひとりが自分らしく働き・学び・遊ぶことで社会の活力を増進させることが必要となる。特に豊かな自然環境の維持・向上のための活動は、心身の健康の増進と雇用の場の確保という相乗効果が期待できる。

たとえば、農的空間の活用は、都市の緑を増やし良質な自然環境の維持向上に資することはもとより、高齢者・障害者・ひとり親世帯の親・困難を抱える若者等が自分らしく働く機会を創出し、より自立的な生活へ誘導することができる。

また、消費地に近いメリットを活かし、収穫された農産物が横浜に集積した飲食業で活用されることにより、生活の大きな楽しみである「食」に、新鮮さや生産プロセスの

社会的意義・ストーリーという価値が付加され、さらなるブランド価値が向上する。

これらを通じて、21世紀における水・エネルギー・食糧の3問題に対する都市型の解であり、横浜の新たな文化としても継承される「第6次産業」の創出を目指していく。

- 水・緑環境の保全・創造には、その地に培われた歴史・文化の理解が不可欠である。高齢者がその伝承者として参画し、次代を担う子どもたちとともに取り組むことにより、多世代交流を通じて連綿と続く地域の歴史文化・行事が継承され、コミュニティの一体感が醸成できる。

＜①環境－1、①環境－2、③その他－1（クリエイティビティ）：スマートグリッドと豊かな自然環境が刺激する市民の創造エネルギー＞

- 中心市街地における歴史的建造物の活用や民間ビルのリノベーションなどにおいてスマートグリッドを導入することにより、港の情景やレトロモダンなまちなみの雰囲気はそのままに、次世代のエネルギーインフラを展開することができる。

また、アーティスト・クリエイターが、スマートグリッドを構成するエネルギーや建物、運輸・交通施設・設備のデザイン調整に参画することで、より景観に調和した各種プロダクトの開発が可能となる。環境と文化芸術・デザインが融合した”Cool Japan”のものづくりとして、海外においても競争力あるビジネスが展開されることで、アーティスト・クリエイターの活動原資が生み出され、さらに質の高い創作を導く好循環が成立している。

- 大都市でありながら生物多様性豊かな自然環境は、来街者の好感度の高い「意外性」であり都市ブランドを向上する。特に、市民の環境活動と水技術の相乗効果による美しい港、歴史的建造物などデザインの優れた景観、質の高い水際・緑が鮮やかな対比をなす空間を形成することで「アーバン・リトリート（都会の隠れ家）」とも言うべき個性的な活動空間が創出される。これを MICE 都市の特色として確立し、TICADIV（第4回アフリカ開発会議）や2010年日本 APEC 横浜開催に続く大型国際コンベンションの誘致に活用できる。また、いわゆるナレッジワーカーにとっては、オン／オフの切り替え、リラックス、刺激等に関わる緑や水辺、にぎわいの存在は就業環境としての魅力が高いことから、研究・開発拠点などの誘致を通じた高付加価値産業の創生へつなげていく。

＜②超高齢化対応、③その他－2（チャレンジ）；環境・高齢化など世界的課題を、地域の取組で解決＞

- 横浜に居住する高齢者の者の中には、企業等で顕著な実績を上げた高度人材や、ものづくりの豊かな経験を蓄えた職人的人材が多く存在することから、地域活動への参画を促進することにより、経済自立性の高いソーシャルビジネスの創出が可能となる。そのゆとりあるワークスタイルは、従来型の企業への就労などを必ずしも指向しない女性や若者のロールモデルともなり、起業・就労への誘導効果が得られる。

また、研究開発や企業間折衝の経験者を求める市内中小企業と、現役時代に顕著な実績を挙げた経験を持つ高齢者をマッチングすることにより、従来型のプロダクトアウト

型からマーケットイン型の産業刷新を加速できる。

- 大規模団地などの再生には、既存ストックの最大活用を前提として、新技術を効率的かつ効果的に導入するための技術開発要素が多く含まれており、各産業分野における優れた要素技術を蓄積している市内企業の参入機会が増加する。また、開発された技術は国内外都市へ展開することによる需要拡大が期待できる。

<環境—1、①環境—2、③その他—2（チャレンジ）：地球環境の保全を、ビジネスを通じて実現>

- スマートグリッドをはじめとする各種政策の展開を通じて、環境配慮型技術の需要を創出することにより、幅広いビジネスチャンスの提供が可能となる。特に大企業、中小・ベンチャー企業の川上—川下のネットワーク形成や、市内に集積する複数産業分野間の横の連携を強化することにより、より骨太な産業体質へと転換することができる。さらに、企業のみに関ざされた関係ではなく、大学、自治体、企業、NPO等に所属する第一線の専門家とプロシューマー（こだわり消費者）たる市民が緩やかな連携のもとに、ともにシーズ開発を進めることにより、ニッチな技術開発から新しいビジネス領域を開拓することが可能となる。

また、国際貿易の核・人と文化の窓口・アメニティの場・自然環境のショーケースと、多様な機能を持つ横浜港は、低炭素化や生物多様性を守るための取組とビジネスが結びついた象徴的な存在となっている。

② 3つの価値の総合的な創造のための方策

（1）共創の推進

横浜市では、社会的課題の解決を目指し、民間事業者と行政の対話により連携を進め、相互の知恵とノウハウを結集した新たな価値を創出することを「共創」と定義し、専門部署によるリードのもとに各部門において様々な民間主体との協働を進めている。

3つの価値の総合的な創造にあたっては、民間の柔軟な発想を取り入れたオープンイノベーションを、徹底した共創を通じて具体化を進めていく。

共創では、従来の行政主導型の公民連携と異なり、民間の主体的な参画や発意を求め、行政と民間が双方向のコミュニケーションを通じて、それぞれの知識やノウハウ、その他保有している経営資源を最適な形で組み合わせることにより、持続的かつ効率的に、質の高い公共サービスの提供、新たなビジネスチャンスの創出、横浜らしい地域活性化をの推進することを重視している。

このため、「対等・対話」「目標共有」「アイデア保護と透明性確保」「役割分担と責任明確化」を4原則として、事業スキーム、提案の独創性、市場の成熟度などを勘案しながら、パートナーシップ・プロポーザル・課題提起型公募・総合評価・価格競争などの公民連携手法を最適な形で組み合わせ、事業化を進めていく。

（2）市民主体の地域運営（横浜版エリアマネジメント）の推進

例えば、老朽化した団地地区などの場合、居住者の高齢化による住み替え需要、医療・

介護需要の多様化、自立的な交通移動困難、周辺緑地の荒廃などが同時多発的に進行するなど、少子・高齢社会の地域課題は複数分野に渡り総合的に顕在化する傾向が強い。しかし、横浜市内で自治会町内会や市民活動団体が強い連携関係を持つ地域においては、これらの課題を縦割りに捉えず、地域資源を活用しながら一体的・複合的に解決しているケースが多々見受けられる。

横浜市では、こうした市民主体の地域運営を横浜版エリアマネジメントと位置づけ、ノウハウの普及や運営支援を「元気な地域づくり」(2.(1)取組番号 13-2 を参照)として展開しており、この手法を環境未来都市における 3 つの価値の総合的な創造の実現方策として活用する。

具体的には、地域が課題解決に向けた組織づくりや自主的、継続的な取組を進められるよう、福祉保健活動やまちづくり、地域振興などの分野の垣根を越えて、地域で活動する様々な団体や人々の連携の推進や活動に対する補助、地域人材の育成などを行うほか、こうした複合的な活動に対する地域運営補助金の交付などを行う。

従来、こうした地域運営の推進にあたっては、自治会・町内会などの地縁型組織と NPO などのテーマ型組織の融和が課題とされてきたが、本欄①にて上述した地域エネルギーマネジメントシステムは、その運営において地縁型組織が持つ地域網羅的な管理・運営力と、テーマ別組織が持つ専門性の両方が求められ、両者が連携する媒介するシステムとして大いに期待できる。将来的には、これらの活動団体をエリアコーディネーター (3.(1)「推進体制」を参照) に位置づけ、本欄①にて上述したコミュニティビジネスの運営を委ねることにより、より自立的かつ持続可能な運営へと導いていく。

(3) 新たな大都市制度創設の追求

アジアなどの諸外国が大都市を拠点に発展する中、日本がグローバル競争を勝ち抜くためには、大都市が国全体の発展を牽引する成長拠点として役割を果たす必要がある。

今後大都市が直面する、さらなる人口集中や急増する高齢人口への対応、老朽化する都市インフラの維持更新などの課題を効率的に解決し、日本全体の活力ある持続的発展の実現に向けて、横浜市は現行指定都市制度に代わる新たな大都市制度の早期創設を提案する。

横浜市が実施した調査では、横浜市が現行指定都市制度よりも自立性の高い制度の下に置かれた場合の経済的効果は 4.3 兆円に達すると試算している(野村総合研究所『大都市制度創設に伴う経済的効果試算等業務委託-経済効果試算編-』、2010 年)。こうした経済的効果は、横浜市のみならず周辺自治体にも雇用創出や経済活性化として波及する。

このため、横浜市では「国の成長拠点となる大都市」「地方全体を支え、他地域と共生する大都市」「大都市行政課題の有効解決」「分権型社会にかなう大都市自治の拡充」「簡素で効率的な行政の実現」を基本的な姿勢として、広域自治体から独立した総合性と自立性の高い自治体、近隣自治体と水平的・対等な連携協力を基本とする広域行政、役割・仕事量に見合った自立的な税財源の拡充を提案し、大都市構想を共有する他の自治体と連携し、制度創設に向けて強く働きかけていく。

2. 取組内容

(1) 5年以内に実施する取組の内容

1 <<地域エネルギーマネジメントシステムの構築・普及>> (①環境—1)、(①環境—2)、
(②超高齢化対応)、(③その他—1)、(③その他—2)

①取組内容

大胆なCO2削減目標(平成62(2050)年度までに温室効果ガス排出量の基準年(1990年度)比80%以上の削減)の達成を目指し、①エネルギー、②建物、③運輸・交通、の3分野を対象として、低炭素関連技術を活用した社会システムの構築を図る。

平成22年度から「次世代エネルギー・社会システム実証地域」(経済産業省)の採択を受け、横浜市が最先端の技術を有する民間企業やエネルギー事業者との連携で推進している日本型スマートグリッドの構築プロジェクト「横浜スマートシティプロジェクト(YSCP)」を大規模な市民参加の下に加速化する。実証後の技術の既成市街地への実装モデル事業として、横浜市で先行して取り組んでいるスマートグリッド関連の開発技術・成果などを、東日本大震災被災地の自治体と連携して展開・活用し、早期の復興、新たな都市づくりに貢献する。また、特定エリアでのエネルギーセキュリティの強化を推進する。

横浜スマートシティプロジェクトでは、環境未来都市の計画期間の前半は技術の確立を目指した実証を中心に行い、後半については、同実証フィールドである3エリア(みなとみらい21エリア、港北ニュータウンエリア、横浜グリーンバレーエリア)から段階的に拡大し、環境未来都市にふさわしい基盤整備を面的に展開する。

さらに、横浜市には、製造業やサービス業、研究開発機関などが集積しており、横浜スマートシティプロジェクトを展開していくことにより、需要の創出や市内企業の技術革新(イノベーション)を促し、大企業から市内企業まで広範に市場拡大につなげていくことが可能である。「中小企業の経営革新～挑む・つなぐ・見せるイノベーション～」(③その他—2(チャレンジ))と緊密に連携し、市内経済の活性化を図りつつ、環境と経済の好循環を目指す。

横浜市では、幅広い海外ネットワークや豊富な国際協力実績、環境都市としての実績を生かし、「公民連携による新興国の課題解決」(①環境—2(水・大気))の一環として、民間の先端技術と行政の都市づくり・環境対策のノウハウなど、相互の強みを活かし、公民連携した国際技術展開を推進する。

【具体的な取組】

大規模な再生可能エネルギーの導入、住宅やビルなど、個々の需要地点でのエネルギーマネジメント、エネルギーマネジメントシステムと送配電システムなど大規模エネルギーネットワークとの相互補完、電気自動車を活用した次世代交通システムなどの「技術」実証を行う。

実証された技術の普及に向けたサービス形態や新規ビジネスの試行的導入による「経済性」実証、確立されたサービス（制度設計との連携を含む）の広域普及による社会システムとしての「普及効果」実証を通じ、地域エネルギーマネジメントシステムを確立し、エネルギーの供給側では省コスト化、再生可能エネルギーの大量導入や安定利用、省 CO2 化などを図るとともに、需要家(市民)側からも、快適で、多様な利用ニーズに即した省エネ化、省 CO2 化を図り、また、安全で、かつ地域で自立化したエネルギー利用を実現する。

具体的には以下の取り組みを実施する。

(1) 東日本大震災被災地と連携した先導的復興モデル事業

横浜市で先行して取り組んでいるスマートグリッド関連の開発技術・成果や、横浜市がこれまで蓄積してきた環境に関連した行政ノウハウや地域間連携による森林保全へのカーボン・オフセットノウハウなどを、東日本大震災被災地の自治体と連携して展開・活用し、被災地における先導的復興モデル事業に取り組み、早期の復興、新たな都市づくりに協力する。

- ・被災自治体の復興に向けたスマートタウンの整備や産業振興、雇用創出といった取り組みに対して、横浜市及び参加企業と被災自治体との協力体制を構築し、例えば震災避難者の受け入れを想定したスマートタウン整備や自治体情報データセンターの設置、運用などにおいて、横浜スマートシティプロジェクトにおける開発技術・成果や横浜市が蓄積している行政ノウハウを展開・活用する。
- ・また、改正 PFI 法に伴う官民連携事業による震災復興案件（国土交通省）について提案を行う被災地自治体と協力体制を構築し、パブリック・プライベート・パートナーシップ (PPP) の手法により民間事業者の資金やノウハウを活用した上下水道インフラ復興・運営モデル事業を行う。また、横浜市が持つ街づくりに関するノウハウを活かし、沿岸部の復興計画へ協力していく。これに加え、厚生労働省からの依頼を受けて、これまでに被災住民が安心して暮らしていただけるよう水質調査等を行ってきている被災地に対しても、協力を行っていく。

(2) みなとみらい (MM) 21 及び周辺地区のエネルギー自立強化

- ・MM21 の都市像「24 時間活動する国際文化都市」を目指して、横浜の代表的な業務・商業エリアである MM21 及び周辺地区での災害時や大規模電源の電力不足時などでのエネルギー供給面を強化するため、地域分散型で安定した電力供給を行うガスコージェネレーションシステムの導入や自家用発電機を有効利用した新たな電源の設置、特定電気事業などを系統連系等も想定して検討実施する。

(3) 大規模な市民（需要家）参加によるスマートグリッド構築

- ・HEMS 及びスマートメータを電気事業者と連携しつつ 4,000 世帯に導入し、横浜スマートシティプロジェクト地域実証で開発する CEMS と接続のうえデマンドレスポンス（需要家に対してインセンティブを付与した電力消費制御依頼）を実施する。
- ・また、太陽光発電システム (PV) を、横浜市独自事業である横浜グリーンパワー事業（後述）にて導入促進し、エネルギーマネジメントにおけるデマンドレスポンスの実効性を高

める創エネ機器（太陽光発電システム（PV）、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム等）、蓄エネ機器（蓄電池、電気自動車（EV）等）についても、横浜グリーンパワー事業のスキームの活用や、横浜スマートシティプロジェクト実証プロジェクトのデモ展示などにより、市民への導入促進を行う。

- ・自立した地域エネルギー利用に向け、スマートグリッドの構成要素として重要となる再生可能エネルギーを大規模導入し、さらに、変電所等に系統と連系した定置型蓄電池（需給調整用）と蓄電池 SCADA（制御システム）を設置し、大量導入される PV による周波数変動を吸収するとともに、需要家側に設置される多数の蓄電池を仮想的に集合化して、蓄電余力を利用したピークカット、ピークシフト等を実施する。
- ・地域の拠点公共施設に PV と組み合わせた大型蓄電池を設置し、施設電力のピークカット、ピークシフトや、CEMS と連携した地域エネルギーの制御を実施する。また、災害等緊急時の自立電源として活用する。
- ・横浜スマートシティプロジェクト実証期間（平成 26（2014）年度まで）後は、得られた成果を基にしつつ、再生可能エネルギー等の導入を更に拡大し、市域全体へ対象を拡大しインフラ環境を整備していくとともに、持続的に成り立たせるためのビジネスモデルの試行や必要な制度設計の検討を行う。

（4）横浜グリーンパワー事業（YGP）

- ・横浜市では、住宅用 PV は年々倍増で導入が図られてきており、導入補助件数では平成 22 年度で約 2,000 件、平成 23 年度は 4,000 件（目標件数）と国内でも随一の実績である。こうした高い市民意識や購買意欲も背景として、再生可能エネルギーの新たな導入手法として横浜グリーンパワー事業を平成 22 年度から実施している。
- ・横浜グリーンパワー事業とは、HEMS や PV 等を民間事業者のノウハウや営業資源を活用し、市民に安価で大量に提供できるようにすることで、再生可能エネルギーの普及拡大と、それによる CO2 削減を図っていく取組である。
- ・公募によって選定された民間事業者が、市の補助金件数分の機器の販売を託されることで、仕入れの段階で大量一括購入によるバーゲニングパワーを発揮でき、さらに、市の補助金額分を販売価格から差し引くことにより、市民にとっての低価格化を実現している。
- ・現在はモデル事業として事業展開中で、横浜スマートシティプロジェクトの実証実験に必要な HEMS や PV などを対象エリアに集中導入し、将来の低炭素都市構築に寄与していくことを狙いとしている。
- ・平成 26 年度までの間は、地域でのエネルギーマネジメントシステムの確立に向けて、今後、各家庭で必要となる機器を中心に、その普及拡大を図っていく。
- ・市民の PV や HEMS 導入による CO2 排出削減分からクレジットを創出し、その売却益を市民に還元したり環境貢献活動に活用することで、スマートグリッド構築に向けた経済的・精神的なインセンティブを与える方策をできるだけ早期に確立する。
- ・また、実施事業者及びその協力会社の中に、市内中小企業の参入を促進する方策を構築し、

<p>市内中小企業の技術革新やビジネスチャンス創出を図り、市内経済の活性化につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに HEMS 導入目標である 4,000 世帯を対象に、エネルギーマネジメントシステムへの理解向上や省エネ型のライフスタイルへの見直しを促すセミナーなどを開催し、地域におけるオピニオンリーダー化を図る。 ・横浜スマートシティプロジェクトの実証実験が終了する平成 27 (2015) 年以降は、平成 26 (2014) 年度まで実施・成熟させた事業スキームを発展させ、引き続き市民が安価に PV などを導入できるよう、民間事業者に対して市からの補助金に頼らない手法 (認定事業者制度等) も視野に入れた支援を実施し、再生可能エネルギーの更なる普及拡大に努める。
<p>②実施主体</p> <p>横浜市、横浜スマートシティプロジェクト参加企業、横浜グリーンパワー事業実施事業者ほか</p>
<p>③実施エリア</p> <p>(1) 宮城県及び福島県の被災地域。</p> <p>(2) 「みなとみらい 21」及び周辺地区</p> <p>(3) 「みなとみらい 21」、「港北ニュータウン」、「横浜グリーンバレー」の 3 エリアを中心に行う。</p> <p>(4) 「みなとみらい 21」、「港北ニュータウン」、「横浜グリーンバレー」の 3 エリアを含む「西区・中区」、「青葉区・都筑区」、「金沢区」の 5 区を中心に行い、今後全市展開を図る。</p> <p>解説：横浜スマートシティプロジェクトでは、横浜市のもつ中小国家にも比肩する規模そして多様な地勢 (「みなとみらい 21」(人口約 7 千人・世帯数約 3,600) や関内・関外等の中心市街地や日本有数の港湾地域、郊外には「港北ニュータウン」(都筑区、人口約 20 万人・世帯数約 7.5 万) や「横浜グリーンバレー」(金沢区、人口約 21 万人・世帯数約 8.7 万) 等の大規模開発地や緑・水豊かな住宅地等も存在)、369 万人の市民が実際に暮らしているインフラ更新が容易でない既成市街地へのシステム適用を目指す。</p> <p>解説：横浜グリーンパワー事業では、横浜スマートシティプロジェクトで実施する地域エネルギーマネジメントシステムの実証実験に資するよう、3 エリアを含む 5 区において実証実験に必要な機器の導入促進を図りつつ、全市的にも低炭素都市の実現に向け、再生可能エネルギー等の普及を図る。</p>
<p>④事業費・事業規模</p>

事業費の主要な用途は、PV、HEMS、創エネ機器等に対する導入補助費や定置型蓄電池の導入費、MM21 及び周辺地区のエネルギー自立強化検討実施費、東日本大震災被災地との復興連携費を見込む。HEMS 及びスマートメータの導入及びデマンドレスポンスは、横浜スマートシティプロジェクト参加企業の実証実験の取り組みと連携して実施。

⑤実施時期

- (1) 「官民連携事業による震災復興案件」(国土交通省)の採択に基づき実施
- (2) 平成 23 (2011) 年度に事業化検討調査を行い、その結果に基づき実施。
- (3) 平成 26 (2014) 年度までを実証期間とし、27 (2015) 年度以降は実証により確立された技術について、持続的に成り立たせるためのビジネスモデルの試行や必要な制度設計の検討、国内外に向けた横展開を実施する。
- (4) 横浜スマートシティプロジェクトの実証期間である平成 26 (2014) 年度までは、現行の事業スキームに改良を加えながら、実施する。平成 27 (2015) 年度以降は、市からの経済的な支援なしでも再生可能エネルギーの普及に資するような事業スキームも含め検討し継続実施する。

⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性

スマートグリッドの取組みにより、安全で快適な市民生活を追及しながら、同時に低炭素型エネルギーを安定的に供給できる都市づくりを可能とするエネルギーマネジメントシステムを構築し、横浜市において先導的に導入した成果を東日本大震災被災地に展開し、早期復興、新たな都市づくりに貢献していく。

また、更なる普及展開を狙い、世界最大規模の横浜市の特性を活かしたスマートシティを構築し、世界に展開可能なソリューションを確立する。

導入スピードを上げるアプローチとしては、設備の構築のみならず運用を含めた「都市一括ソリューション」として導入することや、既存都市インフラも最大限活用することにより、スマートシティの立ち上げスピードを高める。

MM21 地区ではガスコージェネレーションシステム等が導入され、突発的な災害で大規模電源による電力供給が消失しても停電が発生しない災害に強く快適な都市空間が整備される。また、高効率の電源設備を導入することで大規模電源に依存しない自立分散型エネルギーシステムが構築される。さらに、一般家庭における時間帯別料金の導入や特定電気事業の域内電源容量保有率の緩和がなされることで、MM21 地区を先導モデルとして、市内で特定規模電気事業や特定電気事業が展開され、多様なサービスが提供される。市民は各々のニーズに適したサービスを選ぶことが出来るようになる。

横浜グリーンパワー事業においては、日本型スマートグリッドを確立する上で必要となる機器や再生可能エネルギーの普及拡大を図る具体的な取組の中で、新しいビジネスモデルの構築が期待される。これにより、環境分野で活躍する市内中小企業に更なるビジネスチャンスが生まれ、市内経済の活性化が期待できる。

また、市民にとっても、安価でPV等の再生可能エネルギーが導入できるため、様々な災害に対し、安全・安心な家、ひいては街づくりにこれまで以上に積極的に取り組む土壌が出来上がるとともに、これらの最先端技術に触れ、理解を深めることで、ライフスタイルの変革も期待でき、横浜市民一丸となった低炭素都市の実現のための機運の醸成が図られる。

⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言

1 規制の特例措置（緩和・強化）

（1）一需要場所の定義

・需要が集積する首都圏の既存街区にガスエンジンを設置にあたり、各建物単位で設置するより、1台のガスエンジンを複数の建物で共有して活用するほうが経済性・省エネ性において優れているが、複数の建物間で電気を融通することは、電気事業法上の一の需要場所の規制により実現が難しい。従って、電気事業法施行規則第二十条の一項を緩和し、既存街区で電気の融通を可能にする。

【関係法令：電気事業法第十七条第一項第一号】

（特定供給）

第十七条 電気事業を営む場合及び次に掲げる場合を除き、電気を供給する事業を営もう

とする者（一般電気事業者を除く。）は、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

- 一 専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内の需要に応じ電気を供給するための発電設備により電気を供給するとき。

【関連法令：電気事業法施行規則第二十条】

（構内の定義）

第二十条 法第十七条第一項第一号の経済産業省令で定める構内は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 さく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内
- 二 隣接する複数の前号に定める構内であって、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いもの

（2）特定電気事業者の地域内での電源容量保有率の緩和

- ・特定電気事業は、一般電気事業者とは独立して電力供給が可能な事業であり、東日本大震災以降、安定供給の観点から各方面から導入の検討が進められているところ。停電などの緊急時において必要となる電源容量は異なることから、実態に合わせた運用を可能とする。

【関連法令：電気事業法第五条】

（許可の基準）

第五条 経済産業大臣は、第三条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 六 特定電気事業でその供給地点が一般電気事業者の供給区域内にあるものにあつては、その事業の開始によつて当該一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないこと。

（3）地方公共団体から政府が管理する償却口座へのクレジットの移転についての寄付制限の対象からの除外

- ・現行の制度では、市民の PV や HEMS 導入などによる CO2 排出削減分から創出されたクレジット（国内クレジットや京都クレジットなど）について、地方公共団体がカーボン・オフセット実施のためにクレジットを購入して政府が管理する償却口座に移転する際に、クレジットの価額に相当する金額等が国等に対する寄附金とみなされ、地方公共団体の国等に対する寄附制限により実質的に禁止されている。地方公共団体によるカーボン・オフセット実施のために寄附制限の対象外（特例）としていただきたい。

【関連法令：地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第五条】

（国等に対する寄附金等）

第五条 地方公共団体は、当分の間、国、独立行政法人 ～（中略）～に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物

品等を含む。以下この条において「寄附金等」という。)を支出してはならない。

⑧その他

<p>2 <<電気自動車 (EV) の普及・利活用>> (①環境—1)</p>
<p>①取組内容</p>
<p>市域における運輸部門のCO2排出量は全体の約20%を占めており、運輸部門におけるCO2排出量の約86%が自動車からの排出で、残りが鉄道、船舶からの排出である。また、自動車からの排出の約50%を、乗用車などを中心とする旅客自動車(自家用)が占めている。</p> <p>CO2排出削減を図る上では、自動車単体からの排出削減が最も効果的であり、また、脱化石燃料、大気環境の改善等の観点からも、EVを始めとするクリーンエネルギー・低燃費・低排出車の普及に向けた取組を進めることが重要である。</p> <p>EVは、横浜スマートシティプロジェクト(取組番号1. 地域エネルギーマネジメント構築・普及)においても、バッテリーを蓄電装置として利用する技術を開発し、家庭・ビル等でのエネルギーマネジメントに活用し、再生可能エネルギーの利用率向上等を図るとともに、再生可能エネルギーの大量導入時に必要となる、電力の安定化への活用の可能性を検証することとしている。</p> <p>本取組では、本来の低炭素型モビリティとしてのEVの普及・利活用可能性を以下の取組において追求する。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車単体の取組として、走行中に排出ガス(CO2、NOx等)を一切出さない電気自動車(EV)の普及を促進するためのEV導入補助を行う。 2 EV普及拡大に向け、商店街やデパートなどの商業施設の協力のもと、EVでの来訪者が商店等で特典を受けるなど、EVパートナー制度を確立する。 3 EVカーシェアリングの実施により車両管理工数の削減と運行効率を高める業務車両をEVに代替していきCO2の削減を図る。 4 EV普及の課題であるEV充電インフラ整備のため、充電設備等の導入補助を行う。 5 大規模集合住宅において駐車場は管理組合等による共同所有の形態が多く、EV購入者が独自に充電設備を設置することが困難である。そのため、高層マンションや賃貸集合住宅での充電環境のガイドラインを設けることにより、集合住宅在住者へのEV導入を促進する。 6 充電時のケーブル接続の手間を省く非接触充電等、次世代に向けた充電インフラ整備に関する研究・実証を行う。
<p>②実施主体</p>
<p>横浜市、日産自動車(株)</p>
<p>③実施エリア</p>
<p>市内全域</p>
<p>解説：EV普及には、自動車単体の取組はもちろん、充電インフラ整備やEV導入者が安心</p>

して走行できる環境整備が必要。市内の特定のエリアを限定せずに取り組んでいくことが重要。

④事業費・事業規模

4.8 億円

⑤実施時期

平成 23（2011）年度～27（2015）年度

⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性

- 1 2013 年 ITS 世界会議東京において、みなとみらい 2.1 地区を中心に充電器の充実など EV 利用者が安心して走行できる街並みを実現する。
- 2 EV 導入補助や EV 充電インフラ整備のための充電設備導入補助、EV パートナー制度の拡大を図ることにより市内 EV 導入台数 2,000 台（平成 26 年度）、EV 充電設備 650 基（平成 25 年度）を目指す。
- 3 EV 充電インフラ整備における規制緩和がなされ、充電サービスが市内全域に展開される。

⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言

- 1 規制の特例措置（緩和・強化）
 - (1) EV 充電インフラ整備における規制緩和
 - ・路上駐車場（パーキングメーター）への充電設備設置による道路占有に関して、許可条件項目に電気自動車充電設備の追加
 - ・非接触充電器の道路埋設に関して、道路占有許可項目への追加
 - ・電気事業法の一事業所一需給契約の規制の緩和
 - ・給油取扱所に設置される充電設備の技術基準の緩和
 - (2) EV カーシェアリング普及における規制緩和
 - ・路上駐車場（パーキングメーター）をカーシェアリングステーションとして使用する道路占有に関して、道路占有許可にカーシェアリングステーションの追加
 - ・カーシェアリング車両のレンタカー枠からの除外による車両保有者への負担軽減
 - ・複数の事業者間での車両の共同所有におけるレンタカー事業者としての届出不要の実現
- 2 財政上の支援措置
 - (1) 低炭素型次世代交通社会促進に向けた支援
 - ・電気自動車・プラグインハイブリッド車の導入及び充電設備設置に対する補助の拡大・継続
 - ・非接触充電設備の研究及び実証実験に対する支援
 - ・電気自動車・プラグインハイブリッド車の非接触充電設備設置に対する補助の新設・

法改正による設置手続きの簡素化

3 税制のグリーン化

(1) 電気自動車導入に対するインセンティブ

- ・自動車税にEV減税を新設
- ・電気自動車購入者に対する自動車税等の減免（エコカー減税）の継続・拡大

⑧その他

3 <<低炭素化による「選ばれる港づくり」>> (①環境—1)
①取組内容
<p>外航船、内航船が行き交う横浜港において、温室効果ガス削減効果の高い機器の導入を進める。</p> <p>大都市ならではのメガソーラー事業の可能性を探る。具体的には、休耕田など広大な土地を有する地方とは異なり、土地利用が進む大都市においてまとまった面積（1 ha 以上）の遊休土地を提供することは必ずしも容易ではないが、未利用地に民間ビル・公共施設の屋上なども組み合わせて必要な面積を確保して、都市ならではの充実したインフラ（既設送電網・敷地までの導入路等）を活かした都市型のメガソーラー事業の実現を図る。再生可能エネルギーの活用は喫緊の課題であり、地域特性を踏まえ、実施可能性を丹念に見極めつつ取り組み、国内外に横浜市・横浜港の環境へ姿勢をPRしていく。</p> <p>そして、アジア諸港との競争が激化する中、これらの低炭素化への取組をセールスポイントの一つとした「選ばれる港づくり」を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 荷役機械の電動化、ハイブリッド化 2 メガソーラー事業の誘致 3 LED照明の導入
②実施主体
<ol style="list-style-type: none"> 1 民間の港湾関係事業者 2 発電事業者及び横浜市 3 横浜市及び民間の港湾関係事業者
③実施エリア
1～3 横浜港内
④事業費・事業規模
<p>事業費：6億円</p> <p>事業量：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 荷役機械の電動化 ⇒ 横浜港内に初導入 ハイブリッド化 ⇒ 増加 2 メガソーラー事業 ⇒ 発電開始 3 LED照明 ⇒ 横浜港内の公共施設・民間施設への導入
⑤実施時期
1～3 平成24年度～
⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性
<p>成功事例、普及展開のイメージ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民間事業者による荷役機械の電動化・ハイブリッド化が一段と進展することで、温室

効果ガスの削減のみならずエネルギーコスト削減や作業効率の改善を実現。

実証実験レベルではない、ビジネスの一環としての成功事例は、他事業者にとっての呼び水的役割を果たすことになり、他港への波及効果を期待できる。

2 再生可能エネルギーの利用促進は地球規模での課題であり、日本国内においても「再生可能エネルギー特別措置法」の施行を契機に太陽光発電、風力発電などの導入が進展。

広範な敷地が必要となる太陽光発電は、遊休土地を保有する地方において盛んであるが、「横浜」では、広さだけでなく、充実した既設送電網など大都市ならではの条件を活かした発電事業が行われ、世界中の船舶が行き交う横浜港におけるメガソーラーは、その立地条件から世界に向けた“エコな横浜”というイメージの発信に役立っている。

⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言

温室効果ガス削減を実現できる機器等を導入には多大な初期投資がネックとなる場合が多い。そこで、それらを導入する者への支援として、現行では、経済産業省が実施する「エネルギー使用合理化事業者支援事業」があるが、対象事業者や補助率などを拡充させた更なる支援をお願いしたい。

⑧その他

4 <<下水道技術の国際戦略拠点設置、官民連携による海外水ビジネス展開支援>> (①環境—2)	
①取組内容	
<p>経済発展とともに都市インフラ整備を進める新興国を対象に、日本の上下水道がビジネスチャンスとなる可能性があることから、公民連携による「横浜水ビジネス協議会（以下「協議会）」等を設置し、エネルギー分野をはじめとした技術力や豊富な運営実績を活用し、民間企業の水ビジネスを支援していく。</p> <p>推進にあたっては、上水道分野との連携を強化するとともに、「下水道技術の国際戦略拠点」について、羽田空港とのアクセスが至便である北部下水道センターへの設置を推進する。</p>	
②実施主体	
横浜市、国土交通省（検討中）、民間企業	
③実施エリア	
北部下水道センター（下水道技術の国際戦略拠点設置候補箇所） 神奈川県横浜市鶴見区末広町 1-6-8	
④事業費・事業規模	
事業費：0.2 億円 解説：調査費、協議会運営費等 事業量：協議会設立・運営 <p style="text-align: center;">下水道技術の国際戦略拠点設置・運営</p>	
⑤実施時期	
平成 23（2011）年度 横浜水ビジネス協議会の設立 平成 24（2012）年度 下水道技術の国際戦略拠点設置、協議会の運営、企業の海外展開支援 平成 25（2013）年度 拠点の運営、協議会の運営、企業の海外展開支援 平成 26（2014）年度 拠点の運営、協議会の運営、企業の海外展開支援 平成 27（2015）年度 拠点の運営、協議会の運営、企業の海外展開支援	
⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性	
<p>新興国のニーズに対応した公民連携による海外技術展開支援は、横浜の上下水道技術・経営ノウハウとともに市内企業の技術的評価を海外に広め、技術やノウハウが蓄積した国際都市としての知名度を高める。その結果、市内企業のビジネスチャンスや海外企業の誘致拡大など、今後の海外展開の好循環が期待される。</p> <p>また、市のノウハウとネットワークを活用して市内企業の海外展開を総合的に支援することで市内経済の活性化につながる。また、大企業と中小企業、中小企業同士のパートナー</p>	

ーシップの創出など、あらゆる参入を支援していく。

⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言

競争著しい海外水ビジネス市場における新興国等のニーズは、上下水道一体のパッケージとなる場合が多く、海外の大手企業は、上下水道一体での展開を行っている。そのため、横浜市が提案する国際戦略拠点、海外企業との競争優位を発揮するために上下水道が一体的となったものとしている。

また、下水道技術の国際戦略拠点を効果的に設置するために、国と地方等との役割分担・連携や、地方の厳しい財政状況を鑑みた地方への十分な財政的支援等についての検討をお願いしたい。

⑧その他

5 <<先進的都市インフラ技術の海外展開>> (①環境—2)

①取組内容

1 独立行政法人国際協力機構（JICA）ベトナム国中部地域都市上水道事業体能力開発プロジェクト

平成 19（2007）－平成 21（2009）年に JICA が実施し、横浜市水道局が全面的に協力したフエ省水道公社への技術協力プロジェクトでは、浄水処理・水質管理・配水管理等の専門家派遣・研修員受入を通じて同公社の人材育成を図り、その結果、同公社は WHO の「水安全計画」に基づく安全な水道水の供給体制が確立し、平成 19（2009）年に「安全な水宣言」を出した。

本プロジェクトは、この成果をベトナム中部地域 17 市省に広げることを目指し、水安全計画に関する水道事業体の人材育成のしくみ作りを行うもので、(1)新設される中部水セクター研修センターの研修能力強化、(2)フエ省水道公社の技術・経験の普及、(3)関係機関（建設省、水道事業体、中部水セクター研修センター、都市建設大学校等の研修機関、ベトナム上下水道協会、省人民委員会等）のネットワークの強化を通して、中部地域水道事業体の能力を向上するための「実践的な訓練の枠組みづくり」を目的として実施される。

2 横浜ウォーター（株）の国際関連事業との連携

横浜市水道局が平成 22（2010）年 7 月に設立した横浜ウォーター（株）の国際関連事業について、横浜市が有する高い技術力・ノウハウ・豊富な国際協力の経験を生かして同社と連携していく。

現在、同社では、水分野の企業の海外ビジネスにおいて、市との連携体制をベースにアジア地域を中心としたコンサルティング業務、研修業務等を行っている。将来は JICA 技術協力プロジェクトや PPP 案件への事業参加を視野に入れている。

また、「横浜水ビジネス協議会」への参加を通して、上下水道分野で市内企業とも連携して海外水道事業の課題解決に取り組む。

②実施主体

1 JICA ベトナム国中部地域都市上水道事業体能力開発プロジェクト

JICA、横浜市、
ベトナム社会主義共和国建設省、中部水セクター研修センター、フエ省水道公社

2 横浜ウォーター（株）の国際関連事業との連携

横浜ウォーター（株）、他の民間企業・団体等

③実施エリア

<p>1 JICA ベトナム国中部地域都市上水道事業体能力開発プロジェクト ベトナム中部地域 17 市省</p> <p>2 横浜ウォーター（株）の国際関連事業との連携 アジア地域等受注案件による。</p>
<p>④事業費・事業規模</p>
<p>1 JICA ベトナム国中部地域都市上水道事業体能力開発プロジェクト 計画期間内事業費総計：市費（一般会計予算）計上なし 計画期間内事業量総計： ・水道事業体職員の再訓練の場としての研修センターの立ち上げ ・フエ省水道公社の運用ハンドブックを5つのパイロット水道事業体へ普及 ・プロジェクト全体の専門家派遣は、延べ 153 人を投入する予定</p> <p>2 横浜ウォーター（株）の国際関連事業との連携 計画期間内事業費総計：市費（一般会計予算）計上なし 計画期間内事業量総計：受注案件により異なる</p>
<p>⑤実施時期</p>
<p>1 JICA ベトナム国中部地域都市上水道事業体能力開発プロジェクト 平成 22（2010）年 6 月 6 日～平成 25（2013）年 6 月 6 日（3 年間）</p> <p>2 横浜ウォーター（株）の国際関連事業との連携 受注案件による。</p>
<p>⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性</p>
<p>1 JICA ベトナム国中部地域都市上水道事業体能力開発プロジェクト JICA ベトナム国のプロジェクトを通じ、各水道事業体の水処理技術のレベルが向上して無駄が省かれ、ベトナム中部地域において安全な水道水の供給が拡大するとともにエネルギーの効率化が図られ、低炭素社会の実現につながる。</p> <p>2 横浜ウォーター（株）の国際関連事業との連携 横浜ウォーター（株）の国際関連事業との連携を通じ、公民連携による海外展開が進み、経験・ノウハウが蓄積される。また、水道事業体と連携した PPP 事例は、他都市への水平展開も可能となる。</p>
<p>⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言</p>
<p>JICA の調査案件等では、応札条件として、補強（※）を現地業務に従事する業務従事者数の 1/2 を上限にしていることが多い。公民連携による PPP 事業の展開を推進するために、水道事業体との連携等により案件を確実かつ責任を持って対応できる体制が構築できる場合には、補強の上限を引き上げることを提案したい。</p> <p>（※）自社と雇用関係のない技術者を当該業務に従事させること</p>

⑧その他

<p>6 <<公民連携による新興国の課題解決>> (①環境—2)</p>
<p>① 取組内容</p>
<p>急速に経済成長が進む新興国においては、成長の一方で人口集中やインフラ整備の不足などにより、都市環境の悪化が深刻な問題となってきている。</p> <p>そこで、横浜市としては、様々な都市課題を克服してきた横浜市と優れた技術力を持つ企業が連携し、新興国における都市課題解決に向け、インフラ整備などを進めるため、「横浜の資源・技術を活用した公民連携による国際技術協力」を「Y-PORT 事業」(Yokohama Partnership of Resources and Technologies)と呼称し、新興国等の都市課題解決の支援(社会的責務)と市内経済の活性化(経済成長戦略)に向けた取り組みを進めている。</p> <p>1 自治体の持つ総合力・海外ネットワーク、信用度をフルに活用し、民間企業の技術・海外展開力をテコに環境に配慮したまちづくりを新興国へ提案・展開を目指すこととし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Y-PORT における公民連携による都市アドバイザー、都市整備事業の国際展開 ・ 関連援助機関、海外企業展開支援機関(独立行政法人国際協力機構(JICA)、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)、国際協力銀行(JBIC)などを念頭)の施策とのタイアップの強化 <p>2 国際機関、国内外学術機関、民間企業との連携により、環境に配慮した都市づくりの知的交流拠点となるためのプロモーション、取組を推進することとし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Smart City Week に代表される国際的コンベンションの積極的形成、誘致 ・ 民間企業との連携によるスマートシティセンター設立などの拠点性の強化 ・ 世界銀行、アジア開発銀行などとの連携強化による国際的知的ベースづくりへの貢献 ・ 市内大学との連携(横浜市立大学 Global Corporation Institute for Sustainable Cities(GCS)、アカデミックコンソーシアム、横浜国立大学都市イノベーション学府)の強化を通じた、まちづくりの知的プラットフォーム形成 <p>などを検討する。</p>
<p>② 実施主体</p>
<p>横浜市と企業、各省庁、JICA、JBIC、世界銀行(WB)、アジア開発銀行(ADB)などの国際機関が必要に応じて連携して事業を展開</p>
<p>③ 実施エリア</p>
<p>アジア、アフリカなどの新興国</p> <p>解説：横浜市はベトナムにおける水道整備などに永年協力をするとともに、インドのデリー・ムンバイ産業動脈構想での日揮(株)が進めるFS調査にアドバイザーとして協力するなど積極的な海外技術協力を進めている。また、インドの他の地域やインドネシア、マレーシアにおいても企業や国際機関とともに調査や研修受け入れなどを予定している。</p>
<p>④ 事業費・事業規模</p>

<p>1.3 億円</p> <p>解説：横浜市の平成 23（2011）年度予算は、出張費用や国際会議開催費、調査費等で約 0.2 億円である。FS 調査については、JICA、経産省、環境省により、企業提案が採択されたものを行っているが、本市は企業からの費用負担は現時点では一切受けていない。インフラ整備の事業費、事業規模等については、インフラ整備案件の内容や円借款などの条件により大きく異なるため、事業実施段階で決定される。</p>
<p>⑤ 実施時期</p>
<p>インドのデリー・ムンバイ産業動脈構想での日揮（株）が進める FS 調査は実施中 マレーシアの廃棄物案件は JFE エンジニアリングが JICA から FS 調査を受託しており、本市との協力関係は調整中。</p>
<p>⑥ 当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性</p>
<p>新興国の都市課題解決は、地方自治体が培ってきたノウハウと企業が持つ高い技術力の連携により、環境改善が可能な分野であり、我が国の国際貢献としても、世界の成長都市における大気汚染や地下水汚染による健康被害の回避、廃棄物の適正化処理や減量などの環境改善に貢献することは我が国と地方自治体のプレゼンス向上にも寄与できる。同時に我が国が目指す、新成長戦略に示すところの産業構造の変革による企業の海外展開の加速や収益拡大にも大きく寄与することから、国家と国際機関、地方行政、企業などが連携した取り組みが必要である。</p>
<p>⑦ 当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言</p>
<p>地方自治法や地方公務員法など既存の制度では想定していない、地方行政と企業が連携して海外都市の課題解決に取組ものであり、制度改革が不可欠である。横浜市が進める「Y-PORT 事業」による新興国等の都市課題解決の支援（社会的責務）と市内経済の活性化（経済成長戦略）に向けた取り組みは極めて重要である。</p> <p>このような中、地方自治体に対して、複数の省庁や関係機関、さらに海外の都市からも国際技術協力についての要請が行われており、地方自治体が行う新興国等に対する公民連携による国際技術協力を効率・効果的に推進できるよう、国全体の見地から、省庁間の連携及び国と地方自治体との連携・調整の強化を図ってほしい。</p> <p>また、地方自治体が新興国等において、地域経済の活性化に向けた積極的な公民連携による国際技術協力の展開を拡大できるよう、プレ FS の段階で横浜市などの総合力のある自治体が専門性のある職員を調査団として派遣させること、企業のコンソーシアムに地方自治体の参加に向けたガイドラインなどの新たな枠組みや制度の拡充を要望する。</p> <p>特に案件形成にあたっては、スエズ、ベオリアなど多数の国々でインフラ整備を行っている企業に対抗するためには、国家間の対話と合意は無論のことであるが、それだけでは十分でなく、相手国の自治体と本邦自治体のコミュニケーション形成、企業同士の連携と多階層における対話が重要である。</p>

⑧その他

7 <<環境にやさしい水道システムの構築>> (①環境—2)

①取組内容

水道施設の運転稼働において、浄水場施設の再整備による環境負荷の少ない省エネ運用を目的とした自然流下系施設の優先的利用を行うほか、太陽光発電・小水力発電などの再生可能エネルギーを最大限に活用した事業運営を行う。さらには、綿密・効率的な水運用を実施することによる電力抑制（ピーク時）を図り、取水から蛇口までトータルとして環境負荷が少ない経済的な水道システムの構築を目指す。

②実施主体

横浜市水道局

（自然流下系施設の優先的利用については、ウォーターネクスト横浜(株)と協働）

③実施エリア

横浜市域（一部、市域外に所在する本市水道施設を含む。）

解説：主に、本市北東部を給水エリアとする川井浄水場は、自然流下系導水の特性を生かした再整備工事を PFI 方式で施工中である。また、市域内に位置する浄水場や配水池等には、太陽光や小水力発電設備を設置するとともに、新たに、市外（相模原市）に位置する青山水源事務所小水力発電設備設置工事を実施している。

④事業費・事業規模

事業費：計画策定中

[横浜市水道局中期経営計画（平成 24（2012）年～平成 27（2015）年）]

事業量：計画策定中 ["]

1 自然流下系施設の整備

- ・川井浄水場の再整備 [平成 21（2009）年度～平成 45（2033）年度 事業費 277 億円（平成 26（2014）年度稼働予定）]

解説：再整備後の川井浄水場は、自然流下で浄水場まで原水を導水するだけでなく、その水が持つ圧力（エネルギー）によって浄水処理（膜処理）することができ、環境未来都市にふさわしい浄水場となる。

2 再生可能エネルギーの活用

- ・太陽光発電設備 [平成 12（2000）年度～平成 21（2009）年度 事業費 20.1 億円]
発電容量：1,175kW、年間予想発電量：123 万 5 千 kWh、削減 CO₂：474t-CO₂
- ・小水力発電設備（施工中含む） [平成 18（2006）年度～平成 23（2011）年度 事業費 6.3 億円分]

発電容量：619kW、年間予想発電量：305 万 8 千 kWh、削減 CO₂：1,174t-CO₂

解説：横浜市水道局では、平成 12（2000）年度、日本で初めて浄水場のろ過池上部に「可動式太陽光発電設備」を設置して以来、太陽光や小水力発電設備を導入してきた。引き続き、再生可能エネルギーを積極的に利用していくとともに、現在策

<p>定中の中期経営計画（平成 24（2012）年度～平成 27（2015）年度）においても導入の促進を検討する。</p>
<p>⑤実施時期</p> <p>平成 23（2011）年度：青山水源事務所小水力発電設備完成（49kW） 平成 26（2014）年度：川井浄水場更新・稼動</p> <p>その他の事業については、現在策定中の「中期経営計画（平成 24（2012）年度～27（2015）年度）」に基づき実施。</p>
<p>⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性</p> <p>水道は、太陽エネルギーをベースにした水循環の中で事業を営んでおり、環境施策としての電力使用量の削減、廃棄物の再利用など環境にやさしい事業の推進が望まれる。</p> <p>横浜市では、これまで異物投入防止、薬品使用の抑制、藻類発生防止等のため、ろ過池等の上部にカバーを兼ねた太陽光パネルの設置や、水路の高低差による位置エネルギーを活用した小水力発電設備の設置など、積極的に再生可能エネルギーの導入を図っている。</p> <p>これらを踏まえ、今後も再生可能エネルギーの積極的活用のほか、自然流下系浄水場の再整備など、トータルとしての省エネ型水道システムを構築し、地域社会を基本とした温室効果ガスの排出抑制を図っていく。</p> <p>なお、これらの設備が設置されている浄水場等には、年間 1 万 5 千人を超える市民等が施設見学に訪れ、環境保護の重要性についての普及・啓発が図られている。</p>
<p>⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言</p> <p>太陽光発電や小水力発電などの施策展開において、補助制度の継続的実施、補助率、補助採択基準の緩和など、再生可能エネルギーの普及促進施策に対する更なる制度拡充を要望する。</p>
<p>⑧その他</p>

8 <<下水道資源の有効活用、温暖化対策>> (①環境—2)	
① 取組内容	
<p>横浜港の水質改善に向けた高度な下水処理システム導入や、人口増加等、下水処理に必要なエネルギー使用量の増加要因がある中で、実効性ある取組により、温室効果ガス排出量削減に貢献する。</p> <p>また、下水汚泥は都市部から、安定して発生する優良な資源と認識して、時代のニーズに合った有効利用を進め、活用手法の多様化を図り、循環型社会へ貢献していく。</p> <p>また、特に北部下水道センターをスマートセンターと位置づけ、再エネ導入を進める。</p>	
1	<p>下水道資源の有効活用</p> <p>下水汚泥処理に燃料化方式を導入し、焼却時に発生している温室効果ガスの排出量を削減するとともに、せせらぎ用水や雑用水として有効利用している「再生水」などの活用を推進する。</p> <p>下水汚泥処理の消化行程で発生するメタンを主成分とした「消化ガス」を発電機や焼却炉の燃料、水再生センター施設の空調などへの活用を推進する。</p>
2	<p>未利用エネルギー・バイオエネルギーの利活用</p> <p>処理水熱や汚泥焼却時等に発生する排熱を活用し、本市水再生センターや汚泥資源化センター内の冷暖房等に活用するだけでなく、周辺工場等地域全体でのエネルギーの有効活用を図る。</p>
3	<p>再生可能エネルギーの導入</p> <p>水再生センターの上部空間を活用し、太陽光パネルの設置を行うことにより、化石由来エネルギーの使用割合を低減する。</p>
② 実施主体	
横浜市	
③ 実施エリア	
1	<p>下水道資源の有効活用</p> <p>水再生センター及び汚泥資源化センター</p>
2	<p>未利用エネルギー・バイオエネルギーの利活用</p> <p>北部下水道センター</p> <p>運転管理等に要する建屋、水再生センター周辺関連施設等</p>
3	<p>再生可能エネルギーの導入</p> <p>北部下水道センター</p> <p>施設建屋の屋上 等</p>
④ 事業費・事業規模	
1	<p>下水道資源の有効活用</p> <p>事業費：21.4 億円</p>

<p>事業量：南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化設備の整備 11 水再生センターにおける再生水活用の継続及び推進 汚泥資源化センターにおける消化ガス発電の継続</p> <p>解説：0.1 億円（下水汚泥の燃料化に関する調査費等） ：20 億円（下水汚泥の燃料化に関する工事費等（継続予定））</p> <p>2 未利用エネルギー・バイオエネルギーの利活用 事業費：0.3 億円 事業量：事業化の検討 事業費は、委託のみ記入。設置時期・費用は未定。 解説：0.3 億円（調査費等）</p> <p>3 再生可能エネルギーの導入 事業費：3 億円 事業量：太陽光パネル設置 700 m² 解説：0.1 億円（設計費等） ：2.9 億円（工事費等）</p>
<p>⑤ 実施時期</p>
<p>1 下水道資源の有効活用 燃料化：平成 28（2016）年度 南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化設備運転開始 予定 再生水：平成 23（2011）年度～平成 27（2015）年度 継続 消化ガス：平成 23（2011）年度～平成 27（2015）年度 継続</p> <p>2 未利用エネルギー・バイオエネルギーの利活用 平成 23（2011）年度 委託業務による事業可能性等基本的項目調査 平成 24（2012）年度 委託業務による基本検討 平成 25（2013）年度 委託業務による設計検討</p> <p>3 再生可能エネルギーの導入 平成 23（2011）年度 委託業務により設計検討 平成 24（2012）年度 設置 平成 25（2013）年度 設置</p>
<p>⑥ 当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性</p>
<p>本取組は、以下に詳述する下水処理過程の温室効果ガスの削減や、下水が持つ資源をさまざまな方法で回収し、自家消費に加えて施設外での面的な有効使用を行うものであり、都市におけるエネルギー構造の改革の一翼を担う可能性を持つものである。横浜市として技術の粋を極めることによる温室効果ガス削減効果はもとより、今後の経済成長、人口増などを見込む新興国における温室効果ガス排出抑制策として、今後普及が望まれる技術で</p>

ある。特に、本取組の多くを展開する北部下水道センターは、下水道技術の国際戦略拠点の候補地であり、連携を図る。

1 下水道資源の有効活用

下水汚泥の処理に伴い排出される温室効果ガスは、焼却時が最も多い。その焼却炉の更新に合わせ、燃料化設備に置き換えることにより、温室効果ガスの削減が可能となる。また、燃料化物を石炭の代替とすることでも、化石由来のエネルギー資源の利用削減となる。また、再生水は、周辺の公園や商業施設等に送水し、利用することで、貴重な渇水期の水資源となる。

消化ガスの活用は、下水処理施設内の化石由来のエネルギー消費の削減に寄与している。

これらの取組は、下水の持つ資源をさまざまな方法で回収し、下水処理施設内で必要な分を利用した上で、さらに余剰分が存在する資源については、施設外でも利用することにより、地域としての資源の有効利用を推進するものである。

2 未利用エネルギー・バイオエネルギーの利活用

処理水管・熱導管等を同時に敷設することにより、経済性が高まるだけでなく、地域水資源の有効利用と下水由来のエネルギーの有効利用が実現することにより、下水処理施設を核とした周辺エリアの低炭素都市モデルの1例となる。

3 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電パネル等再生可能エネルギーの有効利用が実現することにより、下水処理施設を核とした低炭素都市モデルの1例となる。

⑦ 当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言

1 下水道資源の有効活用（再生水の活用）

下水処理水（再生水）の活用に際しては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（略称“ビル管法”、厚生労働省所管）により水質に関する規制があり、「雑用水を散水、修景、清掃などに用いる場合、し尿を含む原水を用いてはならない」とされ、下水を原水として用いることが制限されている。この制限を緩和することにより、競技場や商業施設のトイレ用水などの活用以外にフィールドや花壇への散水等の更なる有効活用と水循環への効果が期待できる。また、清掃にも再生水の活用ができ、更なる有効活用が図られる。

2 未利用エネルギー・バイオエネルギーの利活用

- ・下水処理水を熱源として利用するための送水管等敷設に対する自治体への財政的支援の拡充を希望する。
- ・需要家への容積率割り増し等の優遇措置又は、導管への接続義務化など規制による導入促進措置を希望する。

3 再生可能エネルギーの導入

自治体への財政支援の拡充を希望する。

⑧ その他

<p>9 <<きれいな海づくり>> (①環境—2)</p>
<p>①取組内容</p>
<p>夏季に赤潮が発生するなど課題が多い横浜の海の水質汚濁を改善するためには、閉鎖性海域である東京湾の沿岸域へ窒素・リンの流入抑制を行いつつ、浅海域造成や干潟の復元による生物の浄化作用を用いた底質の改善も必要になる。</p> <p>そのため、市民にとって象徴的な存在である横浜港を舞台に、下水道との連携を進めながら、浅海域に着目した市民参加による海づくりを進めることにより、市民・企業の主体的な取組、行政の組織横断的な取組を戦略的に連携させながら進めていく。</p> <p>1 生物多様性に着目した取り組み</p> <p>(1) 山下公園前水質浄化プロジェクト</p> <p>浅海域を活用した貝類・藻類の繁殖により水質浄化を図るとともに、トライアスロンなどのイベント開催を通じてプロモーションを行い、新たな都心部の魅力づくりにつなげる。</p> <p>(2) 野島海岸白砂青松の海プロジェクト</p> <p>アマモの植付けなどによる海づくり活動団体と連携し、横浜で唯一の自然砂浜の保全計画を推進する。</p> <p>(3) 京浜の森と海づくりプロジェクト</p> <p>工業地帯の沿岸部の礫浜において、生物多様性と水質浄化に関する取組を展開し、環境行動の促進を図る。</p> <p>2 下水処理に着目した取組</p> <p>(1) 下水処理の高度処理化</p> <p>東京湾へ放流する水再生センターにおいて高度処理化を行い、赤潮の原因の一つとなっている窒素・リンを除去する。</p> <p>(2) 下水道の合流改善</p> <p>合流地域の雨水吐きの改良により未処理下水の公共水域への放流量を削減し、環境負荷を減らす。</p>
<p>②実施主体</p>
<p>1 生物多様性に着目した取組 横浜市、市民活動団体、企業</p> <p>2 下水処理に着目した取組 横浜市</p>
<p>③実施エリア</p>
<p>1 生物多様性に着目した取組 山下公園前（中区山下町周辺）・野島公園（金沢区野島町周辺）・未広地区（鶴見区未広町周辺）</p>

<p>解説：横浜港沿岸部の浅場環境形成が可能な地区から、規模、アクセス性、背後土地の連続性、アピール性等考慮し選定</p> <p>2 下水処理に着目した取組</p> <p>(1) 下水処理の高度処理化</p> <p>港北水再生センター、都筑水再生センター、北部第一水再生センター、北部第二水再生センター、神奈川水再生センター、金沢水再生センター</p> <p>解説：閉鎖性水域である東京湾へ放流する水再生センターを選定</p> <p>(2) 下水道の合流改善</p> <p>横浜市の合流式下水道地域</p>																		
<p>④事業費・事業規模</p> <p>計画期間内事業費総計：142.6 億円</p> <p>解説：生物多様性に着目した取組：0.2 億円（調査費等）</p> <p>下水処理に着目した取組：142.4 億円(高度処理化、合流改善等)</p> <p>期間内事業量総計：</p> <p>高度処理施設の新設・改築</p> <p>合流地域の雨水吐き室の改良 各年度継続整備</p> <p>きれいな海づくりの取組</p>																		
<p>⑤実施時期</p> <p>1 生物多様性に着目した取組</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 23 (2011) 年度</td> <td>浅場形成基本検討</td> <td>市民活動支援</td> </tr> <tr> <td>平成 24 (2012) 年度</td> <td>浅場形成基本検討</td> <td>市民活動支援</td> </tr> <tr> <td>平成 25 (2013) 年度</td> <td>浅場形成詳細検討・設置</td> <td>市民活動支援</td> </tr> <tr> <td>平成 26 (2014) 年度</td> <td>市民活動支援</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 27 (2015) 年度</td> <td>市民活動支援</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 28 (2016) 年度以降</td> <td>も継続して実施</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 下水処理に着目した取組</p> <p>平成 23 (2011) 年度～平成 27 (2015) 年度 施設整備</p> <p>平成 28 (2016) 年度以降も施設の改築更新に合わせ整備を推進していく</p>	平成 23 (2011) 年度	浅場形成基本検討	市民活動支援	平成 24 (2012) 年度	浅場形成基本検討	市民活動支援	平成 25 (2013) 年度	浅場形成詳細検討・設置	市民活動支援	平成 26 (2014) 年度	市民活動支援		平成 27 (2015) 年度	市民活動支援		平成 28 (2016) 年度以降	も継続して実施	
平成 23 (2011) 年度	浅場形成基本検討	市民活動支援																
平成 24 (2012) 年度	浅場形成基本検討	市民活動支援																
平成 25 (2013) 年度	浅場形成詳細検討・設置	市民活動支援																
平成 26 (2014) 年度	市民活動支援																	
平成 27 (2015) 年度	市民活動支援																	
平成 28 (2016) 年度以降	も継続して実施																	
<p>⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性</p> <p>横浜港の浅場において沿岸整備や市民活動の枠組みを形成することにより、生物多様性・水質浄化が図られ、良好な水環境の改善への継続的な取組を行う体制を構築していく。特に、市民にとって身近な、横浜を象徴する空間において行政・市民・企業による主体的な行動によるリーディングケースを形成することにより、市内全域へと展開することにより、他都市でも応用可能なムーブメントとして方法論を構築する。</p> <p>また、下水道センターの高度処理化を促進する事により、公共用水域への放流水質を向</p>																		

上させ、横浜港における水環境の継続的に改善に道筋をつけることにより、他地域へ応用可能なノウハウを確立する。

⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言

山下公園護岸約 400m については、浅場形成の際には、海辺へのアクセス確保の検討が必要であり、その場合、護岸の所有者である国との協議、調整が想定される。

⑧その他

10 <<つながりの森構想（市民協働による円海山近郊緑地の保全）>>（①環境—2）

①取組内容

連続した緑地としては市内最大であり、横浜港の内港地区や相模湾、平潟湾に注ぐ 3 河川の水源地であり、屈指の生物多様性の豊かさを誇る円海山（えんかいざん）周辺（磯子区、栄区にまたがる緑地）を中心とし、金沢区の小柴(こしば)から、栄区のいたち川流域に至るエリアを「つながりの森」として位置づけ、市民全体で体感・感動し、次世代・次々世代へとつなげていくことを目指し、活動団体や拠点施設とのつながりの強化や、体験プログラムの充実などを進めていく。

・市民参加による構想計画の策定・実現

つながりの森全体の自然環境や立地特性などを見据えるとともに、個々の環境特性や、これまでの取組などを考慮し、構想計画を取りまとめる。

・森を支えている活動団体のつながりの強化

森を支えている活動団体が参加し、情報交流、意見交換などができる場を設けるなど、ネットワーク活動を推進するとともに、活動団体の意欲・能力を高めるため、コーディネーターの配置により団体への情報提供、支援制度の充実などを進める。

・貴重な動植物の生息・生育地の保全管理

つながりの森内の希少動植物の生息・生育地の適切な管理について、専門家の指導を得て関係者等と協議しながら、生き物の生息・生育状況の現状把握や具体的な保全管理の方法について検討を進める。

・瀬上池の未来づくり

つながりの森内の最大の池であり、豊かな生物多様性を示す大きな構成要素の一つとなる瀬上池の土砂の堆積による湿地化や外来生物の侵入といった課題解決に向けて、つながりの森における位置づけなどを検討し、今後この瀬上池を含め瀬上市民の森で検討する生物多様性の保全にも資する保全管理計画と連動させ、取組を推進する。

・エコ森プロジェクトの推進

金沢動物園の再生にあたり、つながりの森の中核エリアとして、環境教育フィールドの役割を持つ計画を推進する。

・エコツーリズム

近傍の市街地（港南台、金沢文庫、鎌倉など）から楽しみながら散策できるネットワークを設定・整備するとともに、旅行代理店などと連携し、他の観光施設とのつながりも含め、子どもたちが広く参加できる企画を進める。また、コンサートや環境 NGO 団体の全国会議・国際会議の招致など、施設のポテンシャルやキャパシティを最大限に活かしたイベントを積極的に展開する。

②実施主体

横浜市、市民活動団体、民間企業
③実施エリア
市内最大の緑地である円海山周辺を中心とし、金沢区の小柴から、栄区のいたち川流域に至るエリア
④事業費・事業規模
0.4 億円
⑤実施時期
平成 23 (2011) 年度から
⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性
緑の保全・創造や生物多様性の取組は多岐にわたるため、戦略性を持って成功事例として積み上げることが重要なことから、市民や企業の環境行動の促進につながる施策を先導的に進めることとする。その上で、緑の保全・創造や生物多様性への意識・関心を高め、行動につなげるため、既存の環境行政の枠組みにとらわれず、「子育てなど社会福祉分野との連携」や「歴史・文化等との連携」など環境行政に変化をもたらす取組を展開する。
⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言
⑧その他

11-1 <<身近なつながり・支え合いの仕組みづくり～横浜型高齢者活躍プロジェクトの実施～>> (②超高齢化対応) (③その他—2)

①取組内容

高齢者、障害者、子ども、若者など様々な人々がつながりをもち、子育ての不安、児童虐待、若者のひきこもりなどの問題や高齢者への支援・介護について、社会全体で支え合うことにより、安心して暮らせる地域を実現する。

そのような地域の実現に向けて、多世代が元気で活発に交流し、社会参加できるための土壌を形成するとともに、地域とともにNPOや支援ネットワークを充実させ、元気高齢者を含めた社会全体で孤立者を作らないよう見守り、支えていく環境づくりを進めていく。

○横浜型高齢者活躍プロジェクトの実施

高齢者の豊かな人生経験や様々な社会貢献活動への積極的な関与は、地域社会の活力を生み出す源である。10年後には横浜市民の4人に1人に当たる96万人が65歳以上の高齢者になると予測されている。

高齢者が毎日の生活の舞台である身近な地域において、障害や持病の有無にかかわらずいきいきと暮らす姿、子どもたちや若い世代とも交流しながら活動的な生活を送る姿こそが、これからの地域社会の活力そのものである。そのような地域を実現するために、市民一人ひとりが、壮年期から高齢期に至るまで楽しみながら健康を維持し、地域の高齢者・障害者等を支える活動にも幅広く参加できる仕組みづくりを進めることが重要である。

高齢者の健康づくりに積極的に取り組み、誰もがいつまでもいきいきと活躍できる健康長寿日本一の都市を目指していく。

1 100万人の「運動・スポーツ」戦略

健康・スポーツ教室、介護予防事業、健康講演会などに参加するとポイントが貯まり、さまざまな特典を楽しめるなど、高齢者をはじめとした市民の皆様が自ら進んで健康づくりや介護予防に取り組むようになるような仕組みづくりとして「よこはま市民健康ポイント」制度を新たに創設する。

2 100万人の「アクティブ・ライフ」戦略

企業退職者など多様な高齢者のグループ・団体等による、新たな社会貢献活動への支援する仕組みを構築する。

3 100万人の「楽しく食事・栄養バランス」戦略

健康応援メニューの提供や栄養成分表示に協力する飲食店「よこはま健康応援団」への一層の参加促進を諮る。

4 100万人の「社会貢献活動への参加支援」戦略

福祉や子育て、環境などの地域課題解決に向けて、人生で培ってきたノウハウやスキルを活かし社会貢献をしたいという意欲を持った高齢者がその力を発揮できる場としてのソーシャル（コミュニティ）ビジネス振興支援及び高齢者自らが社会貢献活動に参加

<p>する支援策強化を行う。</p> <p>障害者に対する後見的支援・就労定着支援・ガイドボランティア等の外出支援を担う活動への高齢者参加を促進する。</p>
<p>②実施主体</p>
<p>1 100万人の「運動・スポーツ」戦略 横浜市、民間企業（未定）</p> <p>2 100万人の「アクティブ・ライフ」戦略 横浜市、老人クラブ、民間企業（未定）</p> <p>3 100万人の「楽しく食事・栄養バランス」戦略 横浜市、市内飲食店（現在347店）</p> <p>4 100万人の「社会貢献活動への参加支援」戦略 横浜市、シルバー人材派遣センター、民間企業（未定）</p>
<p>③実施エリア</p>
<p>市内全域</p>
<p>④事業費・事業規模</p>
<p>事業費：58.1億円</p> <p>解説：1 100万人の「運動・スポーツ」戦略 よこはま市民健康ポイント事業ほか 24.13億円</p> <p>2 100万人の「アクティブ・ライフ」戦略 老人クラブ助成事業 15.8億円</p> <p>3 100万人の「楽しく食事・栄養バランス」戦略 食育推進事業 0.33億円</p> <p>4 100万人の「社会貢献活動への参加支援」戦略 介護支援ボランティアポイント事業ほか 17.86億円</p>
<p>⑤実施時期</p>
<p>1 100万人の「運動・スポーツ」戦略 平成24(2012)年度～</p> <p>2 100万人の「アクティブ・ライフ」戦略 平成23(2011)年度～</p> <p>3 100万人の「楽しく食事・栄養バランス」戦略 平成18(2006)年度～</p> <p>4 100万人の「社会貢献活動への参加支援」戦略 平成25(2013)年度～</p>
<p>⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性</p>
<p>本市の高齢者数がおおむね100万人に達する10年後を展望し、高齢者を社会的弱者とし</p>

での側面からではなく、地域の活力を生み出す原動力として捉え、高齢者が健康を維持しながら、身近な地域の社会貢献などの活動で、いきいきと活躍できる多くの機会を創り出すことが、健康長寿日本一の都市の実現には不可欠である。

そこで、高齢者を中心に地域で暮らす人々の活力づくりをボランティア活動、ソーシャルビジネス、地域活動などさまざまな活動の中から、高齢者が自分にふさわしい活動を選んで参加することにより、新たなサービスなどの需要の喚起を図り、高齢者が地域の活力を生み出す原動力として経済活動の重要な役割を担うことが可能となる。

⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言

1 国を挙げての「健康づくり」への風土づくり

医療費や介護給付費をはじめとした社会保障費を抑制するためには、国民一人ひとりが「健康づくり」に取り組む仕組みづくりが必要である。そこで、次の2点について、国に提言する。

(1) 健康づくりに取り組む国民を増やすためのインセンティブづくり

特定健診やがん検診などの受診者やその結果優良者に対しての健康保険料・介護保険料の軽減などの優遇措置を行ってほしい。

(2) 健康づくりに取り組む企業を増やすためのインセンティブづくり

社員の健康づくりに取り組む（例えば、「よこはま市民健康ポイント制度」と同様の仕組みを独自に行った場合など）民間企業に対しての税制上の優遇措置を行ってほしい。

⑧その他

11-2 <<身近なつながり・支え合いの仕組みづくり～横浜型支え合い住宅（仮称）の整備～>>（②超高齢化対応）

①取組内容

高齢者、障害者、子ども、若者など様々な人々がつながりをもち、子育ての不安、児童虐待、若者のひきこもりなどの問題や高齢者への支援・介護について、社会全体で支え合うことにより、安心して暮らせる地域を実現する。

そのような地域の実現に向けて、多世代が元気で活発に交流し、社会参加できるための土壌を形成するとともに、地域とともにNPOや支援ネットワークを充実させ、元気高齢者を含めた社会全体で孤立者を作らないよう見守り、支えていく環境づくりを進めていく。

○横浜型支え合い住宅（仮称）の整備

1 横浜型支え合い住宅（仮称）の供給促進

近年、民間事業者による高齢者向け賃貸住宅に付随する機能として、訪問介護・デイサービス等の介護サービス、訪問看護・在宅療養支援診療所等の医療サービス、配食・安否確認・買物支援等の生活支援サービスが備わったサービス付き高齢者向け住宅が供給されており、民間事業者による供給が推進されるよう国の施策として「高齢者等居住安定化推進事業」が設立されている。

サービス付き高齢者向け住宅では、「要介護3」から「要介護4」程度の認定を受けた高齢者でも居住を継続できるなど、特別養護老人ホーム等の機能の一部を代替可能な、24時間365日安心の「住まい」としての期待が高まっている。しかし、入居費用の面では、家賃・光熱水費・食費・生活支援サービス費を合算すると、一般的な年金生活者等にとって必ずしも利用しやすい料金水準となっていない現状となっている。

本事業では、サービス付き高齢者向け住宅の供給状況を踏まえて、平均的な年金所得であっても、介護や医療など生活支援が必要となっても住み続けられる住まいを民間事業者の創意工夫によって整備・供給されるための新たな仕組みを行政が構築することで、高齢者が安心して生活できる住まいの選択肢を増やすことに取り組む。

さらに、横浜型支え合い住宅（仮称）は、入居者が高齢者のみでなく子育て世帯や学生が入居することにより、ひとつ屋根の下で疑似家族的なコミュニティ形成が期待される。また、介護・医療事業所が併設されているほか、居住者だけでなく、地域の方々が交流できるスペースを設置することにより、多世代交流が進み、高齢者が活躍できる場が創出され、地域のコミュニティが新たに形成されることによって、既存の福祉・医療サービスの機能を補完する役割を担う。

2 高齢化が進んでいる団地への生活支援機能の誘致

高度経済成長の時代につくられた住宅団地では、核家族化もあり高齢化が進んでいる状況である。核家族化が進み高齢夫婦・単身高齢者世帯が増加しており、従来家族が担ってきた生活支援（買い物・ごみだし）の担い手不足が課題となっている。

本事業では、こうした団地に対して、地域の高齢者が住み続けられるために生活支援機能を地域の方々と検討し、導入・誘致することによって、介護が必要になっても住み続けることができるような団地に生まれ変わることを目指していく。また、団地周辺の空き店舗や利用されていないスペース等がある場合には、地域住民が交流できる居場所づくり等を検討・整備することによって、地域コミュニティの再生につながり、既存の福祉・医療サービスの機能を補完する役割を担っていく。

②実施主体

- 1 横浜型支え合い住宅（仮称）の供給促進
民間事業者等
- 2 高齢化が進んでいる団地への生活支援機能の誘致
民間事業者、NPO法人、自治会

③実施エリア

市内全域

解説：1 横浜型支え合い住宅（仮称）の整備促進実施エリア

（1）市有地を活用した民間事業者による整備については、単身高齢者等が多く居住している横浜都心部や京浜臨海部等での実施を促進する。

（2）土地所有者と横浜型支え合い住宅（仮称）の運営事業者とを融合させる。

「マッチングシステム」による整備については、市内全域を対象に整備促進する。

2 高齢化が進んでいる団地への生活支援機能の誘致

横浜市内には、300戸以上の大規模公的賃貸住宅団地が83団地ある。83団地のほとんどは、郊外部に立地しているが、区役所との連携により1年度に4団地程度、事業着手していく（実施エリアとしては、市内全域）。

④事業費・事業規模

事業費：105億円

解説：1 10棟×10億円＝100億円

2 16団地×3000万円＝4億8千万円

その他 本市の事業費2,300万円

事業規模：1 横浜型支え合い住宅（仮称）

5か年で10棟（1,000戸）整備

2 高齢化が進んでいる団地への生活支援機能の誘致

5か年で16団地

⑤実施時期

1 横浜型支え合い住宅（仮称）の供給促進及び高齢化が進んでいる団地への生活支援機能の誘致の実施時期について

平成23～25年度の3か年については、モデル事業として事業を進める。26年度以降

は3か年で実施した事業スキームを活かし、恒久的な事業として取り組む。

⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性

横浜型支え合い住宅（仮称）を整備することによって、高齢者、子育て世帯や学生が混住し、ひとつ屋根の下で疑似家族的なコミュニティ形成が期待される。また、地域の方々が交流できるスペースを設置することにより、多世代交流が進み、高齢者が活躍できる場が創出され、地域コミュニティを新たに形成することにもつながる。また、高齢化が進んでいる団地に対して、地域の高齢者が住み続けられるために必要な生活支援機能や地域住民が交流できる居場所づくりを通して、地域コミュニティの再生にもつながる。

こうした取組を民設民営で進めていくスキームを行政が構築することにより、超高齢社会における新たな民間事業分野の発展が期待できる。

⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言

公営住宅の空住戸を活用する場合、公営住宅法に基づく目的外使用の手続きを行う必要があるが、目的外使用の要件が厳しい。空住戸を活用して生活支援機能を導入するためには手続き要件の緩和が必要である。

⑧その他

<p>11-3 <<身近なつながり・支え合いの仕組みづくり～障害者の地域生活を支えるセーフティネットの形成～>> (②超高齢化対応)</p>
<p>①取組内容</p> <p>高齢者、障害者、子ども、若者など様々な人々がつながりをもち、子育ての不安、児童虐待、若者のひきこもりなどの問題や高齢者への支援・介護について、社会全体で支え合うことにより、安心して暮らせる地域を実現する。</p> <p>そのような地域の実現に向けて、多世代が元気で活発に交流し、社会参加できるための土壌を形成するとともに、地域とともにNPOや支援ネットワークを充実させ、元気高齢者を含めた社会全体で孤立者を作らないよう見守り、支えていく環境づくりを進めていく。</p> <p>○障害者の地域生活を支えるセーフティネットの形成</p> <p>障害者が地域で安心して暮らすため、成人期の本人を支える仕組みとして、日常生活の見守りや将来の不安に関する相談、権利擁護を行う後見的支援体制の構築を進めていく。</p> <p>また、各区に障害児・者の移動についての情報を収集・発信し、相談・調整を行う「移動情報センター」を設置し、地域の関係者と協力して相談内容について解決していく。</p>
<p>②実施主体</p> <p>社会福祉協議会、その他社会福祉法人等</p>
<p>③実施エリア</p> <p>市内全域</p> <p>解説：各区に支援拠点を設置。各年度数区ずつ対象地域を拡大していき、段階的に全市展開を図る。</p>
<p>④事業費・事業規模</p> <p>23.8億円</p>
<p>⑤実施時期</p> <p>平成23(2011)年度から順次</p>
<p>⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性</p> <p>各区に設置する後見的支援に関する相談や必要なバックアップを行う「障害者後見的支援運営法人」を中心に、公的な福祉サービス利用だけによらない地域の中での助けあい・支えあいの仕組みづくりを進める。今後の5年間で順次全区展開を図っていく。</p>
<p>⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言</p>
<p>⑧その他</p>

<p>1 1 - 4 <<身近なつながり・支え合いの仕組みづくり～地域における子育て支援の充実～>> (②超高齢化対応)</p>
<p>①取組内容</p> <p>高齢者、障害者、子ども、若者など様々な人々がつながりをもち、子育ての不安、児童虐待、若者のひきこもりなどの問題や高齢者への支援・介護について、社会全体で支え合うことにより、安心して暮らせる地域を実現する。</p> <p>そのような地域の実現に向けて、多世代が元気で活発に交流し、社会参加できるための土壌を形成するとともに、地域とともに NPO や支援ネットワークを充実させ、元気高齢者を含めた社会全体で孤立者を作らないよう見守り、支えていく環境づくりを進めていく。</p> <p>○地域における子育て支援の充実</p> <p>「地域で子育て」を進めることにより、地域における高齢者など多世代交流や住民活動の活性化につながり、子どもも大人も暮らしやすく、活気にあふれるまちが生まれる。地域の元気な高齢者など、様々な人たちの力によって、子どもたちを育成するとともに、子どもたちの参加によって、地域に活力を与える仕組みをつくっていく。</p> <p>1 地域子育て支援拠点の充実</p> <p>子育ての総合的な拠点として、親子が遊びながら交流できる常設の居場所の提供、子育て家庭向けの相談、情報提供を行う。市内 18 区にそれぞれ 1 か所設置する。(平成 23 (2011) 年 8 月設置完了)</p> <p>2 親と子のつどいの広場の拡充</p> <p>NPO 法人や子育て支援活動団体などが、商店街の空き店舗やマンション・アパート等の一室を活用し、親子が気軽に集い交流する場の提供や、相談、情報提供を行う。平成 26 (2014) 年度末までに市内 54 か所に設置する。</p> <p>3 保育所・幼稚園における子育て支援の充実</p> <p>地域の身近な施設である保育所・幼稚園において、施設開放や子育て情報の提供など地域の親子への支援を行う「幼稚園はまっ子広場」や「保育所子育てひろば」の整備を進める。</p> <p>4 子育て支援者の相談会場の拡充</p> <p>子育ての不安を解消するため、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流を進めたり、相談に応じる会場を増やす。</p> <p>5 子育てサロンの開催会場の拡充</p> <p>町内会館や地域ケアプラザ、地区センター等の地域の身近な場所で、親子が交流できる場を開催する地域の活動を支援する。</p>
<p>②実施主体</p> <p>1 特定非営利活動法人、社会福祉法人など</p>

2 特定非営利活動法人、子育て支援活動団体など
3 社会福祉法人、学校法人など
4 区役所、子育て支援者（本市非常勤特別職）
5 民生委員児童委員、主任児童委員、地域の方々など
③実施エリア
市内全域
④事業費・事業規模
66.9 億円
⑤実施時期
平成 23（2011）年度～平成 27（2015）年度
⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性
<p>高齢者も含めた地域全体で子育てを支援することは、未来を担う子どもたちの成長だけでなく、親自身の成長や地域の活性化にもつながる。子どもは家族にとっても、社会にとっても希望であり、未来の力である。横浜が将来にわたり発展し続けるためには、その発展を支える「子ども」が個として自立し、創造性をもった大人になり、意欲を持って働くことができる社会環境を整えることが大切である。横浜で「生み・育て」、「学び・育ち」、「働き・暮らす」人々が増え、環境未来都市に生きる自立した市民としての良い循環が創出される。</p>
⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言
<p>子育て支援は、地域で生まれた NPO 法人の活動などにより支えられている部分が多いが、NPO 法人は財務基盤が脆弱であるため、新たな取組に参入しづらい傾向にある。意欲のある NPO 法人が、高齢者を含めた地域の人材を集め、子育て支援の取組に積極的に参入しやすくするために、法人運営の基本的な財政支援を検討することが望まれる。</p>
⑧その他

11-5 <<身近なつながり・支え合いの仕組みづくり～子ども・若者の育成支援の充実～>> (②超高齢化対応)

①取組内容

高齢者、障害者、子ども、若者など様々な人々がつながりをもち、子育ての不安、児童虐待、若者のひきこもりなどの問題や高齢者への支援・介護について、社会全体で支え合うことにより、安心して暮らせる地域を実現する。

そのような地域の実現に向けて、多世代が元気で活発に交流し、社会参加できるための土壌を形成するとともに、地域とともにNPOや支援ネットワークを充実させ、元気高齢者を含めた社会全体で孤立者を作らないよう見守り、支えていく環境づくりを進めていく。

○子ども・若者の育成支援の充実

近年、ひきこもりや無業などのため、社会参加や就労に困難を抱える若者たちの存在が大きな社会問題になっている。その対応として、関係機関による個別的な支援のアプローチだけでなく、高齢者を含めた社会全体で、子ども・若者を育成・支援する環境を創り上げることが求められている。特に、若者の自立を目指した教育、福祉・医療、雇用の各分野を横断する包括的な支援ネットワークの形成と、不適切な養育環境などにより困難を抱えるリスクの高い子どもたちに対する、早期の進路選択支援の充実が重要となる。そのため、子ども・若者の育成支援に取り組むNPOや企業、行政機関と連携し、子ども・若者を育成支援するとともに、若者が積極的に社会に参加し、社会・経済的自立を達成できる仕組みを構築することが重要となる。

1 青少年相談センター、よこはま若者サポートステーション、地域ユースプラザの機能及び連携強化

一人ひとりの状況に応じて、きめ細かく、切れ目ない相談支援を実現するため、青少年相談センター、若者サポートステーション、地域ユースプラザにより構成される「ユーストライアングル」の連携を強化する。また、中核機関として青少年相談センターの機能強化を進めるとともに、こころの健康相談センターやハローワーク等より広範な分野と連携することで支援の幅を拡充する。

2 よこはま型若者自立塾など社会参加・就労体験プログラムの拡充

社会・経済的な自立を支援するため、集団生活による生活訓練、ボランティア活動や豊かな自然の中での就労体験（ジョブキャンプ）を行なう「よこはま型若者自立塾」など社会参加・就労体験プログラムを拡充する。

3 困難を抱える若者の新たな就労の場づくり

就労訓練を経たあとに、切れ目なく就労に繋がるための中間的就労の場を創出し、より就労に近づけるためのプログラム構築を進める。また、神奈川県や就労支援機関、横浜商工会議所、横浜中央職業訓練校、若者自立支援機関などとともに就労支援について検討を進める。

<p>4 市内事業者によるインターンシップなどの受入促進</p> <p>インターンシップや就労訓練の受け入れ先となる企業開拓を一層すすめるため、市内経済団体、就労機会のあるNPOや団体などに理解を求める取組を推進する。また、若者サポートステーションで実施するインターンシップなどの就労訓練プログラムの充実を図る。</p> <p>5 中・高校生世代を中心とした青少年の進路選択とキャリア形成に関する早期支援拡充</p> <p>家庭環境や学習面等に課題を抱える中・高校生世代を対象に、学習支援、職業意識の醸成やキャリア形成、メンタル面でのサポートなどの事業を行い、学齢期・青年期からの早期自立支援の取り組みを推進する。</p> <p>6 青少年の地域活動拠点づくり事業</p> <p>中・高校生世代の青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、さまざまな体験等を行う地域活動の拠点を運営する。また、思春期の子どもたちが抱える悩みや課題に対する専門的な相談機能及び地域と共に課題を解決していく体制を拡充する。</p> <p>7 横浜市子ども・若者支援協議会の運営</p> <p>子ども・若者を支援するため、教育、保健・医療、福祉、雇用など分野の異なる関係機関、団体、NPO等が連携・協力する「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営する。</p> <p>これによって、子ども・若者支援のための有効なネットワークの形成や幅広い知識を持った人材の育成など、包括的な支援体制を整備する。</p>
<p>②実施主体</p> <p>1 特定非営利活動法人、株式会社、横浜市</p> <p>2 特定非営利活動法人、株式会社、横浜市</p> <p>3 特定非営利活動法人、株式会社、公益財団法人、地域総合経済団体など</p> <p>4 特定非営利活動法人、株式会社</p> <p>5 特定非営利活動法人、学校法人、社会福祉法人</p> <p>6 特定非営利活動法人、学校法人、社会福祉法人</p> <p>7 特定非営利活動法人、公益社団法人、株式会社、学識経験者、横浜市青少年指導員連絡協議会、神奈川県警、横浜市など</p>
<p>③実施エリア</p> <p>市内全域</p>
<p>④事業費・事業規模</p> <p>25.4 億円</p>
<p>⑤実施時期</p> <p>平成 23 (2011) 年度～平成 27 (2015) 年度</p>
<p>⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性</p> <p>「子ども・若者」一人ひとりの状況に応じて、社会・経済的な自立に向けた新たなス</p>

ターゲットを応援できるまち「よこはま」を目指している。

「子ども・若者」は家族にとっても、社会にとっても希望であり、未来の力である。横浜が環境未来都市として、将来にわたり発展し続けるためには、その礎となる「子ども・若者」が、生育環境や家庭の経済事情にかかわらず自立できるように、いきいきと学び・成長できる社会環境を整えることが大切である。子ども・若者育成支援は、未来都市を支える人材づくりであり、環境未来都市ビジョンの根幹となる施策であるとする。

⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言

⑧その他

11-6 <<身近なつながり・支え合いの仕組みづくり～児童虐待の防止～>> (②超高齢化対応)

①取組内容

高齢者、障害者、子ども、若者など様々な人々がつながりをもち、子育ての不安、児童虐待、若者のひきこもりなどの問題や高齢者への支援・介護について、社会全体で支え合うことにより、安心して暮らせる地域を実現する。

そのような地域の実現に向けて、多世代が元気で活発に交流し、社会参加できるための土壌を形成するとともに、地域とともにNPOや支援ネットワークを充実させ、元気高齢者を含めた社会全体で孤立者を作らないよう見守り、支えていく環境づくりを進めていく。

○児童虐待の防止

児童虐待は、経済的困窮や養育力の低下、親あるいは子どもの疾病・障害、ひとり親家庭、社会的孤立、配偶者からの暴力といった状況があり、複数の問題が絡み合い、複雑化している。児童相談所と区役所を中心に、家庭をめぐる関係機関の連携強化を進め、高齢者を含めた地域や社会全体で見守り、声をかけ、支えていく環境づくりを進めている。

児童虐待を根絶し、子どもにやさしいまち「よこはま」として、子どものセーフティネットを確立することにより、子育てしやすい、住みやすい、働きやすいまちを目指していくものである。

1 児童虐待防止の啓発と地域の支援ネットワークの充実

市民や地域関係者に向けた児童虐待防止の広報啓発活動を進めるとともに、「要保護児童対策地域協議会」を中心として、地域の支援ネットワークの充実を図る。

2 乳幼児健診等を活用した家庭の状況把握

支援が必要な家庭を早期に把握するため、母子健康手帳交付時に面接を行う。また、出生連絡票の回収率を向上させ、新生児のいる家庭の把握に努める。

3 支援を必要とする家庭への訪問や産前産後のヘルパー派遣の実施

こんにちは赤ちゃん訪問、区役所での子ども・家庭支援相談、医療機関からの情報提供などあらゆる機会を活用し、専門職による家庭訪問、産前産後ケア事業などへの支援へつなげる。

4 児童相談所等の相談・支援体制の充実

緊急の児童虐待通報や相談に迅速に対応するとともに、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できる専門性の高い職員の人材育成を図る。

②実施主体

1 児童虐待防止の啓発と地域の支援ネットワークの充実

児童相談所、区役所、民生委員児童委員、保育園、幼稚園、小学校、中学校、医療機関、警察など

2 乳幼児健診等を活用した家庭の状況把握

<p>区役所</p> <p>3 支援を必要とする家庭への訪問や産前産後のヘルパー派遣の実施 区役所、母子訪問員、こんにちは赤ちゃん訪問員、育児支援家庭訪問員、心理相談員など</p> <p>4 児童相談所等の相談・支援体制の充実 児童相談所、区役所</p>
③実施エリア
市内全域
④事業費・事業規模
15.8 億円
⑤実施時期
平成 23（2011）年度～平成 27（2015）年度
⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性
<p>児童虐待を防止し、不幸な事件を根絶することは、子育て支援施策の最重要課題である。近隣に知り合いや頼れる人がいない孤立した家庭が増えており、地域の高齢者、民生委員児童委員、自治会などによる見守り、気づき、声かけなどの支援が重要になっている。</p> <p>児童虐待防止の取り組みを進めることにより、地域の連携が強化され、子どもに関心を持つ大人が育つことにつながる。子どもを大切にするまちづくりは、環境未来都市の土づくりであると考えます。</p>
⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言
<p>児童相談所の児童福祉司の配置基準のさらなる充実、児童心理司、医師、保健師等の専門職の配置基準を定めることなど、児童虐待防止体勢の強化を図る必要がある。</p>
⑧その他

1 2 <<大都市（横浜）型の地域介護・医療連携システムの構築>>（②超高齢化対応）

① 取組内容

横浜市では、これまで市立病院や市立大学病院のほか、郊外部の人口増加に併せて、市内6方面別に民間の力を活用した「地域中核病院」を計画的に誘致・整備するなど、地域ごとに高度医療、救急医療等を担う中核的病院を配置してきた。こうした、これまで築きあげてきた質・量ともに充実した医療資源を効果的に活用しながら、今後、地域中核病院等を中心に、急性期から在宅医療、福祉施設までの有機的な連携を進める。そのために、在宅診療医やそれを支える医療機関と訪問看護ステーション、地域包括支援センターなど医療と福祉の顔の見える連携づくりや一人暮らし高齢者などの健康状況を地域の関係者で共有し、救急時の診療や介護等に役立てるための情報共有システムの構築を支援するなど、中核病院、地域の医療機関、地域の関係者を結ぶことによって、未来を見据えた大都市（横浜）ならではの持続可能な新しい医療連携システムの構築を目指していく。

医療へとつなぐための救急搬送については、平成22年中の救急出場件数が、前年比10,042件増の158,631件で、総件数では過去最も多かった平成17年に次ぐ件数となり、増加幅では過去最大となっている。今後は、高齢化等により、更なる救急要請の増加が懸念されており、需要に応じた救急体制の確保について検討を進めていく。また、救急搬送において受入医療機関がなかなか決定しないケースの増加が予想されることから、救急医療情報のネットワークにより、リアルタイムの医療情報等を把握できるシステムを構築するとともに、受け入れ側の病院についても、救急搬送受入の核となる救急病院と療養型病院との病院間連携を促進するモデル事業を全市的に展開することにより、救急病床の空床を確保し、搬送ができない状況の解消を目指す。こうした救急需要に応じた救急体制の確保を進めるとともに、救急に関する医療機関等とのデータ共有を進め、消防と医療の連携を図り、迅速な出場と搬送体制を整備する取組によって、市民が安心できる救急体制と医療体制の構築を目指す。

解説：現在の医療は、急性期から亜急性期、療養期、回復期、在宅医療まで、機能分化が進んでおり、各医療機関が強みを発揮する中で有機的に連携して、地域において質の高い医療を提供する地域完結型の医療体制を構築することが求められている。また、医療の高度化・複雑化により、医療だけでは解決できない課題が多くある。特に将来の超高齢化社会の到来を見据えると、在宅療養（医療）を支える体制づくりが強く求められており、医療機関同士の連携だけでなく、医療と福祉（介護）施設・サービス、地域の支援機関との連携強化が不可欠となっている。

1 横浜型地域医療連携システム及び横浜型介護・医療連携ネットワークの構築

急性期から亜急性期、療養期、回復期、在宅療養など各医療機関が有機的に連携し、地域への質の高い医療を提供する地域完結型の医療体制を構築する。

在宅診療医、それを支える医療機関、訪問看護ステーション、地域包括支援センターなどとの顔の見える医療と福祉との連携体制を地域ごとに構築（横浜型介護・医療連携ネットワーク）するとともに、在宅療養患者等の健康状況や受診状況、服薬状況等を地域の関係者で共有し、救急時などの診療、介護等に役立てる病院ごとの情報システムの構築（患者情報の共有システムの構築支援）を支援する。

2 救急救命体制の充実・強化

傷病者を搬送する消防機関のデータと傷病者を受入れる医療機関のデータの共有化や受入医療機関を迅速に決定するために救急隊がリアルタイムで病院の空床状況を把握できる情報収集・情報提供ネットワークが必要であることから、情報基盤を構築するとともに、救急需要に応じた救急体制を確保する。

3 救急搬送困難事例の解消（救急搬送受入の核となる救急病院と療養型病院との病院間連携促進モデル事業の全市的展開）

平成 23(2011)年度から開始する救急搬送受入の核となる救急病院と療養型病院との病院間連携促進モデル事業を全市的に展開することにより、救急病床の空床を確保し、搬送ができない状況の解消を目指す。

4 医療・福祉人材の育成と確保

増大する医療、福祉ニーズに応えるため、計画的な人材の育成と確保を図る。また、医療連携、医療と福祉との連携を図るコーディネーターの育成を図る。

②実施主体

1 横浜型地域医療連携システム及び横浜型介護・医療連携ネットワークの構築

横浜市・区、診療所、病院、訪問看護ステーションなど福祉機関など

2 救急救命体制の充実・強化

横浜市、病院（公立、民間）

3 救急搬送困難事例の解消（救急搬送受入の核となる救急病院と療養型病院との病院間連携促進モデル事業の全市的展開）

横浜市、病院（公立、民間）

4 医療・福祉人材の育成と確保

横浜市・区、診療所、病院、訪問看護ステーションなど福祉機関など

③実施エリア

市内全域

④事業費・事業規模

事業費：2.5 億円

解説：1 横浜型地域医療連携システム及び横浜型介護・医療連携ネットワークの構築支援

(1) 在宅療養連携の推進 100 万円×2 か所×5 年=1,000 万円

(2) 患者情報の共有システムの構築支援 3,000 万円

<ul style="list-style-type: none"> 2 救急救命体制の充実・強化 1億4,500万円 3 救急搬送困難事例の解消（搬送困難モデル事業の全市的展開） 1,000万円×5年＝5,000万円 4 医療・福祉人材の育成と確保 1,000万円
<p>⑤ 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 横浜型地域医療連携システム及び横浜型介護・医療連携ネットワークの構築 <ul style="list-style-type: none"> (1) 診療所や訪問看護ステーションを核とした在宅療養連携の推進 平成24(2012)年度～ (2) 患者情報共有システムの構築支援 平成25(2013)年度～ 2 救急救命体制の充実・強化 平成24(2012)年度～ 3 救急搬送困難事例の解消（救急搬送受入の核となる救急病院と療養型病院との病院間連携促進モデル事業の全市的展開） 平成23(2011)年度～ 4 医療・福祉人材の育成と確保 平成23(2011)年度～
<p>⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性</p> <p>横浜市で急性期医療から回復期、在宅医療、福祉サービスまで、身近な地域で切れ目なく医療、福祉サービスを受けることができる連携システムが構築されることで、在院日数の縮減、在宅療養の拡充などを図ることができ、政令市など都市部における地域医療連携のモデルを創出することができる。また、医療、福祉人材の育成・確保と機会の充実・拡充を図ることにより、雇用の創出につながる。</p> <p>また、救急活動の円滑な運用が図られ、市民が安心感を得ることができる。具体的には、救急隊の現場到着から受入病院決定までの時間の短縮や救急隊による医療機関への受入照会回数の減少に繋がる。さらに、救急隊の現場滞在時間が短縮されれば、救急活動時間の短縮につながり、その結果として、救急車両運用時に排出される二酸化炭素が減少される。</p>
<p>⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 救急救命体制の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> (1) 整備基盤に関する設備導入に対するインセンティブ 救急隊に導入する端末及び通信費用に対する補助を要望する（救急救命体制の充実・強化）。 (2) 増強救急隊の救急資器材に対するインセンティブ

増強救急隊に積載する救急用資器材に対する補助を要望する。

(3) 情報共有化のデータに対するセキュリティ

救急隊取扱い傷病者の個人情報漏えい防止のためのセキュリティの強化が必要である。

(4) 情報基盤整備に係る基準の統一及び緩和

迅速な救急搬送受入を実現するため消防と医療の連携が求められており、平成 21 年には消防法の一部が改正された。法に基づく実施基準を策定し運用しているが、迅速な搬送受入及び医療機関における適切な処置の開始を行うためには、正確な医療情報をリアルタイムで収集でき、また、搬送する傷病者の容態を事前に医療機関へ伝達することも必要となる。このような情報基盤の整備に関し、病院前救護に携わる消防機関と受入医療機関との連携が円滑になるよう、それぞれ所管する総務省消防庁と厚生労働省に、リアルタイムな医療機関情報の提供や情報共有等に向けての共通の基準の作成と基盤整備に向けた補助をお願いしたい。

⑧その他

情報基盤の整備や資器材の整備などの取組にかかる事業費について、国費等の財政補助をお願いしたい。

1 3 <<持続可能な住宅地モデルプロジェクト>> (②超高齢化対応)

①取組内容

人口減少・少子高齢社会を見据え、コンパクトなまち・都市づくりを目指して、市民が身近な地域において「市民力」を発揮し、<大規模団地再生>や<鉄道沿線まちづくり>、<手法検討>を進めつつ、<元気な地域づくり>を展開し、地域課題の解決、持続可能なコミュニティの形成が図られるよう取り組む。

1 大規模団地再生・鉄道沿線・コンパクトまちづくり

本市の人口推計によると、本市の人口は平成 32 (2020) 年をピークに減少に転じ、平成 37 (2025) 年には 65 歳以上の高齢者は 100 万人を超える見込みである。すでに駅から離れた郊外住宅地などでは、20 歳代、30 歳代の若年層の人口減少が進み、高齢化率が 30%を越える地域も現れている。今後、人口減少・少子高齢化の進行に伴って、商業施設の撤退やバス路線の廃止、空き家・空き地の増加など、地域の住環境の悪化が懸念されている。

市内には、住民の高齢化に伴ってさまざまな生活課題が健在化してきている地域が多くあるが、その解決に向け、地域住民が主体的な取組を始める事例が数多く存在している。広い市域を抱える本市では、一言に住宅地と言っても、地形、開発手法や住宅の種類、交通や公共施設等の利便性など、地域ごとに条件が異なるため、課題も異なり、また、同じ課題に対しても解決方法が違ってくるといった状況がある。地域組織の基本単位である自治会町内会の数は 2,800 を超え、それぞれの地域の実情にあわせた、住民の主体的な取り組みが数多くあり、本市では、こうした市民力が最大限に発揮されることにより、高齢になっても安心して暮らし続けられる地域づくりを進めてきている。

こうした取組の積み重ねがあることを踏まえ、本市の総合計画である「横浜市中期 4 か年計画」では、住み慣れた身近な地域で、誰もが安心して暮らし続けられるようにしていくために、「地域レベルのまちづくり」として、生活圏の拠点となる駅周辺のエリアに、周辺住民の生活を支えるために必要な機能を集積し、その上で郊外の住宅地の住環境を維持しつつ、拠点駅との交通を確保することにより、市民生活を支えるという地域構造の実現、コンパクトな市街地の形成をめざすことを掲げている。

本プロジェクトでは、住民主体の地域課題解決に向けた取組を中心に、それぞれの地域特性を踏まえ、「地域レベルのまちづくり」を進めることによって、都市における超高齢化への対応策のモデルづくりをめざしていく。

さらに、ポテンシャルの高い「市民力」が、省エネ対策等の温暖化対策においても発揮される取組を進め、低炭素な地域づくりをめざしていく。

(1) 大規模団地再生検討プロジェクト

高齢化の進展に伴って課題が健在化している地域の事例として、大規模集合住宅団地があげられる。

検討プロジェクトでは、駅周辺エリアと駅から離れた住宅地のエリアを結ぶ一体の地域をモデルとし、それぞれのエリアで高齢化が進んでも、住民が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、例えば、高齢者向けケア付住宅の整備など、地域生活に必要な機能や高齢者や子育て支援についての地域での支えあいの仕組みづくり、学校や医療・福祉等の連携など、さまざまな視点から、ハード・ソフトの両面から取組を進める。

事業の具体化にあたっては、住民の市民力の発揮を進めるとともに、民間事業者の参加を広く募り、民間の活力を最大限に生かした事業展開を図る。

(2) 鉄道沿線まちづくりプロジェクト

本市の郊外住宅地は、鉄道の延伸とともに沿線が開発されて形成されたところが多くみられる。分譲住宅地として販売された地域は、住民の流動性が低く、一気に高齢化が進む傾向があり、地域の活力低下が懸念される。鉄道事業の観点からも、沿線住民が高齢化する中では、事業の停滞が懸念され、地域活力の維持・活性化が大きな課題となっている。

一方で、大規模開発による良好な環境をもった住宅地は横浜の財産、ブランドにつながっており、その魅力を生かしつつ、地域の活性化を図る必要がある。

こうした課題認識を鉄道事業者、地域住民、本市が共有し、鉄道事業者が主体となって、若年層を呼び込むための住宅建設を進めるとともに、子育て支援施設、地域の活動拠点など生活に必要な利便施設等の整備を行う。

(3) コンパクトなまちづくり検討プロジェクト

市内南西部を中心に、人口減少、少子・高齢化が進展しつつある地域を中心に取り上げ、コンパクトなまちづくりの実現化に向けて、駅前における都市機能の集積状況や地域における交通状況、住宅地周辺の緑地・農地空間など地域構造を踏まえ、取組に必要な要素、地域との協働体制のもと、多角的に検討を進めつつ、土地利用誘導手法の検討などを行う。

2 元気な地域づくり推進事業

地域の抱える課題が多様化・複雑化している中、身近な地域において、自治会町内会をはじめとした様々な主体が連携・協働しながら、課題解決に取組み、魅力ある暮らしやすい地域をつくっていくための支援を行う。

(1) 地域の取組に対する支援

地域が主体的・継続的に課題解決に取り組めるよう、地域運営補助金を創設し、団体間の連携を進め、地域活動を支援する。

(2) 地域支援機能の強化

それぞれの地域に合った支援が行えるよう、本市の関係区局をメンバーとする地域支援会議で、情報の共有や支援策の検討等を行う。また、広報や研修等を行う。

②実施主体

<p>1 横浜市、市民、自治会町内会等地域活動団体、市民活動団体、民間事業者、鉄道事業者、UR 都市機構、横浜市住宅供給公社</p> <p>2 市民、横浜市</p>
<p>③実施エリア</p>
<p>1 特定の地域</p> <p>(1) 市北部の住宅地近接の駅の駅勢圏で、集合住宅団地・戸建住宅地が含まれるエリア</p> <p>(2) 市北部を通る鉄道沿線、市中部を通る鉄道沿線</p> <p>(3) 市内南西部を中心とするエリア</p> <p>2 市内全域</p>
<p>④事業費・事業規模</p>
<p>1 今後、民間事業者からの事業提案を募集して、事業内容を決定していくので、未定。</p> <p>2 事業費：1.65 億円 (0.33 億円×5 年間)</p> <p>解説：平成 23(2011)年度予算概要 0.33 億円</p> <p>内訳：地域の取組に対する支援 0.31 億円</p> <p>地域支援機能の強化 0.02 億円</p>
<p>⑤実施時期</p>
<p>1 平成 24 (2012) 年度から順次、実施</p> <p>2 平成 23 (2011) 年度～</p>
<p>⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性</p>
<p>1 大規模団地再生・鉄道沿線・コンパクトまちづくり</p> <p>本市では、地域課題の解決に向け、それぞれの地域の実情にあわせた市民主体の取り組みが積み重ねられてきている。本プロジェクトでは、地域の活動の単位（例：小学校区）よりも広いエリア（例：駅勢圏）を対象として、まちづくりの視点から、市民力により発揮されやすい環境づくりをめざすものである。</p> <p>いくつかのエリアで事業を実施することを想定しているが、そこから生み出された事例は、過疎化が進む地方とは異なる、「都市型のコンパクトなまち」のモデルとなる。</p> <p>また、既存住宅地において、温暖化対策の取り組みを面的に展開することにより、今後、既存住宅地における取組のモデルを提示することができる。</p> <p>2 元気な地域づくり推進事業</p> <p>少子高齢化を迎え、地域課題が多様化・複雑化している。「地域」と一言でいっても、その範囲やそこで生活している人の意識、抱えている課題などは様々である。</p> <p>地域に住んだり働いたりする人々や団体が、地域の様々な課題解決に取り組むため、福祉保健活動、まちづくりや地域振興など、分野の垣根を超えて、ともに考え・話し合い・行動をすることが住み良い地域をつくることにつながり、ひいては、地域課題の解決が進んでいる地域が全区に拡充することにより、身近な地域の安心・充実の実現につ</p>

ながる。

したがって、地域の団体間の連携促進、地域人材の確保など多様な支援を行うため、地域福祉保健計画の推進事業、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく事業などと連携をしながら進めていく。

<普及展開の考え方>

地域が課題解決に向けた組織づくりや自主的、継続的な取組を進められるよう、各区の地域力推進担当をはじめとした地域支援を担う担当の所管課が連携して適切に対応し、地域で活動する様々な団体や人々の連携の推進や活動に対する補助、地域人材の育成など、多様な地域支援を行う。

また、様々な団体や人々が連携し、地域課題の解決が進んでいる地域の取組について、活動報告会の開催、活動者の意見交換会などにより周知を図る。

⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言

■建築物の建替等に関する建築基準法関連規定の緩和

1 一団地認定制度の緩和

現在、一団地認定制度の適用を受けている地区において、建築物の建替等を行うときには、所有権または借地権を有するものの全員同意が必要となっており、団地再生を進める上で障害の一つとなっている。この規定の適用を緩和することにより、合意形成を図りやすくし、今後、社会的に大きな課題になると予想される老朽団地・マンションの再生のモデル事業を進めたい。

2 既存住宅の集団規定の緩和

老朽化した共同住宅の建替等を行う際に、用途地域等の見直しによって建物の高さや日影規制により従前の高さや容積率が確保できない場合があり、従前の住戸数が確保できないことから建替が困難な状況が発生している。このため、老朽化した共同住宅の建替が円滑に進むように、建築当時の規制を勘案して一定程度の規制緩和を行うなどの特例措置を求める。

⑧その他

<p>14-1 <<市民に身近な地域におけるきめ細かな交通機能の強化～地域交通サポート（住民主導による地域交通手段導入支援）～>>（②超高齢化対応）</p>
<p>①取組内容</p> <p>市民の生活を支える、身近な地域交通体系を構築するため、バス・自転車・超小型モビリティなど、きめ細かな交通機能を強化する。既存バス路線の維持や住民主体のコミュニティバスの運行など、移動手段の確保を図っていく。また、コミュニティサイクルの取組も参考としながら、過度な自動車利用抑制、公共交通・自転車利用への転換を促すなど、モビリティマネジメントを進めつつ、駅周辺などのバリアフリー歩行空間の整備、超小型モビリティの実証実験等を進める。</p> <p>○地域交通サポート（住民主導による地域交通手段導入支援）</p> <p>誰もが安心・安全に利用できる交通体系を実現するため、バス路線等の廃止による交通不便地域の発生等を回避し、市民の日常生活の利便性を確保するため、必要と認められるバス路線に対し補助金を交付し、路線を維持する。また、地域にふさわしい交通サービスの実現に向けた地域主体の取組に対して、活動経費の助成や専門的な調査を実施するコンサルタントの派遣を行う地域交通サポート事業の推進を実施する。</p>
<p>②実施主体</p> <p>横浜市等</p>
<p>③実施エリア</p> <p>市内全域</p>
<p>④事業費・事業規模</p> <p>事業費：44億円</p> <p>解説：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交通サポート事業 9億円 ・生活交通バス路線維持支援事業 35億円
<p>⑤実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交通サポート事業（平成19(2007)年度より実施中） ・生活交通バス路線維持支援事業（同上）
<p>⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交通サポート事業（地域主体の取組の結果、地域にふさわしい交通サービスが実現） ・生活交通バス路線維持支援事業（路線バスの維持により、交通不便地域の発生を回避）
<p>⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優良な基盤整備にかかる交付金の国庫補助割増を要望する。 ○生活交通バス路線維持事業や、地域交通サポート事業の実証運行等に対する積極的な国庫補助を要望する。（地域交通対策）

⑧その他

<p>14-2 <<市民に身近な地域におけるきめ細かな交通機能の強化～バリアフリー歩行空間整備事業～>> (②超高齢化対応)</p>
<p>①取組内容</p> <p>市民の生活を支える、身近な地域交通体系を構築するため、バス・自転車・超小型モビリティなど、きめ細かな交通機能を強化する。既存バス路線の維持や住民主体のコミュニティバスの運行など、移動手段の確保を図っていく。また、コミュニティサイクルの取組も参考としながら、過度な自動車利用抑制、公共交通・自転車利用への転換を促すなど、モビリティマネジメントを進めつつ、駅周辺などのバリアフリー歩行空間の整備、超小型モビリティの実証実験等を進める。</p> <p>○バリアフリー歩行空間整備事業</p> <p>鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者等が利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、各施設管理者、障害者団体、町内会、商店会、学識経験者等の代表者で構成する検討部会を設け、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、これらが集積している地域を指定し、バリアフリー化のために実施すべき事業を定めている。このうち、道路管理者が実施すべきものについて、バリアフリー化の事業計画(=「道路特定事業計画」)を策定し、事業を進めていく。</p>
<p>②実施主体</p> <p>横浜市等</p>
<p>③実施エリア</p> <p>1区1地区の計18地区(平成22(2010)年度末までに3地区で事業完了済み)</p> <p>解説:平成23(2011)年度～27(2015)年度の間、事業実施を行う予定は、下記の13地区 鶴見駅、三ツ境駅、上大岡駅・港南中央駅、戸塚駅、都筑タウンセンター(センター南駅、センター北駅)、星川駅、本郷台駅、大口駅・子安駅、二俣川駅、金沢文庫駅・金沢八景駅、新杉田駅・杉田駅、緑区内(駅は選定中)</p>
<p>④事業費・事業規模</p> <p>事業費:40億円 事業量:整備延長(推計) 24km 解説:過去の実績をもとに事業費を推計</p>
<p>⑤実施時期</p> <p>平成18(2006)年度より実施中。</p>
<p>⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性</p> <p>事業を実施した地区では、駅から主要な施設への歩道のバリアフリー化が図られ、高齢者、障害者に限らずすべての方の移動の円滑化に寄与している。</p> <p>1区に1重点整備地区を定め事業を行っているが、その後は、得られた経験を活かし、</p>

自主的に取り組んでいくことが可能である。
⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言
道路のバリアフリー化は、超高齢化社会に対応していくために必要な施策であることから、財源の確保が必要。
⑧その他

<p>14-3 <<市民に身近な地域におけるきめ細かな交通機能の強化～モビリティマネジメント～>> (②超高齢化対応)</p>
<p>① 取組内容</p> <p>市民の生活を支える、身近な地域交通体系を構築するため、バス・自転車・超小型モビリティなど、きめ細かな交通機能を強化する。既存バス路線の維持や住民主体のコミュニティバスの運行など、移動手段の確保を図っていく。また、コミュニティサイクルの取組も参考としながら、過度な自動車利用抑制、公共交通・自転車利用への転換を促すなど、モビリティマネジメントを進めつつ、駅周辺などのバリアフリー歩行空間の整備、超小型モビリティの実証実験等を進める。</p> <p>○モビリティマネジメント</p> <p>モビリティマネジメントは、「ひとり一人の移動が、過度な自動車利用から公共交通・自転車などを適切に利用する方向へと自発的に転換することを促す、コミュニケーションを中心とした交通施策」である。主な取組としては、本市が市民や交通事業者と連携して、市内の特定地区を対象に、過度な自動車利用を抑制するための動機付けとなる冊子等を配布しながらアンケート調査を実施する方法を行っている。引き続き、市民やバス事業者と連携して取り組んでいくが、今後の新たな展開についても交通事業者等と調整しながら検討していく予定である。</p> <p>また、市民や交通事業者もしくは行政職員を対象としたモビリティマネジメントに関連するシンポジウムもしくはセミナーを開催することで、より多くの人にモビリティマネジメントに対する理解を深めてもらい、広い範囲で公共交通利用を促進する取組も行っていく。</p>
<p>② 実施主体</p> <p>横浜市、市民、交通事業者</p>
<p>③ 実施エリア</p> <p>市内の特定地区を対象としたモビリティマネジメントを実施する。また、市民や交通事業者もしくは行政職員を対象としたシンポジウムもしくはセミナーを実施していく。</p>
<p>④ 事業費・事業規模</p> <p>0.25 億円 (0.05 億円/年×5年間)</p>
<p>⑤ 実施時期</p> <p>平成 21 (2009) 年度から実施</p>
<p>⑥ 当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性</p> <p>公共交通利用が、より一層自発的に取り組まれることにより、公共交通機関が適切に維持されるとともに、自家用車利用が抑制されることで CO2 削減に寄与できる。</p> <p>また、市内の特定地区を対象としたモビリティマネジメントが成功することにより、地</p>

域によりよいコミュニティが形成されるとともに、将来的には市民だけでのモビリティマネジメントの推進が期待され、高齢・人口減少社会の対応やコンパクトなまちづくりに寄与していくと考えている。

⑦ 当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言

市内の特定地区を対象としてモビリティマネジメントを実施する際に、交通事業者等の協力が必要となる。

⑧ その他

14-4 <<市民に身近な地域におけるきめ細かな交通機能の強化～超小型モビリティの有用性の検証と普及促進～>> (②超高齢化対応)

①取組内容

市民の生活を支える、身近な地域交通体系を構築するため、バス・自転車・超小型モビリティなど、きめ細かな交通機能を強化する。既存バス路線の維持や住民主体のコミュニティバスの運行など、移動手段の確保を図っていく。また、コミュニティサイクルの取組も参考としながら、過度な自動車利用抑制、公共交通・自転車利用への転換を促すなど、モビリティマネジメントを進めつつ、駅周辺などのバリアフリー歩行空間の整備、超小型モビリティの実証実験等を進める。

○超小型モビリティの有用性の検証と普及促進

交通手段に占める自動車の分担率の上昇など、自動車依存が進展している一方で、自動車の小型・低燃費志向など、市民の移動手段に関するニーズも変化してきている。

超小型モビリティはその特性から、低炭素社会の実現、高齢者の移動手段の確保などの社会的なニーズに対応する有効なモビリティになると期待されている。

【具体的な取組】

1 超小型モビリティの利活用に関する実証実験

(2011年実証実験) 山手・元町地区内で試乗者によるカーシェアリングを実施

第1期：元町商店街等、関係者から試乗者を募集

第2期：山手・元町地区の住民及び観光客等から試乗者を募集

2 2013年 ITS 世界会議でのデモ走行

・会議関係者のテクニカルツアーにおける超小型モビリティデモ走行

・会議期間中の仮想ゼロカーボンエリア設定について検討

②実施主体

横浜市・日産自動車(株)

③実施エリア

■山手・元町地区(制限速度 30 km/h の走行空間)

■山手・元町地区～みなとみらい21地区(制限速度 50 km/h の走行空間)

■横浜市内 制限速度 60km/h の走行空間

解説：各制限速度の走行空間で、公道走行での安全性、動力性能、ブレーキ性能、操縦安定性、有用性、快適性などを実証していく。

④事業費・事業規模

事業費：0.6億円

事業規模：

平成23(2011)年度 ・山手・元町地区での実証実験

・超小型モビリティの開発

平成 24 (2012) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両分類の新設等に向けた検証 ・ 山手・元町地区～MM21 地区等での実証実験 ・ 超小型モビリティの開発
平成 25 (2013) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両分類の新設等に向けた検証 ・ ITS 世界会議東京でのデモ走行 ・ 車両分類の新設等に向けた検証
平成 26 (2014) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超小型モビリティのニーズの開拓
平成 27 (2015) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超小型モビリティのニーズの開拓
⑤実施時期	
1	平成 23 (2011) 年度～27 (2015) 年度
2	平成 25 (2013) 年度
⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性	
<p>■ 徒歩や自転車では移動に係る負担が大きく、自動車ではオーバースペックとなる領域での以下のような活用が実現される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や子育て世代の短距離移動（買い物、通院、子連れでの外出送り迎え等）支援 ・ 中心市街地への集客、回遊、観光地の周遊 ・ 効率的なモビリティで CO2 削減（短距離、短時間移動、中心市街地等における小口配送） ・ 公共交通機関が未整備・不便なエリアでのカーシェアによる交通手段補完 <p>■ 海拔 30m 超の高所都市移転が計画される東日本大震災の復興への適用</p> <p>■ 2013 年 ITS 世界会議東京において、超小型モビリティのデモ走行を行うことにより、世界の ITS 関係者に横浜の低炭素次世代交通の取組をアピールできる。</p>	
⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言	
【財政上の支援措置】	
<p>■ 低炭素型次世代交通社会促進に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超小型モビリティの導入に対する補助 	
⑧その他	

15 <<農的空間を活用した都市政策>> (②超高齢化対応)	
①取組内容	
<p>横浜市は、市域のうち約 1/4 の 1 万 ha に及ぶ市街化調整区域が散在するという特徴的な都市構造を持っており、さらにその 1/4 が農地である。市街化区域においても、340ha もの生産緑地の指定を受けた農地が残されている。このため、大都市であるにもかかわらず、農地と宅地とが近接する環境が市内各所に存在し、教育・福祉・就労など様々な分野での農に関する市民活動が広がりを見せており、市民の農業体験へのニーズは高まっている。今後、少子・高齢、人口減少社会を迎え、耕作放棄地、空き家、空き地の増加が予想される中、特に郊外部で、その特徴である身近な緑や美しい景観を保全しながら、魅力と活力のある地域づくりを進め、大都市郊外部におけるゆとりある豊かな都市生活と住環境の構築を目指す。</p>	
1	<p>郊外地域の活性化</p> <p>農的空間に関係する様々な団体をネットワーク化することで、人口減少、少子・高齢化の進む郊外地域を活性化する。</p>
2	<p>耕作放棄地の再生と空き家・空き地の活用</p> <p>農業従事者ではない市民が主体となり、農的空間として耕作放棄地の再生や未利用地の活用を図る。</p>
3	<p>農業生産の周辺分野における雇用創出</p> <p>農的空間と市街地とが近接する地域特性と、これまでの地産地消の取組などを活かし、加工・運搬・販売などの農業生産の周辺分野において新たなビジネスを起業するなどして雇用を創出する。</p>
②実施主体	
<p>横浜市が主体となり、横浜市立大学（本件取組をテーマとした共同研究を平成 23（2011）年度から実施）、農業関連の団体、福祉関係団体、農に関連する活動をする市民団体、横浜会議会員（横浜市が事務局となり、政策研究を行う市内外の N P O ・市民団体、大学や企業等の研究者、159 人・団体が加入する）などと連携する。</p>	
③実施エリア	
市内全域（主に郊外部）	
④事業費・事業規模	
1 億円	
⑤実施時期	
平成 23（2011）年度に横浜市と横浜市立大学との共同研究を開始し、以降、モデル事業を実施する予定。	

<p>⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性</p>
<p>横浜市内の農的空間を活用し、その多面的な機能が身近なところで十分に活用できる大都市郊外独自の新しいライフスタイルが創造される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収穫物の加工、運搬、販売といった周辺分野での新しい雇用・働き方の創造。関連する分野におけるソーシャルビジネス、コミュニティビジネス。 ・高齢者や障害者のための就業の場や居場所づくり。 ・農的空間を活用したコミュニティ形成。 ・今後、増加が見込まれる耕作放棄地や空き家・空き地の農的空間としての活用。
<p>⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言</p>
<p>⑧その他</p>

16 <<質の高い文化芸術による横浜ブランドの発揮>> (③その他-1)

①取組内容

1 芸術フェスティバルの開催

横浜市中期4か年計画における成長戦略「観光・創造都市戦略」の要として、質の高い文化芸術を横浜から発信するとともに、内外から多くの集客を行うことで、にぎわいの創出や経済活性化を促進する。

【具体的な取組】

- ・横浜美術館や横浜みなとみらいホール等、専門施設のポテンシャルを最大限発揮するため、特徴的な企画を集中的に行う芸術フェスティバルを開催する。
- ・市民参加事業や市民自らが企画する公募事業を実施することで、市民力を結集するとともに、民間事業者と積極的に連携し、新たなツーリズムの開発につなげ、横浜の魅力向上をめざす。

2 都心臨海部のにぎわい創出と新たな魅力発信

市民・団体・企業が主体的に行う「横浜の魅力を高める取組」を発信し、来訪者に都市を楽しむ「ライフスタイル」を提供するため、以下の4つを基本コンセプトとした取組を行う。

(1) 横浜の魅力資源の発掘・再発見

市民が主体となって地域の豊富な魅力資源を発掘・再発見し、様々な横浜の楽しみ方を提案する取組を支援する。

(2) 横浜の魅力資源を「つなぐ」

横浜都心臨海部の歴史・景観・食・文化芸術など様々な魅力資源を「つなぐ」仕組みづくりを行い、担い手同士のネットワークを形成する。

(3) 一体的で効果的な情報発信と回遊性の向上

キャンペーン期間中に市民・企業・商店街など様々な主体が実施するイベント情報を一体的に情報発信し、公共交通機関を活用したまち歩きによるエリア内の回遊性を高める。

(4) 来訪者の満足度を高め、都市の魅力を向上

地域の魅力資源を一体的に情報発信することで、来訪者の横浜滞在への満足度を高めるとともに、キャンペーンに参加する主催者の満足度も高めることで、横浜の魅力向上を目指す。

3 次世代を担う人材育成

アーティストによる芸術文化活動を体験するプログラムを行い、次世代を担う子どもたちに、芸術文化・創造活動を体験する機会を提供することで、多様な価値観に気づくきっかけや、コミュニケーションを身につける機会をつくり、市民力、創造力を育成していく。

また、全日本学生音楽コンクール全国大会を核として、都心部での発信性の高い事業と郊外部での地域に根ざした事業を関連付け、気軽に良質な音楽に親しむ機会や市民賞選定委員参加といった新しい音楽の楽しみ方を市民に提供し、コンクール出身者には、横浜での演奏機会を提供する。

新人発掘・育成の趣旨をより明確にし、横浜の都市ブランド確立に寄与するため、「国際音楽セミナー」を横浜で開催する。このセミナーは、世界的指揮者のアラン・ギルバート氏と大友直人氏により提唱されたもので、世界各国の若手の優秀な奏者が3週間にわたる合宿練習を行うものである。横浜での開催にあわせ、リハーサルを公開するほか、市民にセミナーの成果を披露するコンサートなどを行う。

②実施主体

行政機関（横浜市ほか）、文化団体、メディア等により実行委員会を設立し実施。

③実施エリア

- 1 市内全域
- 2 都心臨海部を中心としたエリア
- 3 市内全域

④事業費・事業規模

32.3億円

⑤実施時期

- 1 平成23（2011）年度の現代美術を中心としたトリエンナーレを皮切りに、特徴的な質の高い芸術を毎年開催する。
- 2 1とも連携しながら、毎年度実施する。
- 3 毎年度実施。

⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性

- ・世界最高水準のクオリティを持つ文化芸術を発信し、横浜オリジナルの価値創出によるブランドを確立できる。
- ・都市景観や、オープンスペースを活用したにぎわいづくりと、文化芸術を観光資源とした新しいツーリズムを開発できる。
- ・子どもをはじめ、幅広い市民が参加し、文化を楽しむとともに、担い手となる人材のすそ野を広げる取組を行うほか、新進芸術家への発表機会の提供による人材育成を行う。
- ・観光・MICE・創造都市の活動と文化芸術活動の相乗効果による、にぎわいの創出、経済の活性化が図られる。
- ・NPOや市民協働型の事業を推進・発展させ、既にある横浜の魅力資源と有機的につなぐことにより、新たな魅力を創造していく。
- ・国内で初めて、行政、文化団体等によるプラットフォームを立ち上げ、全市域の学校を対象に長期的視野のもとプログラム提供を、着実に伸ばしてきた。これにより、多くの

子どもたちが芸術文化を体験する機会を享受しており、次世代を担う子どもたちの人材育成に大きく寄与している。

- ・横浜で行われるセミナーから世界へはばたく人材が出ることで、芸術家にとって魅力ある都市という発信ができる。

⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言

本市が観光・創造都市・文化芸術を成長戦略として進め、国際競争力を高めていく上で、国費の導入など国の積極的な支援が必要となる。

⑧その他

17 <<文化芸術の創造性と地域力を生かしたまちの再生（初黄・日ノ出町）>>（③その他－1）
①取組内容
<p>中区初音町、黄金町、日ノ出町周辺地区には、違法な特殊飲食店が多数立地していたが、神奈川県警の集中取締及び地域・行政・警察が一体となった環境浄化に向けた取組により、違法営業はほぼ一掃された。しかし、特殊飲食店は閉鎖されたまま残置され、いつ違法営業が復活してもおかしくない状況であるとともに、まちが空洞化していることから、まちのイメージを大きく変える必要があるため、初黄・日ノ出町地区をクリエイティブシティ・ヨコハマにおける創造界隈のひとつに位置づけ、文化芸術のまちとして再生を図っていく。</p> <p>1 地域再生まちづくり事業</p> <p>初黄・日ノ出町地区において、京浜急行電鉄高架下スタジオ及び周辺空き店舗等を借り上げ、地域が中心となって設立したまちづくりNPO「黄金町エリアマネジメントセンター」がアーティストやクリエイター等に貸し出すなど施設の管理・運営を行うとともに、黄金町バザールをはじめとするイベントを開催することで、この地区における文化芸術によるまちづくりの推進及びにぎわいの創出により、地区の再生を図る。</p>
②実施主体
特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター、横浜市
③実施エリア
初黄・日ノ出町地区
④事業費・事業規模
8.9億円
⑤実施時期
平成20（2009）年度から事業開始
⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性
<p>この取組は、地域や警察と連携しながら初黄・日ノ出町地区の空き店舗等を一つひとつ行政が借り上げることで用途転換を図るという手法を採っており、風俗店等により比較的治安が良くない地域に安全安心を取り戻す中心市街地再生のモデルとなりうる。また、借り上げた小規模空き店舗の特性を生かし、個性的なテナントをインキュベートすることで、地域の魅力づくりにつながり、地域の経済的価値も創出される。</p>
⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言
<p>1 社会資本整備総合交付金交付対象事業要件の拡充</p> <p>空き店舗等を用途転換し、地域再生を進めるためには、一つひとつ借り上げていくよりほかに方法がなく、社会資本整備の代わりとなりうる手法であると言える。しかし、現在、社会資本整備総合交付金では、借り上げ費を対象としていない。このため、社会</p>

資本整備総合交付金の交付対象事業の要件を拡充し、借り上げ費の追加をお願いしたい。

2 企業が「新しい公共」を担う際の支援制度の創設

この地区は、京浜急行電鉄の沿線に位置しており、鉄道高架橋が地区面積の4分の1を占めている。持続可能なまちの再生に向けて、最大地権者といえる京浜急行電鉄がまちづくりの担い手となることを地域は期待している。このため、企業が「新しい公共」を担えるよう、まちづくりに関与できるインセンティブや地域社会への貢献を評価・顕彰するなどの制度の創設をお願いしたい。

⑧その他

18 <<歴史的建造物や倉庫、空きビル等を活用し、アーティスト・クリエイター等が創作・発表・滞在する創造界隈の形成>> (③その他-1)

①取組内容

平成 16 (2004) 年 1 月、学識経験者等で構成される「文化芸術・観光振興による都心部活性化検討委員会」からの「文化芸術創造都市ークリエイティブシティ・ヨコハマの形成に向けた提言」を受け、文化芸術の持つ創造性を生かした新たな都市ビジョン「クリエイティブシティ・ヨコハマ」を進めており、これまで、現代アートの国際展「横浜トリエンナーレ」の開催や、歴史的建造物や倉庫、空きオフィス等を創造や発表の場所に活用する「創造界隈」づくり、アーティスト・クリエイター等のクリエイティブシティの核となる人材の誘致など、様々な取組を行ってきた。平成 22 (2010) 年からは、創造都市横浜推進協議会の提言「クリエイティブシティ・ヨコハマの新たな展開に向けて～2010 年からの方向性～」を受け、創造都市の発展期として、市民一人ひとりが自らの創造性を発揮し、それらを結集して都市の抱える様々な問題にアプローチし、都市の魅力を向上させていくこととしている。

1 東横線跡地創造活動拠点整備事業

東横線横浜駅から桜木町駅までの間の廃線跡地を、横浜都心部の回遊性向上と地域の活性化、歩行者・自転車利用者の安全性・利便性確保のため、用地を取得し、鉄道構造物を自転車歩行者専用道路及び自転車駐車場（道路施設）として再整備するのにあわせ、創造的な活用を推進するため、官民協働で新しい拠点作りを進める。

2 旧関東財務局改修事業

海外からのアーティスト・クリエイター等が滞在、創作、発表する場として活用するため、インターナショナルな施設として位置づけ、外壁等を保全したうえで、耐震補強を含む改修を実施する。

3 芸術不動産リノベーション助成事業

アーティスト・クリエイター・起業家等が活動できる受け皿として、主に関内・関外地区において、空室のある民間ビル等をリノベーションし、アトリエ、スタジオ、オフィス等として安価な家賃で提供できるよう、オーナー等に対する補助金制度を整備する。

②実施主体

1 横浜市

2 横浜市（運営団体は今後募集していく）

3 横浜市、アーツコミッション・ヨコハマ（事務局）*横浜に集うアーティストやクリエイター、NPO、市民、企業、学校など様々な創造活動を繰り広げる人たち（創造の担い手）をサポート（中間支援）する組織

③実施エリア

関内・関外地区

④事業費・事業規模
10.5 億円
⑤実施時期
1 平成 22(2010)年度から事業開始 2 平成 23(2011)年度から事業開始 3 平成 22(2010)年度から事業開始
⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性
1 この事業は、東横線の高架線路跡地や歴史的建造物といった横浜特有の地域資源を生かした都市空間を整備することで、地域の経済的価値が創出される。また、東横線跡地は、高架線路跡地に緑を創出することで環境価値を創出するとともに、散歩やジョギングしやすい環境を整えることで社会的価値を創出する。 2 旧関東財務局は、全国的に受け皿が少ないアーティスト・イン・レジデンス事業推進の拠点とすることで、社会的価値を創出することができる。 3 横浜市の創造都市の事例は、アジアにおける先駆的存在である。この取組は、関内・関外地区でまだ十分に活用できていない地域資源といえる民間の空きビルを活用し、人々を惹きつける創造都市の舞台装置としてリノベーションするものであり、中心市街地再生のモデルとなりうる。また、リノベーションしたビルにおける多様な入居者クラスターが創出する創造の成果を地域に落としこむことで、地域の魅力づくりにつながり、地域の経済的価値も創出される。
⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言
1 道路空間のオープン化 <p>厳しい財政状況が続く中で、魅力的な施設として維持管理していくためには、民間の資金も活用して必要な財源を確保することが不可欠である。民間資金を活用するため、東横線跡地の高架上及び高架下に商業施設等が設置できるよう道路法第 32 条に定める道路占用の取扱いの緩和をお願いしたい。</p>
2 (仮称) リノベーション支援基金への出資 <p>民間資金を集め、マーケット主導の耐震化につなげるため、民間ビル等のリノベーションの原資となる基金の設立を検討している。この基金に民間出資を促すため、公的な出資を要望する。</p>
⑧その他

<p>19 << 都心臨海部を舞台とした、創造的活動の積極的な誘導による国際的な観光交流拠点の形成（ナショナルアートパーク構想の推進）>>（③その他－1）</p>	
<p>①取組内容</p>	
<p>横浜の都心臨海部を今以上に市民に親しまれる場とするとともに、開港都市としての歴史や文化等の資源を生かしながら、文化芸術活動の積極的な誘導により新しい産業の育成や観光資源を発掘し、まちの魅力を高め、都市の活性化、横浜経済の発展を図る。2010年からはウォーターフロントエリアのうち特に、①港を囲む風景としての山下埠頭エリア②横浜港発祥の地である象の鼻を中心に、赤レンガ倉庫・大さん橋によって形成されるエリア、③歴史的建造物等の地域資源を活用し、文化芸術の創造・発信活動とともに、NPO等によるアート発信拠点や、教育機関や各種創造的産業の集積を進める馬車道駅周辺エリアの、3つの重点取組地区を中心に展開していく。さらに、50年後を見据えた都心臨海部・インナーハーバー整備構想の検討状況も考慮し、ウォーターフロントの活用に積極的に取り組む。</p>	
<p>1 象の鼻地区文化観光交流事業</p>	<p>横浜港発祥の地である象の鼻を中心に、赤レンガ倉庫・大さん橋によって形成されるエリア一帯を、横浜を代表する国際的文化観光交流拠点として整備する。</p>
<p>2 山下ふ頭の一部での新たな実験的取組等</p>	<p>横浜を代表する観光地である中華街や元町などからのアクセスを強め、港を囲む風景を活かして、魅力ある文化観光交流拠点の形成を目指す。</p>
<p>②実施主体</p>	
<p>横浜市</p>	
<p>③実施エリア</p>	
<p>都心臨海部</p>	
<p>④事業費・事業規模</p>	
<p>3.8億円</p>	
<p>⑤実施時期</p>	
<p>1 平成21(2009)年度から事業開始</p>	
<p>2 平成23(2011)年度から事業開始</p>	
<p>⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性</p>	
<p>市民が享受できる、新しいアート、カルチャー、アクティビティなど、クリエイティブシティならではの魅力あふれる都市文化と、豊かな生活環境が生まれる事による市民満足度の向上が図られる。併せて、クリエイティブシティとしての国際社会での認知度が向上する。</p>	
<p>魅力ある都市として観光・MICE等の国内外からの来訪者の増大、企業立地や投資の</p>	

促進による地域経済への波及効果が生まれる。

創造産業の定着、国内での拠点化による税収や雇用、地域経済への還元が行われる。

⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言

1 国有港湾緑地の民間管理

都心臨海部の集客、にぎわい創出、経済活性化のため、国土交通省が所有し、港湾局が管理する港湾緑地及び施設について、国・市の協議において指定管理を含む民間管理ができるようお願いしたい。

2 国有港湾緑地の民間営利利用

都心臨海部の集客、にぎわい創出、経済活性化のため、国土交通省が所有し、港湾局が管理する港湾緑地及び施設について、国・市の協議において、物品の販売を含め一定の公共的目的を果たす営利行為ができるようお願いしたい。

⑧その他

20<<世界の人々が交流する国際観光・MICE都市の実現>> (③その他-1)	
①取組内容	
<p>少子高齢化の進展によって、横浜市でも2020年には定住人口が減少に転じる見込みとなっており、市内経済を活性化させるためには、国内外からの交流人口を増加させ、市内での消費を拡大させていく施策が重要である。「横浜市中期4か年計画」では、観光・MICE分野を横浜版成長戦略に掲げる8つの戦略の一つに据え、平成25(2013)年度までの計画期間を越え、中長期的視点から経済活性化を図ることとし、今後国際コンベンションの開催実績を活かし、MICEの拠点都市として国際的な地位を確保するほか、経済成長が見込まれるアジアからの誘客を推進し、経済活性化につなげる。</p>	
1	<p>MICE誘致・開催支援</p> <p>経済波及効果やシティセールス効果の高い中・大型の国際会議の誘致・開催支援を進めるために、パシフィコ横浜をMICE拠点とし、機能強化を検討する。また、MICE主催者の招聘やシティプロモーション、市内関連事業者・市民サポーターによる受入れ環境の向上及びアフターコンベンションの充実に取り組む。</p>
2	<p>海外集客プロモーション</p> <p>羽田空港の国際化で国際線が就航した中国などアジア地域をターゲットとし、横浜友好観光大使(中国人俳優)を起用したプロモーションや現地メディアからの横浜情報発信等により、本市の知名度向上に取り組む。また、箱根など日帰り圏にある人気観光地と連携し、本市を拠点とする周遊ツアーの企画・販売について、中国へのセールスなどにより現地旅行会社に働きかける。</p>
3	<p>観光資源の魅力アップと活用</p> <p>銀聯カードの普及や特色ある横浜土産のPRなどショッピングによる消費額の増加と個人やグループで周遊しやすい環境づくりなどにより、「連泊して楽しめる横浜」を目指す。また、産業集積や先進的な環境への取組など、本市の強みを観光面で活用するニューツーリズムの振興に取り組む。さらに、北海道や東北など首都圏以外でのプロモーションを強化し、宿泊客や修学旅行の増加に結び付ける。</p>
②実施主体	
横浜市、(財)横浜観光コンベンションビューロー、民間事業者	
③実施エリア	
市内全域	
④事業費・事業規模	
31.6億円	
⑤実施時期	
毎年度実施	

⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性

「羽田空港の国際化による観光MICEの推進」を通じ、国際交流人口の増加が加速され、市内外の経済が活性化する。また、MICEが産業インフラとして認知され、経済的価値の創造につながる。

⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言

1 大型MICE施設に対する法人税の長期免除措置等

MICE主催者のニーズに対応した設備投資ができるよう、法人税の長期にわたる免税措置等を実施していただきたい。

国を挙げてMICE誘致に取り組んでいるシンガポールをはじめ、中国や韓国などの諸外国との競争に打ち勝つうえで、会議施設や展示場などのキャパシティの不足が指摘されている。法人税の長期の免税措置等を講じることで、MICE施設の機能強化や拡充など積極的な設備投資を行うことができ、国際競争力を強化することができる。

2 MICEゾーン内へのホテルの立地に対する法人税等の長期免税措置（コンベンション施設パシフィコ横浜を中心とした一帯エリア）を実施していただきたい。

毎年多くの国際コンベンション等がパシフィコ横浜で開催されているが、ホテルの客室数が不足していると言われている。MICE来街客を主軸としたホテルを誘致することにより、大型の国際コンベンション等に対応することができ、国際競争力の強化につながるため、提言する。

3 MICE施設の整備等への資金支援

MICE施設を整備するための新たな財政支援制度の創設を提言する。国を挙げてMICE誘致に取り組んでいるシンガポールをはじめ、中国や韓国などの諸外国との競争に打ち勝つうえで、会議室や展示場などのキャパシティが不足している。施設の整備等への資金支援を行うことで設備投資が促進され、国際競争力を強化することができる。

4 MICE施設を震災時の拠点とするための施設対応に係る資金支援

東日本大震災においてMICE施設は一時避難場所として大きな役割を担った。震災に備え、災害時の放送設備や無停電装置、自家発電設備の設置や中央監視施設の安全な場所への再整備などが必要となる。今回の震災を受け、安全対策を実施することで、今後の震災に備え、国民の安心・安全を確保につながるため提言する。

5 MICE施設について環境配慮型の改修をする際の資金支援

東日本大震災後、節電が求められている。民間MICE施設については、経済産業省からの要請に基づき省エネルギーを進めているが、設備を省エネルギー対応のものに更新することでさらに節電につながるため提言する。

6 大型MICE施設の運営や改修にかかる無利子を含めた長期低利融資の実施

大型MICE施設の運営や改修にかかる経費について、無利子を含めた長期低利融資を実施する。MICE施設は多くの経済波及効果を生み出すものの、その一方で、利用

者のニーズにあった機能拡充や、展示や会議等の形式のトレンドに対応するため、日々設備投資を行っており、その都度金融機関等から借入れを行っている。大規模改修にあたっては、多額の経費と工事期間中における売上げの減少など、施設にとって大きな負担となっている。金融支援措置が図られることにより、中長期的な経営の安定化が図られ、国内のMICE施設の成功事例の一つとして、日本全体のMICE施設の機能向上が期待できるため提言する。

7 総合保税地域の指定及び保税展示場の要件緩和等

みなとみらい21地区を総合保税地域として指定するとともに、展示品にかかる輸入検査等を緩和する。関税法では外国貨物は原則として保税地域以外の場所におくことができず、外国貨物には関税のほか、消費税が課される。さらに、輸入禁止製品や輸入割当、検疫・防疫等のチェックが必要になる。みなとみらい21地区全体を総合保税地域に指定することで、横浜美術館をはじめ、地域内の様々な機能を有する施設を有効に活用することができるだけでなく、主催者側の展示品等に関する関税手続が軽減され、展示会等の開催が促進されるため提言する。

8 コンベンション参加者等に対する羽田空港の入国審査の手続の簡素化

大型の国際コンベンション参加者やインセンティブツアー客については、入出国審査にかかる特別レーンを設置する。出入国の際の手続き時間が大幅に短縮されるなど、海外からのコンベンション参加者の受入れ環境が向上するため提言する。

9 専用利用権の法人税法上の位置づけ

民活法（廃止法）を活用し整備した既存民間施設について、民間事業者が市に専用利用権の譲渡を条件として施設を寄付した際、専用利用権について減価償却や担保権の設定を可能にする。民活法を活用して整備した民間施設を公益性の観点から、行政が所有することとなった場合にも、民間事業者のノウハウによる運営の継続が可能となるため提言する。

10 MICE拠点都市としての位置づけと機能強化

我が国の国際競争力の維持・向上を図るために、「選択と集中」の観点からMICE開催の豊富な実績と高い能力をもつ地域をMICE拠点都市として位置付け、国としてMICE機能強化を推進していただきたい。

⑧その他

21 <<コミュニティサイクルを活用したまちのにぎわいづくり>> (②超高齢化対応、
③その他-1)

①取組内容

コミュニティサイクルは、従来型のレンタサイクルとは異なり、一定のエリアに複数の自転車の貸出・返却拠点（以下、サイクルポートという）を設置し、短時間利用の料金を無料もしくは安価とすることで放置自転車を発生させない料金体系となっている。また、IT化によるサイクルポートの無人対応や都市に調和する洗練されたデザインなども特徴となっている。

現在、本市では「横浜市中期4か年計画」「横浜都市交通計画」「関内・関外活性化推進計画」に位置づけられた都心部活性化、観光振興、および交通分野における脱温暖化に向けた先進的な取組として、横浜都心部において民間事業者との協働により社会実験を実施している。平成23(2011)年4月から約3年間の社会実験により、公共的な交通手段であるコミュニティサイクルが横浜都心部の新たな交通手段として定着し、社会実験終了後に民間事業者主体の自立した事業として成立することを目指している。

横浜都心部コミュニティサイクル社会実験は、平成23(2011)年4月から、公募により選定された民間事業者（株式会社NTTドコモ）と本市で協定を締結して、運営主体を株式会社NTTドコモ、実施主体を本市として、平成25(2013)年度まで約3年間の実験を実施している。運営主体である株式会社NTTドコモが、施設整備や運営の実施やそれに係る費用負担などを行い、本市は実施主体として実験の統括や実験に必要な最低限のサイクルポート用地の提供などを行っている。

社会実験と並行して、まちの回遊性向上、観光振興、マイカーからの転換（PR効果、CO2削減）、民間主体による実施（採算性確保）などの検証を実施していく予定である。検証を通じて、交通手段としての役割明確化、行政と民間企業の役割分担、民間事業者の参入意向の確認も行っていく。

平成26(2014)年度以降の民間事業者主体によるコミュニティサイクルの本格実施を目指していく。

②実施主体

- 1 横浜都心部コミュニティサイクル社会実験
実施主体：横浜市
運営主体：株式会社NTTドコモ
- 2 民間事業者主体による本格実施の検討
横浜市が検討
- 3 民間事業者主体による本格実施
実施主体：民間事業者（未定）

③実施エリア

MM21 中央地区、MM21 新港地区、関内・山下町地区を基本とする地域で実施する。
④事業費・事業規模
<p>事業費：1.3 億円</p> <p>事業規模：平成 23（2011）年度～平成 25（2013）年度で社会実験を実施 平成 26（2014）年度以降の民間事業者主体による本格実施を目指す</p> <p>解 説：平成 26（2014）年度以降に民間事業者主体による本格実施を行う際に、民間事業者への初期投資（イニシャルコスト）への補助を想定している。</p>
⑤実施時期
平成 23（2011）年度から平成 25（2013）年度まで社会実験を実施して、平成 26（2014）年度以降の民間事業者主体による本格実施を目指す。
⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性
<p>鉄道やバスに加えて、タクシーや徒歩、そしてコミュニティサイクルなど多様な移動手段を市民や来訪者へ提供することは、都市の魅力を高める取組であると考えている。パリやバルセロナ、ロンドンなど世界 60 都市以上で実施されているコミュニティサイクルは日本では新たな取組だが、民間事業者主体の自立した事業として横浜に根付けば、都市の魅力向上に加えて、環境面、経済面での効果が期待できる。</p> <p>横浜都心部以外の郊外部での実施は、どのようなやり方をすれば民間事業者主体の事業として成立するのかが今後の研究課題となる。</p>
⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言
支援措置等は、現在検討に向けた課題整理を開始したところであるが、事業の採算性やサイクルポート用地の確保などが課題になると予測される。このため、民間事業者主体による本格実施を行う際に、民間事業者への初期投資（イニシャルコスト）への補助などが想定される。
⑧その他

2 2 <<高付加価値型グローバル企業の積極的誘致に向けた拠点整備>> (③その他-2)	
①取組内容	
<p>ソウル・シンガポール・上海等、成長著しいアジアの諸都市は国を挙げて国際競争力強化の取組を推進しており、国境を越えた企業・人材・投資の獲得競争が激化している中で、日本の大都市の国際競争力は低下しており、相対的な地位も低下傾向にある。</p> <p>アジアにおけるビジネスやイノベーションの拠点として、横浜の強みを生かしながら、グローバル企業のアジア本社機能や研究開発拠点等の誘致及びその受け皿となる都市再生を積極的に進め、日本全体の成長を牽引し新たなビジネスチャンスを生み出す「アジア拠点」化を図る。</p> <p>●主要プロジェクト</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 横浜駅周辺地区 エキサイトよこはま 2 2 <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 横浜駅西口駅ビル計画 ・治水安全度向上に向けた橋梁架け替え (鶴屋橋等) ・都市計画道路の整備 (栄本町線支線 1 号線等) 等 2 みなとみらい 2 1 地区 <ul style="list-style-type: none"> ・横浜野村ビル (仮称) … 4 6 街区 ・(仮称) MM 2 1 地区 3 4 街区商業施設開発計画… 3 4 街区 ・パシフィコ横浜の機能強化 ・東横線跡地整備 (横浜駅～桜木町駅) 3 北仲通地区 <ul style="list-style-type: none"> ・北仲通地区再開発 	
②実施主体	
横浜市、民間開発事業者、エリアマネジメント団体、独立行政法人	
③実施エリア	
横浜都心臨海部 (横浜駅周辺地区～みなとみらい 2 1 地区～北仲通地区)	
④事業費・事業規模	
未定	
⑤実施時期	
<p><横浜駅周辺地区></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (仮称) 横浜駅西口駅ビル計画 着工 平成 23 (2011) 年度 工期 約 8 年 2 (仮称) 横浜駅東口地区開発 平成 26 (2014) 年 都市計画提案 (予定) 平成 27 (2015) 年都市計画手続き (予定) 平成 28 (2016) 年 事業化 (予定) 3 (仮称) 出島地区開発事業 栄本町線支線 1 号線の整備に併せて事業化を予定 (目標 平成 2 7 (2015) 年度) 4 (仮称) 横浜駅きた西口鶴屋地区 第一種市街地再開発事業 平成 27 (2015) 年度～ 	

平成 29 (2017) 年度

- 5 (仮称) 横浜駅西口地区第一種市街地再開発事業 平成27 (2015) 年度着工 (目標)
平成30 (2018) 年度竣工 (目標)
- 6 きた西口駅前広場・鶴屋橋架け替え 平成25 (2013) 年着工予定
- 7 栄本町線支線 1 号線 平成27 (2015) 年度着工 (予定) 平成30 (2018) 年度竣工 (予定)
- 8 横浜駅西口駅前広場 平成28 (2016) 年度着工 (予定) 平成29 (2017) 年度竣工 (予定)
- 9 横浜駅東口国道横断デッキ

<みなとみらい 2 1 地区>

- 10 3 4 街区 (仮称) MM 2 1 地区 3 4 街区商業施設開発計画 平成23 (2011) 年月着工～平成25 (2013) 年4月竣工予定
- 11 4 2 街区 みなとみらいグランドセントラルタワー 平成21 (2009) 年1月着工～平成23 (2011) 年9月竣工予定
- 12 4 6 街区 横浜野村ビル (仮称)
- 13 6 7 街区 横浜三井ビルディング (仮称) 平成21 (2009) 年10月～平成24 (2012) 年2月竣工予定
- 14 東横線跡地整備事業 平成20 (2008) 年3月着工～平成29 (2017) 年竣工予定

<北仲通地区>

- 15 北仲通北地区 A-1 地区、A-2 地区 平成25 (2013) 年夏～平成27 (2015) 年夏予定
- 16 北仲通北地区 A-3、A-4 地区 平成25 (2013) 年夏～平成27 (2015) 年夏予定
- 17 北仲通北地区 B-1 地区 平成25 (2015) 年夏～平成27 (2017) 年夏予定
- 18 北仲通北地区 B-2、B-3 地区 平成21 (2009) 年11月～平成27 (2015) 年夏予定
- 19 北仲通北土地区画整理事業 平成19 (2007) 年12月～平成25 (2013) 年3月

⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性

当地域は、以下のような強みを持っており、これらの強みを生かした国際競争力の強化が可能である。

- ・みなとみらい 2 1 地区や北仲通北地区では、既に高度かつ環境に配慮した基盤整備済みであり、スピード感を持った開発・企業進出が可能
- ・グローバル企業の本社機能や研究開発拠点が、既に数多く立地 (三菱重工、日産自動車、富士ゼロックス、日揮、シンクロン、レノボ・ジャパン 等)

- ・東日本で唯一の国立の国際会議場の存在を生かし、平成 22（2010）年 11 月の APEC 本会議の開催等、国際コンベンション参加者数 3 年連続日本一を誇る MICE への取組及び体制強化
- ・個性と魅力あふれる都市空間を形成するため、先進的に取組んできた都市デザイン
- ・「エキサイトよこはま 2 2」「みなとみらい 2 1 地区のまちづくり」「北仲通北土地区画整理事業」等、各地域においてグローバル企業が立地するにふさわしい良好な都市基盤づくりが行われている。
- ・国際化した羽田空港への近接性や高度かつ環境に配慮して整備された都市基盤、ウォーターフロントの良好な環境、歴史的景観等をもとに、国際ビジネス拠点としての集積が進んでいる。

⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言

- 1 横浜都心臨海部についての、「特定都市再生緊急整備地域」への指定
 国の新成長戦略の一環として、都市再生特別措置法の改正により、大都市の国際競争力の強化を図ることを目的として創設された「特定都市再生緊急整備地域」に指定すること。
- 2 「国際競争拠点都市整備事業」について、国際コンベンション施設の機能強化等、国際競争力強化に繋がる様々な事業に活用可能な制度の構築
 指定された地域内における都市拠点インフラ整備を重点支援する「国際競争拠点都市整備事業」が創設されたところだが、当該事業については、国際コンベンション施設の機能強化や防災機能の強化など、国際競争力強化に繋がる様々な事業に活用可能な制度とすること。
- 3 外国人による不動産取得に係る所有権登記手続きに関する規制緩和
 不動産の登記申請に対しては、個人認証のために住民票等の住所を証する書面の添付が義務付けられているが、海外（韓国・台湾を除く）には現住所を証する公的制度がないことから、その都度その国所属の公証人の承認による宣誓供述書の取得が必要となっており、登記に要する事務的負担が大きくなっている。
 ついては、海外からの積極的な不動産購入を促進するため、当該地域内において当該書類が不要となるような特例措置を設けることで、海外からの投資や海外企業の進出を促進する。（不動産登記法第 22 条、第 61 条）
- 4 海外からの資産購入に伴うビザ取得優遇
 日本に入国できる外国人の要件については、出入国管理及び難民認定法の別表によりその行為及び在留期間が厳しく定められているが、特区エリア内における資産の購入を目的とした入国についてはある程度まとまった期間の在留を認めることで、海外からの資産購入を促進する。（出入国管理及び難民認定法第 2 条の 2、別表）
- 5 建築物の完了検査制度の見直し
 貸室の一部がスケルトン状態でも、完了検査が可能となるような「一部完了検査制度」

を創設し、残る未済部分については、入居テナントが確定次第、順次、当該部分のみを対象として「一部完了検査手続き」を継続して適用する。法令の規定により、建築物全体の全ての部分の工事が完了しない限り、完了検査申請は出来ない。賃貸ビルでは、一部未入居のまま使用を開始するケースも多く、未入居部分に本来必要のない暫定的な内装仕上げを実施し、完了検査を受け、テナントの内装工事が決まった時点で暫定の内装工事を撤去するといった無駄が発生している。発生する産業廃棄物による環境負荷、コスト負担、時間ロスなどが国際競争力を低下させている。国内企業向けに設定した標準仕様では満足してもらえない、グローバル企業の多様なニーズに応えるためには、「一部完了検査制度」が有効である。(完了検査を経ない仮使用承認制度では不十分である。)(①建築基準法第7条の6、②同施行令第13条、第13条の2、③同施行規則第4条の16)

6 外国高度人材の積極的受け入れのためへの入国審査制度の見直し

海外の多様な価値観、経験、ノウハウ、技術を持った高度な人材については、法令による国内の在留期間の3年から5年を大幅（10年程度）に延長し、外国高度人材を受け入れやすい環境を整えることで、我が国産業の活性化を図る。(出入国管理及び難民認定法第2条の2)

7 コンベンション参加者に対する羽田空港の入国審査手続きの簡素化

海外からのコンベンション参加者の受け入れ環境を向上させるため、大型の国際コンベンション参加者については、出入国審査にかかる特別レーンを設置し、出入国の際の手続き時間を大幅に短縮させる。(出入国管理及び難民認定法)

⑧その他

23<<（東北方面の経済復興支援も含めた）横浜港の国際競争力の強化>>（③その他
-2）

①取組内容

横浜港は、開港以来我が国産業や地域経済の活性化に大きく貢献してきた。

しかしながら、近年中国をはじめとするアジア諸港が飛躍的な発展を遂げる中、横浜港をはじめとする我が国主要港は相対的地位を低下させている。

このため、港湾局では、港湾施設の機能強化や広域からの貨物集荷、効率的な港湾経営の推進など横浜港の国際競争力の強化を図り、物流面から背後圏の経済や市民生活の活性化など「経済価値」の創造を推進する。

また、東日本大震災では、製造業の生産拠点が集積する東北地方の企業の被災や、太平洋側港湾を利用した内航航路、道路・鉄道等、物流網の寸断等により、被災地経済はもちろん、（被災地からの部品調達等）我が国全体のサプライチェーンに大きな影響を与えている。このような事態を防ぎ、被災地経済が新たな成長へと転じていくには、一刻も早く低コストで安定した物流網の機能を確保するために、内航航路等の国内輸送網への支援をする必要があり、被災地と世界各国を結ぶ国際物流拠点である京浜港の国際競争力を以下の1～4の取組みにより強化することで、復興の促進を図る。

1 集荷力の強化

- ・国内貨物・国際積替え貨物の集中による国際基幹航路の維持・拡大
- ・横浜港フィーダー輸送復興支援制度の創設・実施

（東北～京浜港を結ぶ内航航路の復興・再開への補助、東北等～京浜港の鉄道貨物への補助）

- ・コンテナ船の大型化に対応した、世界最大級・国内唯一の南本牧 MC-3 ターミナル整備
- ・輸送コスト低減に向けた、港湾施設使用料の減免措置（インセンティブ） など

2 戦略的な港湾経営の推進

戦略的で柔軟な港湾経営の実現に向けた港湾運営主体の設立や経営基盤強化

- ・（財）横浜港埠頭公社の民営化（H24.4 予定（受皿となる会社を H23.7 設立））
- ・埠頭公社への港湾施設使用料減免措置 など

3 京浜港の一体化の促進

京浜三港（横浜港、東京港、川崎港）の合理的な機能配置と輸送効率化

- ・三港間を航行するコンテナ船やコンテナバージの入港料・施設使用料の軽減措置
- ・三港の港湾計画の基本となる「京浜港の総合的な計画」策定（H23.9）

4 災害等リスクに強い港づくり

港湾の耐震化等により我が国産業の安定したサプライチェーンを実現

- ・耐震強化岸壁の整備
- ・福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線対策（放射線量の測定・証明）

②実施主体
1 横浜市・川崎市・東京都・(財)横浜港埠頭公社、東京港埠頭㈱ 2 横浜市・川崎市・東京都・(財)横浜港埠頭公社、東京港埠頭㈱
③実施エリア
横浜港港湾区域・臨港地区
④事業費・事業規模
事業費：21 億円 解説： 1 貨物集荷策…15 億円 2 埠頭公社の民営化等…6 億円 この他に、国道 357 号整備促進・首都高湾岸線の無償化実験、港湾施設の耐震化等
⑤実施時期
平成 22(2010)年度～平成 27(2015)年度（国際コンテナ戦略港湾計画）
⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性
1～4 の取組を通じ、国際コンテナ戦略港湾を実現することで、物流コスト低減による背後圏の産業の国際競争力強化や、貨物集荷による雇用の創出等の「経済価値」創造が見込まれる 【視点】 ・先駆性：横浜港は平成 22(2010)年 8 月に京浜港（横浜港・川崎港・東京港）として国の成長戦略の一環である「国際コンテナ戦略港湾」に選定され、国と連携して競争力強化に取り組むなど、他港に先駆けた取組を進めている。 ・他への応用性：本提案は京浜港全体に効果が及ぶのはもちろんのこと、関東～東北地方をはじめとした背後圏の製造業等の産業の競争力強化にも効果が波及する。 ・地域資源の活用性：本提案は横浜港という地域独自の資源を活用した取組である。
⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言
1 45 フィート(ft)コンテナ輸送の実現 積載効率の高い 45ft コンテナの走行に関する規制の緩和（集荷力の強化） 2 水先制度の規制緩和 一定基準以上の大型船について、航行の安全のために義務付けられている水先人の同乗（強制水先）を緩和し、船会社の運航コストの低減を実現（集荷力の強化） 3 内航コンテナ船の固定資産税や燃料油の石油石炭税の軽減 内航輸送網の価格競争力強化に向けて、船舶の固定資産税や燃料油の石油石炭税（外航船は非課税）の軽減（集荷力強化） 4 内航輸送のカボタージュ規制緩和 内航輸送網の船腹確保のため、国内輸送を内航船社のみ限定するカボタージュ規制

を緩和し、輸送力の増強を実現(集荷力強化)

5 港湾運営主体の法人税特例措置

港湾経営主体の経営基盤強化(戦略的な港湾経営の推進)

6 港湾運営主体の不動産取得税・登録免許税の特例措置

港湾経営主体の経営基盤強化(戦略的な港湾経営の推進)

7 荷役機械への国庫補助導入

港湾コスト低減に向けて施設の貸付原価を圧縮するため、荷役機械(ガントリークレーン)の整備・改良への国庫補助導入(戦略的な港湾経営の推進)

8 新外資法の規制緩和

新外資法の指定会社の運営について、定款変更等の運営事項に関する規制緩和による柔軟な経営を実現(戦略的な港湾経営の推進)

9 国道357号の整備促進

国道357号の整備促進による京浜港内の輸送効率化(京浜港の一体化の促進)

10 首都高速湾岸線の無償化に向けた社会実験の実施

京浜港内の輸送コスト低減(京浜港の一体化の促進)

11 コンテナバージ建造に係る国庫負担率の引き上げ

東京湾内のコンテナバージ(はしけ)輸送の競争力強化に向けた国庫負担率の引き上げによる輸送力強化(京浜港の一体化の促進)

12 岸壁の耐震化の促進

国直轄事業である岸壁の耐震化を早急に整備

13 災害への対策を目的とした荷役機械(ガントリークレーン)の改良に対する補助

港湾の基幹施設であるガントリークレーンの耐震化、免震化等の改良への補助制度創設

14 京浜港における自家発電機の整備または整備費用の補助

停電時においても、港湾の稼働に不可欠な電力を確保するための自家発電機の整備促進

⑧その他

24 <<健康危機管理体制での実装などを通じた産官学連携によるフォトリクスポリマー技術開発の推進>> (③その他-2)

①取組内容

総合科学技術会議「最先端研究開発支援プログラム」研究課題として採択されている光ファイバー・フォトリクスポリマー技術開発（慶應義塾大学 小池研究室）について、横浜市における公衆衛生分野の中核的研究機関として再整備を進める衛生研究所（金沢区）への実装を手がかりとして、世界最高性能プラスチック光ファイバー（POF）及び低消費電力の高精細・大画面ディスプレイの実用化へ向けた社会実証を実施する。

本技術は、将来的には、遠隔地同士がハイビジョンのテレビ電話等につながり、臨場感あふれる「Face to Face コミュニケーション」が可能となる社会の実現を目指すものであり、次世代の ICT インフラを構築する有用な要素技術として、低炭素や安全・安心、医療技術革新、コミュニケーション創出・強化、文化創造などの様々な可能性を有している。

感染症・食中毒などの健康危機発生時の迅速な対応や、化学物質等による健康被害発生時の検査体制の強化は、横浜市にとり、市民生活の安全・安心の担保はもとより、横浜港・羽田空港との近接性を生かした MICE・グローバルビジネス拠点としての展開においても極めて重要な課題となっている。

このため、POF の利活用により、衛生研究所内、また将来的には大学や医療機関等の関係機関間を結ぶネットワークの構築を段階的に進め、検査・研究のスピード化、効率化、検査精度の向上による健康危機管理の徹底を目指す。

合わせて、この実証に際しては、神奈川県・川崎市と共同で国際戦略総合特区へ申請中の「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」（2.(1)取組番号 26 を参照）や横浜市域内に集積する半導体・組み込み関連企業、ソリューション関連企業、デジタルコンテンツ制作関連企業など特徴ある IT 産業との連携を進め、横浜の強みを活用したさらなる新技術・サービスの創出へつなげていく。

②実施主体

横浜市、慶應義塾大学

③実施エリア

市内全域

衛生研究所（金沢区）、保健所（中区）、各区役所等

④事業費・事業規模

事業費：52 億円

解説：施設の建設費は約 43 億円を想定している。その他、初度調弁費や土地購入費用などを含めると、現時点では、総事業費は 52 億円程度と見込んでいる。

⑤実施時期

平成 23 年度 : 実施設計

平成 24～26 年度：工事 平成 26 年度：移転、開所
⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性
<p>社会システムを支える次世代 ICT インフラをプラスチック光ファイバー構築することで、低消費電力・大容量のデータを取り扱う事ができるため、遠隔地同士の臨場感溢れるテレビ電話等が可能となる。</p> <p>地球温暖化対策、超高齢化社会、単身世帯の増加といった課題を解決していけるよう、基本的な社会要素である「人と人のつながり」を大切にし、「Face to Face コミュニケーション社会」を構築する。</p> <p>この要素技術は、あらゆる分野で活用することができる。</p>
⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言
⑧その他

25 <<技術移転パートナー企業育成事業>> (③その他-2)
① 取組内容
<p>障害のある人や要介護高齢者などが、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるように様々な福祉施策が展開されている。自立した在宅生活を支える福祉機器も多様化している中、素材やソフトウェア、ロボット工学等先端技術の導入などにより、効率性と実用性を高めた福祉機器を開発することが求められる。</p> <p>現状では産業としてのマーケットは小さいが、介護人口の増加など潜在的な需要は見込まれることから、研究開発と市場創出を行うことで経済的価値を生み出すことも見込むことができる。</p> <p>横浜市総合リハビリテーションセンターと研究機関・大学等の学術機関との連携により、環境配慮型の福祉機器・素材・ソフトウェア等の開発を行い、実際に製造・販売を行うパートナー企業を募集し、技術移転の上、独占的に取扱を認める制度を創設する。大学等で開発された機器や新たな企画提案をコンテスト形式により紹介・評価を行う場を設け、企業等との結びつきを促進する。</p>
②実施主体
横浜市総合リハビリテーションセンター
③実施エリア
<p>市内全域</p> <p>解説：パートナー企業の募集については、必要に応じて全国規模で展開を図りながら、市内への誘致を目指していく。</p>
④事業費・事業規模
<p>事業費：1億円</p> <p>解説：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員体制（新規雇用） <ul style="list-style-type: none"> ・営業担当（関係機関・大学との連携及びパートナー企業の募集・調整） ・事務担当（開発にかかる知的財産管理及び関係機関、パートナー企業との連携事務） <p>※種々開発に係る実務は実施主体の現員の中で臨床工学技士が担当する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 事務費 <ul style="list-style-type: none"> 開発に係る知的財産管理費（コンサル・出願料等）、コンテスト経費、他一般事務費
⑤実施時期
<p>平成 24(2012)年度 関係機関を含む実施体制の確立と市場調査、事前広報等の準備活動</p> <p>平成 25(2013)年度 事業開始</p>
⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性
福祉機器等の研究を行っている大学等との連携・支援を日常的に行うことと、その成果

をコンテスト形式で発表する場を設けることで、研究開発に関するモチベーションを高めることになり、質の高い企画提案が生まれやすい土壌を形成する。製品化の支援と市場の形成（施設等での導入等）を合わせて行うことで、製造販売する事業者の育成を図り、経済的価値の創出にも結び付けることができる。

環境に配慮した福祉機器の技術は、障害者支援の分野に限らず、高齢者などにも普及させることができる可能性がある。さらに、ここで開発した技術を応用することにより、一般ユーザーへの展開も視野に入れることができると考える。

⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言

⑧その他

26 <<脱温暖化～成長分野を捉えた中小企業のイノベーション促進>> (③その他-2)	
①取組内容	
<p>市民・事業者・行政が一体となって、かつ、環境に関する高度な情報・技術・人が集まり、新たな環境技術や取組につながるよう、市内経済活性化を図るとともに市内中小企業のイノベーションを促進する。</p> <p>中小企業参加による実証実験や環境関連展示会への出展による効果的発信を行い、個別企業・大学・研究者とのマッチングや緩やかな企業間ネットワーク形成を進め、環境に関連した新技術・新製品開発及び設備投資に向けた経営助成や新たに環境分野に参入する企業を支援するなど、市内中小企業のポテンシャルを最大限に発揮して、環境未来都市の実現を図る。</p>	
1	<p>中小企業活性化「挑む」「つなぐ」「見せる」イノベーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「挑む」イノベーション <p>環境、健康など社会課題解決分野への進出、新技術・新製品の開発や起業・創業などに取り組む「挑む」中小企業を全力で後押ししていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「つなぐ」イノベーション <p>コーディネーターをいかしたパッケージ支援や成長分野の発展を支えるIT技術振興により、技術力ある市内中小企業と市内の大手企業や誘致企業の連携を支援するとともに、企業間ネットワーク形成を支援する等、「つなぐ」支援を強化していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「見せる」イノベーション <p>横浜スマートシティプロジェクト（①環境-1、取組番号1）において、中小企業が参画するコンソーシアムの形成と市民も参画する実証実験を推進するとともに、環境関連展示会への積極的な出展により、効果的に情報発信していく。</p>
2	<p>「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」構想</p> <p>京浜臨海部は、ライフサイエンスに関する世界トップレベルの研究機関やベンチャー企業が立地しており、また、その周辺には大学、大手製薬企業の研究所、これらを支える中小企業が集積している。さらに、国際化された羽田空港が至近にあり、海外との交流も盛んに行われている地域である。こういったポテンシャルを最大限活かすために、神奈川県、川崎市とともに、ライフサイエンスに関して国際競争力のある拠点を形成していく。</p>
②実施主体	
1	横浜市、市内中小企業（コンソーシアム）、IDEC（横浜企業経営支援財団）
2	ライフイノベーション地域協議会（事務局：神奈川県、横浜市、川崎市）
※「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」推進主体として発足。	
③実施エリア	
1	市内全域

2 末広拠点（鶴見区末広町）、福浦拠点（金沢区福浦）、みなとみらい拠点（西区みなとみらい）、川崎市殿町拠点
④事業費・事業規模
14 億円
⑤実施時期
1 平成 23（2011）年度～ 2 平成 23（2011）年 3 月 9 日「ライフイノベーション地域協議会」発足
⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性
1 グローバルな競争を勝ち残ってきた優れた技術を有する中小企業の存在や、新産業創出の基礎となる IT 関連企業の集積といった「横浜の強み」をさらに伸ばすことで、従来型政策・施策では得られなかった環境価値、社会的価値、経済的価値が創出される。 2 個別化・予防医療時代に対応した、グローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業を創出する。
⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言
1 中小企業活性化「挑む」「つなぐ」「見せる」イノベーション 地域エネルギーマネジメントシステムの構築・普及（環境①-1、取組番号 1）と連携して行う市内中小企業の技術開発やビジネスチャンスの創出において、所要の特例措置及び支援措置等の実現。 2 「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」構想と連携する本事業において、所要の特例措置及び支援措置等の実現。
⑧その他

27<<横浜グリーンバレー構想>> (③その他-2)

①取組内容

「横浜グリーンバレー構想」は、産官学民協働で横浜臨海部を再生可能エネルギー技術のパイオニアエリアを創生する構想である。

市の南端部に位置し東京湾に面している金沢区をモデルとして、環境を切り口とした産業の育成と環境教育の充実、資源やエネルギーの利活用、海における地球温暖化対策に取り組み、温室効果ガスの削減と経済活性化を飛躍的に進める。

同地区には住宅団地・産業団地・公共施設・公園緑地帯・海といった横浜市の有するすべての要素が集まっているため、同地区で実証された取組の全市的展開を目指す。

実証実験では教育・研究機関や学術団体等との連携や、地元企業の優れた環境・エネルギー技術を積極的に導入して地域経済の活性化につなげることを目指し、具体的には以下の取組を行う。

1 環境・エネルギー産業の育成・展開

(1) 技術連携コーディネート

金沢臨海部には基盤技術を担う 1,000 を超える事業所が集積していることから、環境・エネルギー産業における技術の調査・掘り起こしを行うとともに、これらの優れた基盤技術をユーザー企業と有効に活用できるよう、技術のマッチングを行う。

(2) 新事業創出支援

既存施設の活用、ソフト支援メニュー等の拡充により、環境・エネルギー分野における企業の研究開発促進、ベンチャー企業育成、産学官との共同研究による新産業の創出を支援する。

(3) 販売開拓支援

優れた環境・エネルギーに関連する製品を市場に紹介するため、イベントへのブース出展や、マーケティング活動の支援等を積極的に推進する。

(4) インキュベーション機能の強化

上記(1)～(3)の取組推進のため、企業経営や事業展開、技術、ビジネスパートナーなどについての相談窓口、ベンチャー企業等が入居できるスペースの貸し出しなどの支援を行うことにより、企業間連携を促進する。

2 エネルギー施策の展開

(1) エネルギーグリッドの構築

金沢臨海部の省エネルギーを推進するため、市民・事業者のエネルギーの見える化と、地域内の再生可能エネルギーの供給量を把握し、金沢臨海部に適したエネルギー需給構造を検討した上で、省エネルギー、再生可能エネルギーの最適配置を推進する。

(2) 電気自動車の利活用

横浜市において持続可能なモビリティ社会を目指していることから、当該地域にお

いて、EVカーシェアリングやEVタクシーなどの先導的導入を進めるとともに、将来的には、EVマイクロバスやEVごみ収集車などの取組も検討する。これらを採算性のある事業に成長させるとともに、EVをスマートグリッドにおける蓄電池や災害時などにおける非常用電源として活用していく。

(3) 工場の廃熱利用

金沢臨海部には多くの熱需要家がいるため、未利用の廃熱を有効利用する。工場間の廃熱利用についてフィジビリティスタディを実施し、将来的には、工場間の廃熱利用がネットワーク化され、工場からの無駄な廃熱が排出されない地域を目指す。

(4) ブルーカーボン実証実験

地上より温室効果ガスの吸収量が高いと見込まれる海域における温暖化対策の取組は、南北に長い沿岸部を持つ横浜市においては特に有効であると考えられることから、日本を代表する海洋アミューズメント施設である横浜・八景島シーパラダイスとともに脱温暖化プロジェクト「ブルーカーボン」の実証実験を行う。具体的には、横浜・八景島シーパラダイスに実験海域を確保し、海域における温室効果ガス吸収・固定化の効果と海域環境への影響等を検証する。

(5) 船舶への陸電供給や船舶の非常用電源としての活用

停泊中の船は動力機関のアイドリングによる発電により船内の電力を賄っている。これを停泊中はエンジンを停止し、陸からの給電により電力を確保することで温室効果ガスの削減を図るとともに、災害などの非常時には、港に接岸されている船の動力機関で発電した電力を病院や公共施設に供給できる仕組みの構築に向けて、横浜・八景島シーパラダイスにおいて実証実験を行う。

3 環境啓発拠点の創出

横浜市で実践している環境教育プログラムを拡充しながら、横浜グリーンバレーをパッケージ化して全国的に紹介することで、広域的に低炭素型生活スタイルの普及を図り、金沢臨海部を「日本を代表する環境啓発拠点」へと発展させる。

金沢臨海部には海の公園や市民の森等の自然とふれあう場や、金沢自然公園や横浜八景島シーパラダイスなどの動植物とふれあう場が多く立地する一方、環境・エネルギー関連の事業者、横浜八景島シーパラダイスや三菱重工などの省エネルギーや再生可能エネルギー導入に積極的に取り組む事業者が立地していることから、これらの地域資源を活用して、小中学校での社会科見学の活用など、環境啓発施設の有機的な連携を創出する。

②実施主体

横浜市、横浜グリーンバレー推進協議会

③実施エリア

金沢区

解説：対象地域となる横浜市金沢区は、横浜市の南端に位置し、東は東京湾に面し、南は

横須賀市、逗子市、鎌倉市、西は栄区に、北は磯子区に面しており、面積は約 30.68 平方 km、周囲を海と山に囲まれている。区の大部分は起伏の激しい丘陵地で、概ね 100m 前後の山が入り組んだ地形になっている。一方で宅地や団地の造成も進んでおり、人口は 208,264 人（平成 23 年 6 月 1 日現在）に及ぶ。また、臨海部の金沢地先埋立地には市内に散在していた多くの中小工場・企業を集約して、大規模な臨海産業地区が形成されており、工場製品の出荷額は、全市の中でも上位を占める。この臨海部の工業地域には、下水汚泥資源化センターや一般廃棄物の焼却工場などの未利用エネルギーを保有する施設があり、また水再生センターや横浜市立大学・病院、新都市交通など、大きなエネルギーの消費施設がある。一方、自然豊かな公園や動物園など、新たな環境教育の拠点モデルの構築に適した地域でもある。

④事業費・事業規模

9.6 億円

⑤実施時期

平成 21（2009）年度～

⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性

1 環境・エネルギー産業の育成・展開

当初は行政が支援しながら連携の場を創出していく段階を経て、事業者が自発的に技術連携を進める段階へと進み、アジア地域の市場への展開を目指す。

2 エネルギー施策の展開

（1）エネルギーグリッドの構築

スマートメーターを活用して、事業所及び一般世帯のエネルギーの消費行動をコントロールするデマンドサイドマネジメントによる徹底した省エネルギーとあわせて、再生可能エネルギーの利用を推進することで、将来的には、再生可能エネルギーによるエネルギー自給率 100%の状態が達成されている。

（2）電気自動車の利活用

数多くの事業者や消費者がEVを導入し、走行時のCO2排出量を大幅に削減することに加え、EVを蓄電池や災害時などにおける非常用電源として活用する地域エネルギーマネジメントが構築されている。

（3）工場の廃熱利用

パイプラインや蓄熱材を用いた廃熱移送、低温廃熱によるバイナリー発電等の廃熱利用形態から、廃熱の状況や立地条件に合う最適な利用形態が選択され、工場間の廃熱利用がネットワーク化され、工場からの無駄な廃熱が排出されない地域が形成されている。

（4）ブルーカーボン実証実験

貝類・藻類によるCO2削減効果や水質改善効果が実証されるとともに、実証実験の

内容が市民参加型イベントを介して発信され、海域環境への関心が高まる。さらに、将来的には、ブルーカーボンによる経済的価値の仕組みづくり（カーボンオフセット）を構築し、全国へ展開することで海域環境の向上につなげる。

(5) 船舶への陸電供給や船舶の非常用電源としての活用

船舶への陸電供給が整備された低炭素型の港湾として、国際競争力が高まる。

⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言

⑧その他

28 <<横浜らしい教育による「環境未来都市『横浜』を支える人材の育成>> (③その他-2)

①取組内容

「環境未来都市『横浜』を支える人材となる“横浜の子ども”に、教育を通じて次の3つの力を育む。

- 学ぶ楽しさと創り出す喜びを原動力に、夢や希望に向けて努力する力
- お互いの違いを認識したうえで、協働・共生する力
- 進取の精神と多様性を認める柔軟さを持ち、変化する社会を生き抜く力

また、学校・家庭・地域が連携をして、3つの基本【知】【徳】【体】の調和がとれ、2つの横浜らしさ【公】【開】を身に付けた“横浜の子ども”を育む。

【知】確かな学力

基礎・基本の定着とともに、それまでに学んだことを活用して課題を解決する力や自ら進んで学習する態度を身に付ける

【徳】豊かな心

豊かな体験を通して感動する心を大切にするとともに、礼儀や規律を重んじ、人格や生命を尊重して行動する

【体】健やかな体

健康で安全な生活を心がけるとともに、運動に親しみ、自らの健やかな体をつくる

【公】公共心と社会参画意識

横浜を愛し、公共の精神を尊び、積極的に社会に関わり、貢献する

【開】国際社会に寄与する開かれた心

日本の伝統や文化を尊重しながら、国際社会の平和と発展に貢献する

1 『横浜の時間』を核とした「横浜らしい教育」

「環境未来都市『横浜』を支える人材となる“横浜の子ども”を育成するために、特に【公】【開】の視点から、地域社会の一員としての自覚をもち横浜に誇りや愛着を感じる心情や、世界に貢献しようとする広い視野と行動力を育んでいく教育を推進していく。

その中で「横浜を愛し、公共の精神を尊び、積極的に社会に関わり貢献する」、「日本の伝統や文化を尊重しながら、国際社会の平和と発展に貢献する」子どもの姿の一層の実現を目指していく。

そのために、横浜（まち）の特色（自然・歴史・文化）や毎日の生活の中から問題を見つけ、課題解決をしていく、横浜らしい学習を、『横浜の時間』として展開していく。

『横浜の時間』では、環境、キャリア、伝統・文化、国際理解・多文化共生、食、健康、

福祉、安全など現在の横浜が抱える課題や、横浜（まち）の特色（自然、歴史、文化）をテーマに掲げ、自ら主体的に身近な社会に関わりながら、横浜らしい体験的・問題解決的な学習活動を行うとともに、こうした体験を通してコミュニケーション能力の一層の育成も図っていく。

また、本市が推進している「横浜型小中一貫教育」（※）も土台にして、小中で一貫した『横浜の時間』の展開も図る。

キャリア教育においては、働くことや夢をもつことの大切さや、社会生活の中で人々が果たしている役割を理解し、未来の環境都市横浜を担う子どもが、明確な目的意識を持って人生を切り拓くことができる力を、小中学校 9 年間通して確実に育てていく。

環境教育においては、身近な自然環境の中での体験学習や河川・公園などの清掃、緑化推進活動など 9 年間の活動を通して、横浜の自然環境の保全、ひいては世界の環境の保全の大切さを実感できるようにする。

さらに、各校が充実した学習ができるように、また、教師の指導力を向上させるために、「キャリア教育推進校」「環境教育実践推進校」「パイオニアスクール横浜」等、先進的な取組をしている研究校の成果を、全市に向けて発信したり、教員研修会を積極的に開催する。

こうした取組みを土台に、地球温暖化対策などの環境問題に関心を持ち実際に行動し、グローバルな視点で、平和や人権、福祉について考え行動できる人材を育成していく。

【知】【徳】【体】の視点での教育の推進も合わせて、「知識基盤社会」や「グローバル社会」に対応できる力や、自らを律し他と協調しながらその生涯を切り拓いていく力を育成し、環境未来都市横浜を支える人材となる「横浜の子ども」の力を伸ばさせていく。

（※）横浜型小中一貫教育とは、小中学校間の連携を深めることにより、義務教育 9 年間の学習指導と生活指導の円滑な接続を図る教育。

横浜市では、敷地や校舎の共有を条件とせず、既存の中学校区を基本として進めている。

2 魅力ある高校教育の推進

先端科学技術の知識を活用して世界で幅広く活躍する人材の育成を目指し、先進的な教育を推進する「横浜サイエンスフロンティア高校」をはじめとして、各高校では、「横浜市立高等学校 教育振興プログラム」（平成 23（2011）年 3 月策定）に従い、時代のニーズに対応した教育内容の見直しや専門コースなどの設置などにより、「生徒一人ひとりの可能性の伸長・希望する進路の実現」に向けて、魅力ある高校づくりを推進する。

また、平成 24（2012）年度には南高校に附属中学校を開校し、国際社会で活躍する志の高いリーダーの育成を目指す。

総合的な学習の時間では、探究力を育成するため、各高校の課程や学科の特色に応じて、「環境や食料など地球規模の問題に積極的に取り組む探究的学習」を進める。

<p>こうした魅力ある高校教育の推進により、地域社会の一員として、社会の課題に積極的に向き合い、自らの役割を果たす力を培うとともに、日本や世界の歴史と文化への理解、環境、食料など地球規模の問題への関心を深め、コミュニケーション能力を伸ばすとともに、国際社会の発展に貢献できる人材を育成する。</p>
<p>②実施主体</p>
<p>1、2ともに横浜市教育委員会</p>
<p>③実施エリア</p>
<p>市内全域</p>
<p>④事業費・事業規模</p>
<p>教育予算で実施</p>
<p>⑤実施時期</p>
<p>～平成 26（2014）年度（横浜市教育振興基本計画 計画期間）</p>
<p>⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性</p>
<p>『横浜の時間』をはじめとした横浜らしい教育を通じて地域の人と関わり、地域資源（人や場）が結び付くことにより、新たな社会的価値（社会的連帯感、社会・歴史・文化の尊重等）や環境的価値が創出される。</p>
<p>⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言</p>
<p></p>
<p>⑧その他</p>
<p></p>

29 <<女性の自立・就労支援、女性起業家の成長支援>> (②超高齢化対応) (③その他-2)
①取組内容
<p>少子高齢化の急速な進展と人口減少社会の到来の中、2050年には労働力人口が現在の3分の2に減少すると推測されており、環境未来都市の前提となる経済の活性化や市民力の向上のためには、経済活動や地域活動など、あらゆる分野において女性の参画を進めることが重要である。</p> <p>女性の経済的自立の支援や意思決定過程への女性の参画の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進などの施策を通じ、女性の活躍による経済の活性化と豊かな市民生活の両立を目指すものである。</p> <p>1 働く女性応援プログラム</p> <p>学びと交流の場を提供する働く女性のためのビジネス会議や企業経営者のためのセミナー、自分のキャリアを考える機会を提供する女子学生向けのセミナーを開催するとともに、企業間ネットワーク構築の支援を行い、これから活躍できる女性の人材を育成する。</p> <p>2 よこはまグッドバランス賞</p> <p>女性の能力を活用し、男女ともに働きやすく子育て・介護しやすい企業を認定・表彰するとともに、講演会・セミナーを開催し、また取組事例集を作成することで、認定事業所の取り組みを広く市民・企業に周知する。</p> <p>3 女性の自立・就労支援</p> <p>若年女性無業者の仕事準備・就労、結婚・出産等で退職した女性の再就職や起業等、女性が様々な分野にチャレンジするための支援を行う。</p> <p>4 女性起業家の支援</p> <p>オフィススペースの提供、「女性起業家支援チーム」による相談対応、起業セミナーの実施等により女性起業家の成長・発展を支援する。また、女性起業家が利用しやすい融資制度を実施する。</p>
②実施主体
<p>1 横浜市（公財）横浜市男女共同参画推進協会 一部民間企業との協働</p> <p>2 横浜市</p> <p>3 横浜市（公財）横浜市男女共同参画推進協会</p> <p>4 (財)横浜企業経営支援財団（IDEC）、横浜市</p>
③実施エリア
市内全域
④事業費・事業規模
1億円

⑤実施時期
平成 23 (2011) 年度から実施
⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性
<p>1 経済的価値</p> <p>少子高齢化が進行する中で、男女がともに働きやすい職場づくりを進める事業所や女性の起業・就業を支援することで、多様な人材の労働市場への参画による新たな横浜市の活力、発展が期待される。</p> <p>2 社会的価値</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの実現は、多様な価値観を持った人材の活用を促進することにより横浜市の持続的発展に大きく寄与するだけでなく、各個人の私生活の充実・地域社会でのつながりなどの新しい価値が創造される。</p>
⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言
⑧その他

(2) 内閣府補助事業（環境未来都市先導的モデル事業）で実施を希望する事業内容

①事業内容	
②実施主体	
③実施エリア	該当なし
④事業費・事業規模	
⑤その他	

※改ページ

(3) 地域の責任ある関与（地域において講ずる措置）

①地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

<1. 地域エネルギーマネジメントシステムの構築・普及> :

- ・ HEMS 導入補助金（平成 22 年より措置／平成 23 年度予算額：226 百万円）
（平成 24 年度以降、補助対象として蓄エネ機器（蓄電池や HP 等）を拡大予定。）
- ・ 太陽光発電システム導入補助
（平成 15 年度より措置／平成 23 年度予算額：203 百万円）
- ・ 省エネ住宅・耐震住宅に係る都市計画税の減免措置の創設（平成 25 年度分から平成 28 年度分までの課税に対する措置／新築家屋のモデルケース（※）による軽減総額試算：40,800 円）
※本市の平均的な新築住宅である木造 2 階建・床面積 125 m²を想定

<2. 電気自動車（EV）の普及・利活用> :

- ・ 電気自動車への代替補助事業
EV・PHV 代替導入経費補助（平成 19 年より措置）
- ・ 倍速充電スタンド等の導入に対する補助
倍速充電スタンド導入費用補助（平成 21 年より措置）
- ・ 機械式駐車装置充電設備の導入に対する補助
機械式駐車装置充電設備導入費用補助（平成 23 年より措置）
- ・ 電気自動車等及び区役所等への充電スタンド等率先導入促進事業
電気自動車等及び区役所等充電スタンド等率先導入（平成 21 年より措置）
以上、平成 23 年度予算額 102 百万円
- ・ 区役所に低公害車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車）で来庁された方は、駐車場の料金は無料

<10. つながりの森構想（この森を市民全体で、体感・感動し、次代、次々代につなげていく取組）> :

- ・ 横浜みどり税（平成 21（2009）年度より措置／平成 23（2011）年度税収額：約 24 億円）
- ・ よこはま協働の森基金制度（平成 17（2005）年度より措置）

< 1 2. 大都市（横浜）型の地域介護・医療連携システムの構築 > :

救急搬送困難事例の解消（救急搬送受入の核となる救急病院と療養型病院との病院間連携促進モデル事業の全市的展開）、診療所や訪問看護ステーションを核とした在宅療養連携の推進、地域で見守るための患者情報の共有システムの構築支援、医療・福祉人材の育成と確保は、市の補助事業、委託事業のなかで実施を検討していく。

< 1 3. 持続可能な住宅地モデルプロジェクト > :

- ・元気な地域づくり推進事業

（平成 23(2011)年度より措置／平成 23(2011)年度予算額：18 百万円）

< 1 4 - 1. 市民に身近な地域におけるきめ細かな交通機能の強化～地域交通サポート（住民主導による地域交通手段導入支援）～ > :

- ・地域交通活動団体に対する助成金（実証運行における運行経費補填含む）

< 1 4 - 4. 市民に身近な地域におけるきめ細かな交通機能の強化～超小型モビリティの有用性の検証と普及促進～ > :

- ・EV・PHV 代替導入経費補助（平成 19 年より措置）
- ・倍速充電スタンド導入費用補助（平成 21 年より措置）
- ・機械式駐車装置充電設備導入費用補助（平成 23 年より措置）

以上、平成 23 年度予算額 102 百万円

< 1 6. 質の高い文化芸術による横浜ブランドの発揮 > :

- ・芸術アクション補助金

（平成 23 年より措置／当該年度予算額：9 百万円）

- ・INVITATIO to OPEN YOKOHAMA 支援事業負担金

（平成 22 年より措置／平成 23 年度予算額：42 百万円）

< 1 7. 文化芸術の創造性と地域力を生かしたまちの再生（初黄・日ノ出町） > :

- ・地域再生まちづくり事業補助金

（平成 20 年より措置／平成 23 年度予算額：747 百万円）

< 1 8. 歴史的建造物や倉庫、空きビル等を活用し、アーティスト・クリエイター等が創作・発表・滞在する創造界隈の形成 > :

- ・都心部歴史的建造物等活用事業補助金

（平成 18 年より措置／平成 23 年度予算額：128 百万円）

- ・アーツコミッション補助金

(平成 19 年より措置／平成 23 年度予算額：100 百万円)

＜20. 世界の人々が交流する国際観光・MICE都市の実現＞：

- ・コンベンション誘致・開催支援補助金（平成 23 年度予算額：35 百万円）
- ・横浜市観光イベント開催事業費補助金（平成 23 年度予算額：38 百万円）

＜22. 高付加価値型グローバル企業の積極的誘致に向けた拠点整備＞：

- ・事務所の新設・取得の際、固定資産税・都市計画税を 5 年間税率を 2 分の 1
（平成 16 年（2004）度より措置）
- ・事務所の新設・取得の際、投資額の 8 %（研究所の場合 10%）、最大 20 億円を
10 回以内に分割して助成（平成 16 年（2004）度より措置）
- ・大規模なテナントとして進出する本社・研究所に対する助成金
（法人市民税法人税割の約 2 分の 1 に相当する額を 3 年間交付（最大 1 億円／年））（平
成 21（2009）年度より措置）
- ・重点産業助成制度：
IT、バイオ、環境等の企業進出に際し、賃料 3 ヶ月相当分（限度額 3 百万円）を助
成（平成 13 年（2001）度より措置）
- ・アジア重点交流国・地域企業制度：
（中国・台湾・韓国・タイ・ベトナム・インドからの進出企業に対し、賃料 6 ヶ月相
当分（限度額 3 百万円）を助成（平成 19（2007）年度より措置）
- ・横浜市コンベンション開催補助金：
市内で行われる開催日数 2 日以上かつ全国規模以上のコンベンションに対し、最大 2
百万円補助（昭和 62（1987）年度より措置）
- ・横浜国際コンベンション等助成金交付：
大型国際コンベンション等の主催者に対し、会場規模等により交付上限金額 30 百万円
を補助（平成 21（2009）年度より措置）
- ・横浜市コンベンション参加者市内観光促進補助金：
市内で開催される開催日数 2 日以上かつ全国規模以上のコンベンションに付随して開
催される参加者の市内観光に係かかる事業の対象経費の 50%、50 万円以内で補助
（平成 22（2010）年度より措置）

＜23.（東北方面の経済復興支援も含めた）横浜港の国際競争力の強化＞：

- ・港湾施設使用料の減免（平成 22 年度減免額：156 百万円）
- ・特定認定運営者への無利子貸付制度（平成 20～22 年度融資額：680 百万円）
- ・港湾施設使用料の減免（財政支援措置）（平成 22 年度税込額：2,160 百万円）
- ・三港の入港料一元化による減免（平成 20 年より措置／平成 22 年度減免額：67 百万円）

- ・コンテナバージ輸送に係る港湾施設使用料の減免（平成 22 年度減免額：50 百万円）：

< 2 9. 女性の自立・就労支援、女性起業家の成長支援 > :

- ・よこはまグッドバランス賞
認定事業所は横浜市中企業融資制度（地域貢献企業支援資金）による低利の融資対象となる。

②地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域独自のルールの設定

< 2 2. 高付加価値型グローバル企業の積極的誘致に向けた拠点整備 > :

- ・地方公共団体の権限に係る規制緩和
 - (1) 良好な市街地形成を図ることを目的に、敷地内に歩道や広場などを設ける場合建築物の高さや容積率を緩和する横浜市市街地環境設計制度（昭和 48（1973）年～）について、地域課題解決へのより適切な誘導を行うよう改正（平成 20（2008）年度）
 - (2) 環境影響評価対象用件の要件緩和（建築物の高さ 100m 以上→180m 以上に緩和）（平成 23（2011）年度）
- ・地域独自のルールの設定
 - (1) 横浜都心機能誘導地区建築条例：
横浜都心機能誘導地区における都心機能と居住機能の配置の適正化を図るとともに、都心機能を集積し賑わいを創出することを目的とする（平成 18（2006）年度）
 - (2) 高層建築物の建設促進のため、横浜市の高度地区のあり方検討（平成 23（2011）年度）
 - (3) 大都市イノベーション創出戦略「大都市の枢要地区で従来の容積率規制に関わらず、民間事業者の都市の成長に関与する幅広い環境貢献の取組を評価して容積率を大幅に緩和する」を受けた実施要領の検討（平成 23（2011）年度）
- ・地方公共団体の組織や体制の強化
 - (1) 横浜市 Y-P O R T 推進協議会の設置（技術を活用したシティプロモーション、人材育成）（平成 22（2010）年度）
 - (2) 文化観光局の新設（平成 22（2010）年度）
 - (3) 未来のヨコハマ検討プロジェクト（国際競争力強化のための庁内プロジェクト）（平成 23（2011）年度）

③その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

< 2. 電気自動車（EV）の普及・利活用 > :

- ・横浜市環境配慮指針の『事業別の配慮事項』に配慮事項に駐車場整備に当たり、充電器等のインフラ整備に努めるよう定めている。
- ・「CASBEE 横浜」（横浜市建築物環境配慮制度）による、新築建築物への充電スタンドの

設置の誘導

- ・横浜駅周辺大改造計画の基盤整備方針では、公共交通利用転換や低環境負荷型車両導入などの交通対策による環境負荷低減を目的に駐車場における充電設備整備などに取り組む。

<10. つながりの森構想（この森を市民全体で、体感・感動し、次代、次々代につなげていく取組）> :

- ・市民の森制度（山林所有者の方々との契約により市民の憩いの場として緑を守り育て、利用する制度）
- ・緑化保存地区制度（市街化区域に残る身近な緑を保全する制度）
- ・源流の森制度（市街化調整区域を対象に、河川源流部の緑地を保全する制度）
- ・名木古木保全制度（古くから町の象徴として親しまれ、故事来歴などのある樹木を指定して保全する制度）
- ・緑地の保全に関する協定（保全に関する事項について、市と協定を締結する制度）
- ・公園緑地寄付受納制度（土地所有者から緑地を寄付を受け公園緑地として保全・活用）

<11-2. 身近なつながり・支え合いの仕組みづくり～横浜型支え合い住宅（仮称）の整備～> :

- ・行政による事業スキームの構築
- ・市有地の定期借地契約による貸与
横浜型高齢者向け住まい（仮称）の整備手法の一つとして、市有地を定期借地契約で貸与する。

<20. 世界の人々が交流する国際観光・MICE都市の実現> :

- ・象の鼻地区文化観光交流拠点の施設管理、運営費負担(平成23年度予算：66百万円)
- ・パシフィコ横浜（コンベンション施設）の管理運営、施設維持保全

<22. 高付加価値型グローバル企業の積極的誘致に向けた拠点整備> :

- ・スタートアップオフィス賃貸やビジネスに関する相談受付を行う外資系企業用インキュベーターオフィス（WBC）の設置（平成11（1999）年度～）
- ・ヨコハマ都心臨海地域において、案内サインをすべて4か国語（日本語・英語・中国語・韓国語）対応とした。（平成21（2009）年度～22（2010）年度）
- ・「エキサイトよこはま22」の推進により、国際都市横浜の玄関口として国際競争力のあるまちづくり（平成22（2010）年度～）
- ・市内関連事業者と連携し、交通機関や飲食店でのウェルカム・ステッカー掲出など、町全体でのホスピタリティ強化を図り、コンベンションの参加者受け入れ環境を向上

させる。また、コンベンション名称を記載した歓迎横断幕を掲出し、参加者に歓迎の意を伝え、開催都市としてのホスピタリティを示す。(平成 22 (2010) 年度～)

- コンベンション会場内に、横浜シティインフォメーションデスクを設置し、市民ボランティアからなるコンベンションサポーターが参加者の様々な問合せに答えるとともに、市内の観光案内などアフターコンベンションを促進する。また、市民サポーターが、日本文化紹介などをはじめとする、お茶や琴など日本ならではの、横浜ならではのアトラクションを提供することにより、横浜でのコンベンション開催を印象深いものにする。(平成 20 (2008) 年度～)

(4) 取組全体のスケジュール

< 1. 地域エネルギーマネジメントシステムの構築・普及 > :

平成 23 年度 : ・システム設計・開発本格化、HEMS 本格設置

CEMS システム開発完了、HEMS 設置 1,000 件、BEMS システム開発完了、
充放電 EV 設計

- ・MM21 及び周辺地区のエネルギー自立強化基礎検討調査
- ・東日本大震災被災地と連携した先導復興モデル（官民連携事業における震災復興案件（国土交通省）に応募）

平成 24 年度 : ・CEMS・BEMS システム導入・連携（充放電 EV 開発）

CEMS 設置及び随時 BEMS・HEMS 等と連携、HEMS 設置 1,000 件、BEMS 設置
（ビル 4 棟）、充放電 EV 開発、デマンドレスポンス実証開始

- ・地域拠点公共施設への蓄電池導入
- ・MM21 及び周辺地区のエネルギー自立強化事業化検討調査
- ・東日本大震災被災地と連携した先導復興モデル（設計・工事）

平成 25 年度 : ・3 エリア連携（充放電 EV 導入）

CEMS 3 エリア連携、HEMS 設置 1,000 件、BEMS 実証、充放電 EV 導入
（20 台）

- ・地域拠点公共施設への蓄電池導入
- ・東日本大震災被災地と連携した先導復興モデル（工事・運用）

平成 26 年度 : ・評価・検証

CEMS 評価・検証、HEMS 設置 1,000 件、BEMS 評価・検証、充放電 EV 評価・
検証

- ・地域拠点公共施設への蓄電池導入
- ・東日本大震災被災地と連携した先導復興モデル（運用）

平成 27 年度 : ・環境整備、ビジネスモデル試行・検討

実証の成果に基づき、インフラ環境を整備していくとともに、持続的に成り立たせる
ためのビジネスモデルの試行や必要な制度設計の検討

< 2. 電気自動車（EV）の普及・利活用 > :

平成 23 年度 : EV 導入補助、充電設備導入補助の実施 EV 情報通信システムの開発
次世代に向けた充電インフラ整備に関する研究・実証

平成 24 年度 : EV 導入補助、充電設備導入補助の実施 EV 情報通信システムの開発
次世代に向けた充電インフラ整備に関する研究・実証

平成 25 年度 : EV 導入補助、充電設備導入補助の実施 EV 情報通信システムの開発

次世代に向けた充電インフラ整備に関する研究・実証

平成 26 年度：EV 導入補助、充電設備導入補助の実施 EV 情報通信システムの開発

次世代に向けた充電インフラ整備に関する研究・実証

平成 27 年度：EV 導入補助、充電設備導入補助の実施 EV 情報通信システムの開発

次世代に向けた充電インフラ整備に関する研究・実証

< 3. 低炭素化による「選ばれる港づくり」 > :

平成 23 年度：事前調整など

平成 24 年度～：事業着手

< 4. 下水道技術の国際戦略拠点設置、官民連携による海外水ビジネス展開支援 > :

平成 23 (2011) 年度 横浜水ビジネス協議会の設立

平成 24 (2012) 年度 下水道技術の国際戦略拠点設置、協議会の運営、
企業の海外展開支援

平成 25 (2013) 年度 拠点の運営、協議会の運営、企業の海外展開支援

平成 26 (2014) 年度 拠点の運営、協議会の運営、企業の海外展開支援

平成 27 (2015) 年度 拠点の運営、協議会の運営、企業の海外展開支援

< 5. 先進的都市インフラ技術の海外展開 > :

1 JICA ベトナム国中部地域都市上水道事業体能力開発プロジェクト

※別添実施エリア地図

平成 22 (2010) 年度：パイロット事業体の現地調査、ベトナム中部地域の水道事業体における研修ニーズ把握及び研修センターで実施すべき研修メニューの提案、フエ省水道公社のハンドブックの改訂作業

平成 23 (2011) 年度：研修センターにおいて各分野の研修コースの開催
フエ省水道公社のハンドブックの普及に向けたワークショップ開催

平成 24 (2012) -平成 25 (2013) 年度：実施結果を踏まえた研修コースの改善、
研修センターの自立的運営の方策検討、実施各パイロット事業体において必要なハンドブックの作成の支援 等

2 横浜ウォーター（株）の国際関連事業との連携

現在は、研修・調査事業を中心に組み組んでおり、水道局は人材や研修会場等の提供を行い連携しながら進めている。

将来的には、海外における水道事業運営への関与も視野に入れている。

＜ 6. 公民連携による新興国の課題解決 ＞ :

インドのデリー・ムンバイ産業動脈構想での日揮（株）が進める FS 調査は実施中
マレーシアの廃棄物案件は JFE エンジニアリングが JICA から FS 調査を受託しており、本市との協力関係は調整中。

＜ 7. 環境にやさしい水道システムの構築 ＞ :

平成 23（2011）年度：青山水源事務所小水力発電設備完成（49kW）

平成 26（2014）年度：川井浄水場更新・稼働

その他の事業については、現在策定中の「中期経営計画（平成 24（2012）年度～平成 27（2015）年度）」に基づき実施。

＜ 8. 下水道資源の有効活用、温暖化対策 ＞ :

1 下水道資源の有効活用

平成 22（2010）年度：下水汚泥燃料化事業手法検討着手
消化ガス発電事業、再生水利用

平成 23（2011）年度：下水汚泥燃料化事業手法検討
消化ガス発電事業、再生水利用

平成 24（2012）年度：下水汚泥燃料化事業
消化ガス発電事業、再生水利用

平成 25（2013）年度：下水汚泥燃料化事業
消化ガス発電事業、再生水利用

平成 26（2014）年度：下水汚泥燃料化事業
消化ガス発電事業、再生水利用

平成 27（2015）年度：下水汚泥燃料化事業
消化ガス発電事業、再生水利用

解説：下水汚泥燃料化事業は平成 28（2016）年度稼働予定
消化ガス発電および再生水利用については継続

2 未利用エネルギー・バイオエネルギーの利活用

平成 23（2011）年度：検討（委託による基本検討）

平成 24（2012）年度：検討（委託による導入案検討）

平成 25（2013）年度：検討（委託による設計検討）

平成 26（2014）年度：未定

平成 27（2015）年度：未定

解説：設置については未定（今後方針決定）

3 再生可能エネルギーの導入

平成 23 (2011) 年度：委託による設計検討

平成 24 (2012) 年度：パネル設置

平成 25 (2013) 年度：パネル設置

< 9. きれいな海づくり > :

1 生物多様性に着目した取組

平成 23 (2011) 年度 浅場形成基本検討 市民活動支援

平成 24 (2012) 年度 浅場形成基本検討 市民活動支援

平成 25 (2013) 年度 浅場形成詳細検討・設置 市民活動支援

平成 26 (2014) 年度 市民活動支援

平成 27 (2015) 年度 市民活動支援

平成 28 (2016) 年度以降も継続して実施

2 下水処理に着目した取組

平成 23 (2011) 年度 施設整備

平成 24 (2012) 年度 施設整備

平成 25 (2013) 年度 施設整備

平成 26 (2014) 年度 施設整備

平成 27 (2015) 年度 施設整備

平成 28 (2016) 年度以降も継続して実施

< 10. つながりの森構想 (この森を市民全体で、体感・感動し、次代、次々代につなげていく取組) > :

平成 23 (2011) 年度～平成 24 (2012) 年度：つながりの森構想策定

平成 25 (2013) 年度～：つながりの森構想を踏まえ、取り組みを推進

< 11-1. 身近なつながり・支え合いの仕組みづくり～横浜型高齢者活躍プロジェクトの実施～ > :

平成 23 年度：「よこはま市民健康ポイント制度」の制度設計

平成 24 年度：「よこはま市民健康ポイント制度」のシステム開発、事業開始
「食育推進全国大会」の開催

平成 25 年度：「よこはま市民健康ポイント制度」の事業拡充

「ソーシャル (コミュニティ) ビジネス」振興支援の検討・実施

< 1 1 - 2. 身近なつながり・支え合いの仕組みづくり～横浜型支え合い住宅（仮称）の整備～> :

- 1 横浜型支え合い住宅（仮称）の供給促進及び高齢化が進んでいる団地への生活支援機能の誘致の実施時期について
平成 23～25 年度の 3 か年については、モデル事業として事業を進める。26 年度以降は 3 か年で実施した事業スキームを活かし、恒久的な事業として取り組む。

< 1 1 - 3. 身近なつながり・支え合いの仕組みづくり～障害者の地域生活を支えるセーフティネットの形成～> :

- 1 後見的支援推進事業
平成 23(2011)年度：4 区において制度運営
平成 24(2012)年度：8 区において制度運営
平成 25(2013)年度：12 区において制度運営
平成 26(2014)年度：18 区において制度運営（全区展開完了予定）
- 2 移動情報センター運営等事業
平成 23(2011)年度：3 区においてセンター設置、運営
平成 24(2012)年度：6 区においてセンター設置、運営
平成 25(2013)年度：9 区においてセンター設置、運営
平成 26(2014)年度：センター設置区における効果検証、今後の展開について再検討を行う。

< 1 1 - 4. 身近なつながり・支え合いの仕組みづくり～地域における子育て支援の充実～> :

身近な地域に高齢者を含めた多世代の交流を通じて、親子が学びあえる場や機会を増やし、地域における子育て支援の場を拡充していく。中期的なスケジュールとして、平成 26（2014）年度までに、概ね中学校区に 1 か所（150 か所）の居場所を設置していく。

< 1 1 - 5. 身近なつながり・支え合いの仕組みづくり～子ども・若者の育成支援の充実～> :

困難を抱える若者一人ひとりの状況に応じて、社会・経済的な自立に向けた新たなスタートを応援する環境をつくっていく。中期的なスケジュールとして、平成 26（2014）年度までに、社会参加・就労体験プログラムの年間延べ利用者を 12,000 人と設定して取組を進めていく。

< 1 1 - 6. 身近なつながり・支え合いの仕組みづくり～児童虐待の防止～>

地域のネットワークを活性化し、不適切養育や児童虐待を予防する環境をつくっていく。中期的なスケジュールとして、平成 26 (2014) 年度までに、地域の関係者によるネットワークの充実を図るとともに、施設入所ができない児童をなくすように取組を進めていく。

< 1 2. 大都市（横浜）型の地域介護・医療連携システムの構築> :

1 救急救命体制の充実・強化

平成 24(2012)年度：システム構築、救急体制の確保に向けた内部検討及び関係局との調整

平成 25(2013)年度：情報基盤に関する設備導入等

平成 26(2014)年度：情報基盤維持管理等

平成 27(2015)年度：情報基盤維持管理等

2 救急搬送困難事例の解消（救急搬送受入の核となる救急病院と療養型病院との病院間連携促進モデル事業の全市的展開）

平成 23(2011)年度～

3 診療所や訪問看護ステーションを核とした在宅療養連携の推進

平成 24(2012)年度～

4 地域で見守るための患者情報の共有システムの構築支援

平成 25(2013)年度～

5 医療・福祉人材の育成と確保

平成 23(2011)年度～

< 1 3. 持続可能な住宅地モデルプロジェクト> :

1 大規模団地再生・鉄道沿線・コンパクトまちづくり

(1) 大規模団地再生検討プロジェクト

平成 24 年度： 事業スキーム検討

平成 25 年度： 事業者公募

平成 26 年度： 整備計画検討・設計

平成 27 年度： 整備事業着手

(2) 鉄道沿線まちづくりプロジェクト

平成 24 (2012) 年度から順次、実施

(3) コンパクトなまちづくり検討プロジェクト

平成 24 (2012) 年度から順次、実施

2 元気な地域づくり推進事業

平成 23(2011)年度： 元気な地域づくり推進事業開始

平成 23 (2011) 年度～平成 25 (2013) 年度：

地域運営補助金を創設し地域活動を支援、地域支援会議開催

様々な団体や人々が連携し、地域課題の解決が進んでいる地域を全区で拡充

< 1 4 - 1. 市民に身近な地域におけるきめ細かな交通機能の強化～地域交通サポート（住民主導による地域交通手段導入支援）～>：

・ 地域交通サポート事業

平成 19(2007)年度～平成 25(2013)年度：18 地区で実施

平成 26(2014)年度以降：継続して実施

・ 生活交通バス路線維持支援事業

平成 19(2007)年度～平成 25(2013)年度：18 路線で実施

平成 26(2014)年度以降：利用状況に応じて継続して実施

< 1 4 - 2. 市民に身近な地域におけるきめ細かな交通機能の強化～バリアフリー歩行空間整備事業～>：

平成 23(2011)年度～27(2015)年度の間、事業実施を行う地区（13 地区）の事業期間

鶴見駅地区：平成 24(2012)年度

三ツ境駅地区：平成 23(2011)年度

上大岡駅・港南中央駅地区：平成 23(2011)～25(2013)年度

戸塚駅：平成 23(2011)～24(2012)年度

都筑タウンセンター地区：平成 23(2011)～26(2014)年度

星川駅：平成 23(2011)～27(2015)年度

本郷台駅：平成 24(2012)～27(2015)年度（平成 28(2016)年度完了予定）

大口駅・子安駅：平成 24(2012)～27(2015)年度（平成 28(2016)年度完了予定）

二俣川駅地区：平成 25(2013)～27(2015)年度（平成 29(2017)年度完了予定）

金沢文庫駅・金沢八景駅地区：平成 25(2013)～27(2015)年度

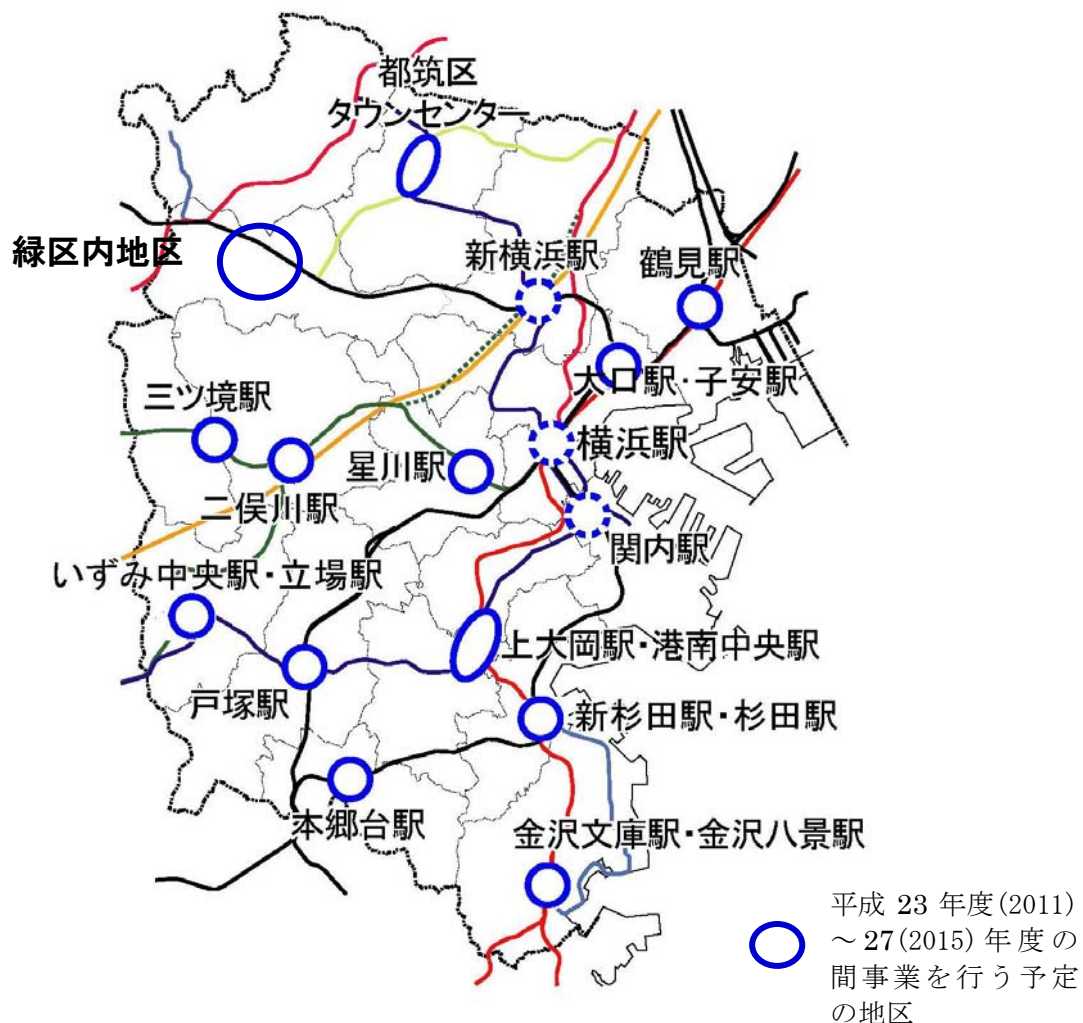
（平成 29(2017)年度完了予定）

いずみ中央駅・立場駅地区：平成 25(2013)～27(2015)年度

（平成 29(2017)年度完了予定）

新杉田駅・杉田駅地区：平成 26(2014)～27(2015)年度（平成 30(2018)年度完了予定）

緑区内地区：平成 27(2015)年度（平成 31(2019)年度完了予定）



< 1 4 - 3. 市民に身近な地域におけるきめ細かな交通機能の強化～モビリティマネジメント～> :

市内の特定地区を対象としたモビリティマネジメントは原則として年度毎に 1 地区で実施予定であり、あわせて市民や交通事業者もしくは行政職員を対象としたシンポジウムもしくはセミナーについても年度毎に実施していく予定である（回数は未定）。

< 1 4 - 4. 市民に身近な地域におけるきめ細かな交通機能の強化～超小型モビリティの有用性の検証と普及促進～> :

平成 23 年度：山手・元町地区での実証実験、超小型モビリティの開発、車両分類の新設に向けた検証

平成 24 年度：山手・元町地区～MM21 地区等での実証実験、超小型モビリティの開発、車両分類の新設に向けた検証

平成 25 年度：ITS 世界会議でのデモ走行、車両分類の新設に向けた検証

平成 26 年度：超小型モビリティのニーズの開拓

平成 27 年度：超小型モビリティのニーズの開拓

< 1 5. 農的空間を活用した都市政策 > :

平成 23 (2011) ～24 (2012) 年度：横浜市・横浜市大の共同研究実施

平成 25 (2013) ～27 (2015) 年度：モデル事業を実施

< 1 6. 質の高い文化芸術による横浜ブランドの発揮 > :

平成 23 (2011) 年度：

- ・ヨコハマトリエンナーレ 2011 (現代アートの国際展) を開催する。
- ・トリエンナーレとも連携しながら、「INVITATION to OPEN YOKOHAMA」を実施する。
- ・アーティストによる事業を実施する。
- ・全日本学生音楽コンクール全国大会に合わせて、「クラシック・ヨコハマ」を開催する。
- ・6～7月にかけて、国際音楽セミナーを開催する。

平成 24(2012)年度：

- ・フェスティバルの開催。
- ・アーティストによる事業実施。
- ・全日本学生音楽コンクール全国大会に合わせて、「クラシック・ヨコハマ」を開催。
- ・6～7月にかけて、国際音楽セミナーを開催。

平成 25(2013)年度：

- ・フェスティバルの開催。
- ・アーティストによる事業実施。
- ・全日本学生音楽コンクール全国大会に合わせて、「クラシック・ヨコハマ」を開催。
- ・6～7月にかけて、国際音楽セミナーを開催。

< 1 7. 文化芸術の創造性と地域力を生かしたまちの再生 (初黄・日ノ出町) > :

平成 23 (2011) 年度以降：京急高架下第二期工事实施、アーティストの集積促進

< 1 8. 歴史的建造物や倉庫、空きビル等を活用し、アーティスト・クリエイター等が創作・発表・滞在する創造界隈の形成 > :

平成 23 (2011) 年度：

- ・新港埠頭の暫定施設「新港ピア」の文化芸術的活用
- ・歴史的建造物である旧関東財務局建物 (中区大通所在) の活用検討

平成 24 (2012) 年度以降 :

- ・旧関東財務局建物の活用に向けた整備、活用

< 19. 都心臨海部を舞台とした、創造的活動の積極的な誘導による国際的な観光交流拠点の形成 (ナショナルアートパーク構想の推進) > :

平成 23 (2011) 年度以降 :

- ・文化観光交流拠点として整備する。

< 20. 世界の人々が交流する国際観光・MICE都市の実現 > :

平成 23 (2011) 年度 :

- ・横浜市MICE機能強化検討委員会を設置し、MICEの機能強化を検討する。
- ・アジア6地域を対象とした海外プロモーションを実施。

平成 24 (2012) 年度 :

- ・アジア6地域を対象とした海外プロモーションを実施。

平成 25 (2013) 年度 :

- ・アジア7地域を対象とした海外プロモーションを実施。

< 21. コミュニティサイクルを活用したまちのにぎわいづくり > :

平成 23 (2011) 年度～平成 25 (2013) 年度 :

- ・MM21 中央地区、新港地区、関内・山下町を基本とする地域において社会実験を実施
- ・社会実験と並行しながら、26年度以降の本格実施について検討を行う。(※実施しないことも含め、検討)

平成 26 (2014) 年度以降 :

- ・民間事業者主体による本格実施を目指す。

< 22. 高付加価値型グローバル企業の積極的誘致に向けた拠点整備 > :

【横浜駅周辺地区】

- 1 (仮称) 横浜駅西口駅ビル計画 着工 平成23 (2011) 年度 工期 約8年
- 2 (仮称) 横浜駅東口地区開発 平成 26 (2014) 年 都市計画提案 (予定) 平成 27 (2015) 年都市計画手続き (予定) 平成 28 (2016) 年 事業化 (予定)
- 3 (仮称) 出島地区開発事業 栄本町線支線1号線の整備に併せて事業化を予定 (目標平成27 (2015) 年度)
- 4 (仮称) 横浜駅きた西口鶴屋地区 第一種市街地再開発事業 平成 27 (2015) 年度～平成 29 (2017) 年度
- 5 (仮称) 横浜駅西口地区第一種市街地再開発事業 平成27 (2015) 年度着工 (目標) 平成30 (2018) 年度竣工 (目標)

- 6 きた西口駅前広場・鶴屋橋架け替え 平成25（2013）年着工予定
- 7 栄本町線支線1号線 平成27（2015）年度着工（予定）平成30（2018）年度竣工（予定）
- 8 横浜駅西口駅前広場 平成28（2016）年度着工（予定）平成29（2017）年度竣工（予定）
- 9 横浜駅東口国道横断デッキ 平成27（2015）年度着工（予定）平成29（2017）年度竣工（予定）

【みなとみらい21地区】

- 10 34街区（仮称）MM21地区 34街区商業施設開発計画 平成23（2011）年月着工～平成25（2013）年4月竣工予定
- 11 42街区 みなとみらいグランドセントラルタワー 平成21（2009）年1月着工～平成23（2011）年9月竣工予定
- 12 46街区 横浜野村ビル（仮称） 平成24（2012）年4月着工～平成26（2014）年2月竣工予定
- 13 67街区 横浜三井ビルディング（仮称） 平成21（2009）年10月～平成24（2012）年2月竣工予定
- 14 東横線跡地整備事業 平成20（2008）年3月着工～平成29（2017）年竣工予定

【北仲通地区】

- 15 北仲通北地区 A-1地区、A-2地区 平成25（2013）年夏～平成27（2015）年夏 予定
- 16 北仲通北地区 A-3、A-4地区 平成25（2013）年夏～平成27（2015）年夏予定
- 17 北仲通北地区 B-1地区 平成25（2015）年夏～平成27（2017）年夏予定
- 18 北仲通北地区 B-2、B-3地区 平成21（2009）年11月～平成27（2015）年夏予定
- 19 北仲通北土地区画整理事業 平成19（2007）年12月～平成25（2013）年3月

< 23.（東北方面の経済復興支援も含めた）横浜港の国際競争力の強化 > :

平成23(2011)年度

- ・横浜港埠頭公社による在来ふ頭、コンテナふ頭等の一元的な管理運営
- ・東日本大震災による物流網の維持・回復に向けた施策の実施
- ・京浜港コンテナ補助制度の実施
- ・東京港臨海道路（Ⅱ期）完成

平成24(2012)年度

- ・特区指定を受け、協議の成立した事業から随時実施
- ・横浜港埠頭株式会社の業務開始

- ・改正港湾法による港湾運営会社の指定
- ・改正港湾法による港湾施設(行政財産)の貸付制度の運用開始
- ・横浜港南本牧ふ頭水深 20m の MC-3 コンテナターミナル完成
- ・京浜港コンテナ補助制度の実施・継続 (予定)

平成 25(2013)年度

- ・東京港中央防波堤外側 C1,C2 完成
- ・横浜港本牧ふ頭 D4 ターミナルの岸壁の機能更新

平成 26(2014)年度

- ・東京港埠頭株式会社と横浜港埠頭株式会社の経営統合

< 2 4 . 健康危機管理体制での実装などを通じた産官学連携によるフォトニクスポリマー技術開発の推進 > :

- 平成 23(2011)年度 : 実施設計
 平成 24~26(2012~(2014))年度 : 工事
 平成 26(2015)年度 : 移転、開所

< 2 5 . 技術移転パートナー企業育成事業 > :

- 平成 24(2012)年度 関係機関を含む実施体制の確立と市場調査、事前広報等の準備活動
 平成 25(2013)年度 事業開始
 以降、順次拡大

< 2 6 . 脱温暖化~成長分野を捉えた市内中小企業のイノベーション促進 > :

- 1 中小企業活性化「挑む」「つなぐ」「見せる」イノベーション
平成 23 (2011) 年度~
- 2 「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」構想
平成 23 (2011) 年 3 月 9 日「ライフイノベーション地域協議会」発足

< 2 7 . 横浜グリーンバレー構想 > :

平成 21 (2009) 年度~

< 2 8 . 横浜らしい教育による「環境未来都市『横浜』」を支える人材の育成 > :

- 1 『横浜の時間』を核とした「横浜らしい教育」
(平成 21 (2009) 年度) ~平成 26 (2014) 年度
 - ・『横浜の時間』の充実
 平成 24 (2012) 年度~
 - ・「横浜型小中一貫教育」の全面実施

2 魅力ある高校教育の推進

(平成 22 (2010) 年度) ~平成 26 (2014) 年度

- ・スーパーサイエンスハイスクールとして、理数教育の積極的な推進 (横浜サイエンスフロンティア高校)
- ・市立高校と大学との教育連携の拡充

平成 23(2011)年度~平成 27(2015)年度

- ・特色ある専門コースなどの設置 (市立高校 3 校に設置)

平成 24 (2012) 年度

- ・中高一貫教育校の開校 (南高校附属中学校)

< 2 9 . 女性の自立・就労支援、女性起業家の成長支援 > :

1 働く女性応援プログラム

平成 23(2011)年度 事業開始

※目標 セミナー等 10 回以上開催/年

2 よこはまグッドバランス賞

平成 19(2007)年度 事業開始

~平成 22(2010)年度 認定事業所数 72 (目標 50) うち表彰事業所数 15

※目標 平成 26 (2014) 年度末 認定事業所数 125

3 女性の自立・就労支援

平成 19 (2007) 年度 事業開始

平成 22 (2011) 年度実績 講座参加者数 1,630 人

※目標 講座参加者数 1,600 人/年

※ (1) の取組の実施エリアについての添付資料

別添資料 1 取組の実施エリア (特定エリアを対象とする取組のみ)

別添資料 2 市内全域での取組一覧

3. 体制

(1) 実施主体の実効性と熟度

①実施主体の体制（コンソーシアム）

環境未来都市構想を推進していく体制としては、第一段階において、行政内の執行体制と協議体を構築し、本市及び各取組の実施主体によって取組を推進し、取組が自律的に展開していく段階で、新たな組織体を立ち上げる二段階の実施主体構築を想定する。

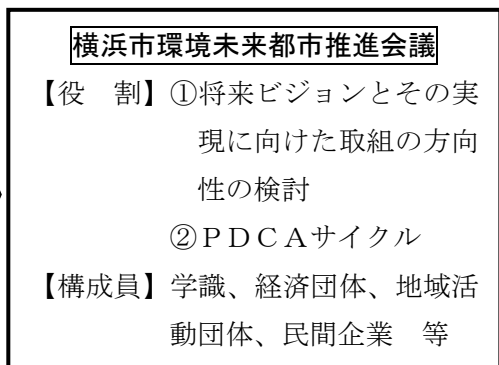
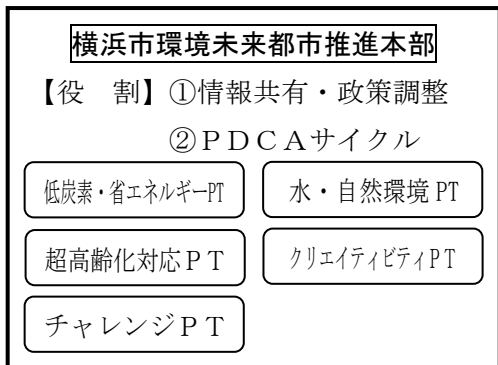
第一段階：行政内の執行体制と協議体の構築

○執行体制

- ・環境未来都市の各種取組は行政内の多くの部局にまたがっているものである。そのため、まずは各局事業の情報共有・政策調整を図ることを目的として、「横浜市環境未来都市推進本部」を設置し、環境未来都市構想で掲げた将来ビジョンの実現に向けた取組の実行を担保する。
- ・同本部においては、テーマごとのプロジェクトチームを設置し、環境未来都市の将来ビジョンの実現のために必要な具体的な目標や取組内容、工程表を明確化するべく計画を策定することとし、進捗状況管理、取組評価、計画更新、取組改善のPDCAサイクルを回していく。

○協議体

- ・本市においては、学識、経済団体、地域活動団体等の有識者から構成される「横浜市環境未来都市推進会議」を設置し、本市の提案における将来ビジョンとその実現に向けた取組の方向性について検討してきたところである。
- ・今後は、個別の取組の実施主体である民間企業も本会議の構成員に加え、各取組で創出される新しい技術、システム、サービス等を、将来ビジョンの実現にどのように生かせるかという観点も踏まえながら、取組の方向性をより具体的に検討していくとともに、横浜市環境未来都市推進本部と連携してPDCAサイクルを回していく。
- ・なお、本会議は、第二段階において構築する「横浜市環境未来都市コンソーシアム」の母体となることも想定される。



(参考)

横浜市環境未来都市推進会議委員

(敬称略・50音順)

氏名	所属・職名
風間 利彦	横浜商工会議所副会頭／三菱地所(株)常務執行役員
国吉 直行	横浜市立大学国際総合科学部特別契約教授
小林 重敬	東京都市大学生生活学部教授／横浜国立大学名誉教授
佐土原 聡	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授
末吉 竹二郎	国連環境計画・金融イニシアティブ特別顧問
竹本 和彦	国際連合大学高等研究所シニアフェロー兼教育・サステナビリティ・生態系評価プログラム部門長
中野 しずよ	特定非営利活動法人市民セクターよこはま理事長
広井 良典	千葉大学法経学部教授
養老 孟司	東京大学名誉教授
横井 正巳	横浜市町内会連合会会長

第二段階：市民と新しい技術、システム、サービス等をつなぐ新たな仕組みの構築

2030年、2050年に向けて新しい技術、システム、サービス等を本市全体に横展開し、更には国内外に発信、展開していくためには、より強力な執行体制を構築する必要があることから、第一段階の枠組みにおいて先導的なプロジェクト展開を行い、取組が自律的に展開していく段階で、行政が中心となって、学識、経済団体、地域活動団体、民間企業等の参画も得て、以下の3つの組織体を立ち上げる。

(1) 横浜市環境未来都市コンソーシアム

- ・環境未来都市の実現に向けた様々な取組について全体を俯瞰してマネジメントし、各取組に必要な支援を行うとともに、PDCAサイクルを回していく。
- ・環境未来都市構想全体の進行管理や新たなプロジェクトを検討する等、プロジェクトの「PDCAサイクル・政策調整・コーディネーション」を行うとともに、各取組の実施主体に対して、行政手続き等の「プロジェクト支援」、環境未来都市構想を

広く宣伝していく「プロモーション」、取組実施に必要な資金調達を支援するといった「資金アレンジ」を行う。

(環境未来都市コンソーシアムの役割)

①PDCAサイクル・政策調整・コーディネーション

環境未来都市構想の実現に向けたアクションプランの作成や進捗状況管理を行うとともに、新たな技術イノベーションや都市づくりプロジェクトの立上げに応じて、先導的プロジェクトの横展開や新たなプロジェクトの企画立案を行う。

②プロジェクト支援

街区の再編やインフラの更新などの都市づくりの中での取組や、公共施設や公共空間を活用した取組においては、行政手続きが必要な場合があり、また、プロジェクトの展開に適した場所の選定に当たっての情報提供や、行政における支援制度の検討が必要となる場合もあることから、行政手続きの一元化、プロジェクト実施に当たっての情報提供、支援制度の検討を行う。

③プロモーション

環境未来都市構想においては、成功事例の国内外への普及展開が重要であることから、各取組を国内外に発信するとともに、新たなプロジェクトの創出のためにエリアコーディネーターと連携して市民や企業のニーズ調査等を行う。

④資金アレンジ

既存の補助金の情報提供を行うとともに、各取組を実施するに当たっての十分な資金を行政だけで確保することは困難であることを踏まえ、収益性のある取組については、マッチングファンドの運営により民間資金の導入を図る。また、収益は新たなプロジェクトの原資として活用する。

- ・本組織体は、第一段階の横浜市環境未来都市推進会議を母体としつつ、行政及び各取組の実施主体の参画を得て立ち上げることを想定し、意思決定機関としての運営ボード及び事務局から構成される。
- ・本組織体は市長をトップとし、意思決定は全会一致により行うことで、部局間の縦割りによる弊害を打破し、環境未来都市構想の実現に向けた取組を強力的に推進する。

(2) プロジェクトコンソーシアム

- ・環境やライフサイエンスといったプロジェクトのテーマに応じて産・学のコンソーシアムを設置し、環境未来都市の実現に資する新しい技術、システム、サービス等の創出や実証実験としての先導的導入等を行う。
- ・本組織体において確立された新しい技術、システム、サービス等は、エリアコーディネーターを介して、本市全体に展開されていく。
- ・本組織体は、各プロジェクトの参加者が中心となって、プロジェクト形成の段階でプロジェクトごとに立ち上げるものであり、地域エネルギーマネジメントの実施主

体である横浜スマートシティプロジェクト推進協議会等、既に立ち上がっているものもある。

(3) エリアコーディネーター

- ・ある一定のエリアに対して責任を持ち、エリア内の市民や企業に対して環境未来都市の実現に資する新しい技術、システム、サービス等の情報提供や、プロジェクトコンソーシアムと連携して導入支援を行う。
- ・また、単に新しい技術、システム、サービス等の情報提供や導入支援だけではなく、持続可能な社会の形成に向けてエリア内の総合的なマネジメントを行う中で、横浜市環境未来都市コンソーシアムと連携して、エリアが抱える課題やニーズを吸い上げ、新しい技術、システム、サービス等の創出につなげていく。
- ・本組織体は、特定のエリアで活動するNPO、ニュータウン・団地を管理するUR都市機構、まちづくり会社等を中心に、行政（区役所）も参画して、エリアごとに順次立ち上げていく。なお、本市独自の新しい地域自治の仕組みとして一部の区において立ち上げている地域協議会（解説参照）が母体となることも想定される。

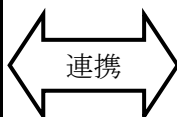
横浜市環境未来都市コンソーシアム

- 【役割】 ①PDCAサイクル・政策調整・コーディネーション
②プロジェクト支援
③プロモーション
④資金アレンジ

【構成主体】 市長、学識、経済団体、地域活動団体、民間企業 等

各プロジェクトコンソーシアム

- 【役割】 ①技術イノベーション
②先導的導入
- 【具体例】 横浜スマートシティプロジェクト推進協議会 等

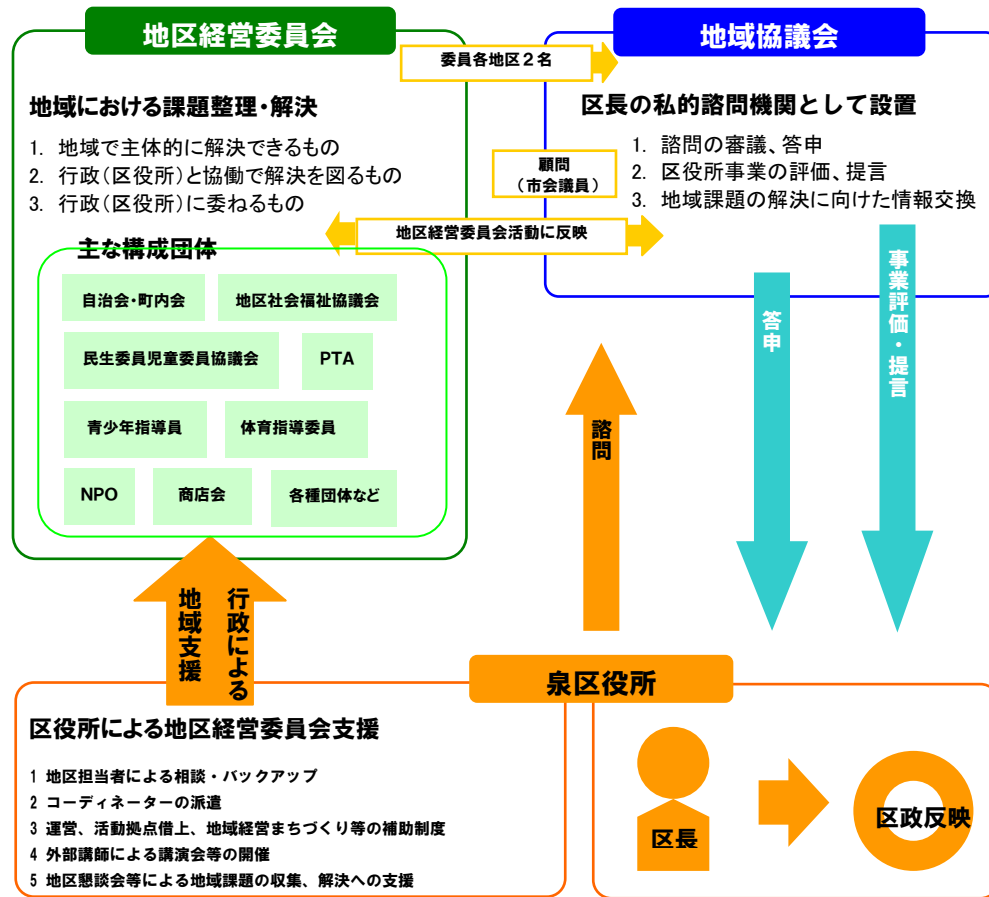


各エリアコーディネーター

- 【役割】 ①エリアを対象とした新しい技術等の情報提供や導入支援等
②エリアが抱える課題やニーズの吸い上げ
- 【具体例】 地域協議会（市民が自ら地域の課題解決を図るための本市独自の組織） 等

(解説)

本市独自の新しい地域自治の仕組み



②実効ある取組の継続性を担保するための方策（安定的なガバナンスについての考え方）

○経費及び人材の確保についての方策

財政状況を考えると、行政だけで各取組を実施するに当たっての十分な資金を確保することは困難であることから、収益性のある取組については、民間資金を導入するとともに、収益は、新たなプロジェクトの原資として活用する。また、横浜市環境未来都市コンソーシアムの事務局には、行政やプロジェクト参加企業からの人的支援・出向により、専属人材を確保する。

○環境未来都市として自立・自律するための方策

環境未来都市として自立・自律していくためには、環境未来都市の取組の国内外への普及展開方策が重要となる。

本市は、環境モデル都市として、「低炭素都市推進協議会」に参画するとともに、同協

議会におけるグリーン・エコノミーWGのコーディネーターを務めている。また、現在、山梨県・山梨県道志村との連携、北海道下川町との連携、首都圏の九都縣市との連携等により、防災、温暖化、廃棄物、子育て、医療、青少年等の自治体が抱える様々な課題に関し、ベストプラクティスやノウハウを共有し、更に拡大する取組も行っている。

また、本市は、C40（世界大都市気候先導グループ）やCITYNET（アジア太平洋都市間協力ネットワーク）などのネットワークに加盟するとともに、6つのパートナー都市、8つの姉妹・友好都市、6つの姉妹・友好・貿易協力港、2つの海外事務所を有している。さらに、新興国等での環境・インフラ整備などの都市課題の解決を支援するため、行政・企業・大学などが有する様々な横浜の資源・技術を活用した公民連携による国際貢献事業“Y-PORT事業”を推進しており、国際都市としての横浜の地位向上、中小企業を含む市内経済の活性化、海外における実践を通じた技術力の向上等を目指している。

環境未来都市の実現に向けて、これらの国内外に渡る都市間連携・ネットワークを活用して、様々な先進的な取組、成功事例、ノウハウ等のベストプラクティスを共有していく。

詳細は、後述する「(3) ①都市間連携・ネットワークの活用方法」を参照のこと。

○多様な取組のそれぞれに対して人・もの・金を適切に投入するための方策

各取組の事業規模、事業性、緊急性、環境価値・社会的価値・経済的価値の3つの価値の総合評価、市民を始めとしたステークホルダーの意向等の基礎情報を整理し、当該基礎情報に基づき、各種取組の評価・優先順位付けを行うことで、各取組への適切な資源配分を行い、全体最適を図る。

また、金融、公民連携、環境・エネルギー、高齢化対応等の専門家から構成される事業性検討部会を設け、各取組の事業性を事前に検討するとともに、定期的なフォローアップにより、各取組の中止決定やリスク評価を行う仕組みとする。

詳細は、後述する「(2) ①プロジェクトマネジメントの方法」を参照のこと。

○住民を始めとしたステークホルダーの理解と協力を得るための方策

本市においては、各地域が抱える課題も多様化しており、こうした実情にきめ細かく対応する観点から、地域の課題には地域自らが取り組むことを基本に、それを行政が支援するという新しい仕組みとして、一部の区において、本市独自の「地域協議会」を設けている。

この地域協議会においては、住民及び行政の役割分担を明確にするため、地区経営委員会によって地域課題の整理・分類がなされ、また、市民の意見を区政に反映させるため、地域協議会によって行政との意見交換や事務事業の評価等を行っている。

環境未来都市構想の推進に当たっては、この地域協議会を母体として、エリアコーデ

ィネーターを立ち上げることを想定しており、各取組の実施に当たっては、市民を始めとしたステークホルダーとの意見交換、ニーズ調査、区長からの諮問に基づく審議・答申、各取組の評価・提言等を制度化することにより、ステークホルダーの意見が十分に反映されるようにする。

(2) プロジェクトマネジメントの着実な実施

①プロジェクトマネジメントの方法

○環境未来都市全体の経営的なマネジメント

環境未来都市全体の経営的なマネジメントを適切に行うためには、行政内の多くの部にまたがる各種の取組に対して、人・もの・金を適切に投入することが必要となる。

第一段階では、横浜市環境未来都市推進本部及び横浜市環境未来都市推進会議が連携して経営的なマネジメントを行う。具体的には、横浜市環境未来都市推進本部において、各取組の事業規模、事業性、緊急性、環境価値・社会的価値・経済的価値の3つの価値の総合評価、市民を始めとしたステークホルダーの意向等の基礎情報を整理し、横浜市環境未来都市推進会議において、当該基礎情報に基づき、各種取組の評価・優先順位付けを行うことで、各取組への適切な資源配分を行い、全体最適を図る。

第二段階においては、横浜市環境未来都市コンソーシアムが構築され、同組織体は、行政やプロジェクト参加企業からの人的支援・出向により専属人材を確保し、事務局機能を有することから、事務局において基礎情報の整理を行い、横浜市環境未来都市コンソーシアムにおいて、各種取組の評価・優先順位付けを行うこととなる。

なお、第一段階においては横浜市環境未来都市推進会議の中に、第二段階においては横浜市環境未来都市コンソーシアムの中に、金融、公民連携、環境・エネルギー、高齢化対応等の専門家から構成される事業性検討部会を設け、各取組の事業性を事前に検討するとともに、定期的なフォローアップにより、各取組の中止決定やリスク評価を行う仕組みとする。

また、環境未来都市全体の経営的なマネジメントにおいては、本市全体の機運の醸成も重要な要素となる。本市においては、市民、市民活動団体、事業者、大学、行政などが実施する環境・地球温暖化問題に関連する講座やイベントなどの活動を、「ヨコハマ・エコ・スクール（YES）」という統一的なブランドでネットワーク化し、市内全体に脱温暖化の学びと行動の輪を広げようとする市民参加型プロジェクトを実施している。市民が学ぶ場を総合的に情報提供し、学びを活かして発言し、行動へつなげる場としてのYESの機能を強化し、環境未来都市の機運の醸成を図るための手段として活用する。具体的には、YES協働パートナー（解説参照）のそれぞれが描く将来像を、環境価値や社会的価値として位置付け、行政と協働しながら市民へのメッセージ発信や行動へのインセンティブ提供などに展開させていく。こうした発言や行動の場は、市民力の発露にもなり、活力ある市民活動や企業のCSR活動を通して元気な都市を作っていく拠点ともなる。

(解説)

YES協働パートナー／YESの主旨に賛同し、環境・地球温暖化問題に関連する講座や事業、情報等を提供する市民、市民活動団体、企業、大学（学校）、行政等に、YESの仕掛け人として登録していただき、「YES協働パートナー」として組織化している。

○各取組の進捗管理的なマネジメント

第一段階では、横浜市環境未来都市推進本部及び横浜市環境未来都市推進会議が、各取組の実施主体と連携して、各取組について計画を策定し、進捗状況管理、取組評価、計画更新、取組改善のPDCAサイクルを回していく。

第二段階においては、横浜市環境未来都市コンソーシアムが、各プロジェクトコンソーシアム及びエリアコーディネーターと連携して、各取組について計画を策定し、進捗状況管理、取組評価、計画更新、取組改善のPDCAサイクルを回していく。

②プロジェクトマネージャー

○プロジェクトマネージャーの確保方針

環境未来都市構想における各取組の実施に当たっては、

- ・ 環境、超高齢化対応等に関する技術、社会経済システム、サービス等の有機的連携
- ・ 継続的な国際連携による、海外諸都市間との成功事例の相互交流
- ・ 取組の実施に当たっての規制・制度改革の国等への要望
- ・ 成功事例の国内外への普及展開
- ・ 市民を始めとしたステークホルダーとの調整
- ・ 成功事例創出のための人材確保、人材育成

などの多様な取組を戦略的に実施する必要があることから、プロジェクトマネージャーの確保に際しては、

- ・ 環境、超高齢化対応等に関する技術、社会経済システム、サービス等や規制・制度について専門的知見を有すること
- ・ 国内外へのプロモーションに関して、優れた識見を有すること
- ・ 民間企業出身者等、ビジネスの観点も取り入れながら、環境未来都市の取組を推進していくことができること

などの方針の下、人材を確保することとする。

○プロジェクトマネージャーに付与する権限

プロジェクトマネージャーは、各取組を総括する役割を担い、各取組の事業規模、事業性、緊急性、環境価値・社会的価値・経済的価値の3つの価値の総合評価、市民を始めとしたステークホルダーの意向等の基礎情報の整理を行う。

また、第一段階においては横浜市環境未来都市推進会議、第二段階においては横浜市環境未来都市コンソーシアムによる各種取組の評価・優先順位付けを受けて、多様な取組のそれぞれに対して人・もの・金を適切に配分していき、プロジェクトを執行する権限を有する。

※改ページ

(3) 都市間連携・ネットワークの有効活用

①都市間連携・ネットワークの活用方法

○国内の都市間連携・ネットワークを活用したベストプラクティスの共有方策

本市は環境モデル都市として、地方自治体、関係府省、民間団体等が参加する「低炭素都市推進協議会」において会員間のベストプラクティスを共有するとともに、グリーン・エコノミーWGのコーディネーターを務め、地域の様々な主体が連携した新たなビジネスモデルの確立に向けて、地域連携や関連技術・システムとのマッチング等を検討している。

環境モデル都市としての取組の中でも、特に農山村との連携を推進しており、現在、山梨県及び本市の水源地でもある道志村とともに「地球温暖化対策に関する山梨県・道志村・横浜市合同研究会」を組織し、地球温暖化対策に係る地域間連携策を研究・検討している。取組事例として、山梨県CO₂吸収認証制度を活用した道志村の民有林整備によるカーボン・オフセットの仕組みなどを構築し、「低炭素都市推進協議会」において22年度「低炭素都市づくりベストプラクティス」特別賞を受賞したところであり、同協議会のネットワークを通じて取組を共有している。また、本市戸塚区川上地区連合町内会と北海道下川町との間で友好交流協定を締結し、農山村地域が持つ森林資源などと、都心部が持つ人的資源、技術を組み合わせた温暖化対策に取り組んでいる。

この他、首都圏の九都県市と連携し、防災、温暖化、廃棄物、子育て、医療、青少年等の自治体が抱える様々な課題に関し、首長級の情報交換や共同アピール、定期的な共同事業等を実施しており、一自治体のベストプラクティスやノウハウを他自治体が共有し、更に拡大する取組も行っている。

これらの実績を活用しながら、国内の諸都市間とのベストプラクティスの共有を図るとともに、本市をコーディネート役とした国内外の都市間連携、相互交流の場づくりなども今後検討していく。

○国外の都市間連携・ネットワークを活用したベストプラクティスの共有方策

本市は、環境分野においては、C40（世界大都市気候先導グループ）に加盟し、気候変動対策に先進的な大都市と首長級での情報交換等を行っている。また、国際的な実績として、世界銀行が進めている環境と経済成長を両立させた「Eco2 Cities」プログラムにおいて、本市は日本の都市で唯一「グローバルベストプラクティスシティ」として認定されており（解説参照）、世界銀行が世界の著名な大学、研究機関、民間企業と立ち上げた「Urbanization Knowledge Platform」を通じて、これまでの環境に配慮したまちづくりの知見を提供するよう要請されている。

また、本市は約 50 年にわたり国際貢献に取り組んでおり、具体的には、60 年代の港湾分野での技術協力をはじめ、70 年代には下水道分野、現在はごみ分野にも活動を広げ、研修生受入や専門家派遣を行っている。

さらに、CITYNET（アジア太平洋都市間協力ネットワーク）の会長都市として、会員都市を中心に都市計画・上下水道・温暖化・環境保全・廃棄物処理・医療・衛生など様々な分野で、研修員受入や専門職員派遣等を実施しているほか、環境・人口・食糧等の地球規模の課題に取り組む 7 つの国際機関の活動支援も行っている。

これらの経験も踏まえ、22 年度から新興国等での環境・インフラ整備などの都市課題の解決を支援するため、行政・企業・大学などが有する様々な横浜の資源・技術を活用した公民連携による国際貢献事業“Y-PORT 事業”を推進している。その事業効果としては、国際都市としての横浜の地位向上、中小企業を含む市内経済の活性化、海外における実践を通じた技術力の向上等が期待される。

現時点では、「都市づくりアドバイザー」「横浜のシティプロモーション」「市内企業の海外展開支援」「国際貢献を担う人材育成」に取り組んでおり、22 年 12 月には、庁内の関係課長への兼務辞令により同事業に対する市としての推進体制も整備したところである。

この他、都市間交流の資産として、羽田空港国際化の戦略的展開を図り、アジア諸都市との更なるネットワークづくりのための 6 つのパートナー都市、8 つの姉妹・友好都市、6 つの姉妹・友好・貿易協力港、2 つの海外事務所を有している。

環境未来都市の実現に向けて、これら C40 都市、CITYNET 都市、パートナー都市等との相互交流、連携強化により、様々な先進的な取組、成功事例、ノウハウ等のベストプラクティスを共有するとともに、国際貢献事業“Y-PORT 事業”のスキームを活用しながら、本市の先進的な取組、成功事例、ノウハウ等についてトップセールスや公民連携による諸外国への積極的な PR や新興国へのアドバイザーなどを実施する。

また、これらから得られたノウハウ等については、国内の都市間連携・ネットワークを活用して、他都市・地域と共有し更なるネットワークを構築していく。

(解説)

Eco2 Cities/Ecological で **Economic** な（環境に配慮しつつ持続的経済成長をする）都市を意味する。発展途上国の都市問題解決の方策として、世界中の都市の成功事例を途上国の都市ごとの状況に合わせて活用し、エコロジーとエコノミーを両立するための援助を目的に、世界銀行が 2009 年に立ち上げた総合的な都市支援プログラムであり、環境モデル都市をはじめとする環境への取組や都市づくりを高く評価され、シンガポール、ストックホルムなど他の 5 都市とともに、本市が日本では唯一 **Eco2 Cities** に選ばれている。

②現在有している都市間連携・ネットワーク

○国内との都市間連携・ネットワーク

・低炭素都市推進協議会

環境モデル都市の優れた取組の全国展開、世界への情報発信等を目的として、平成20年12月に、市区町村、道府県、関係省庁、関係団体等が参加して設立された。平成23年9月6日現在、合計203団体が参加している。

・グリーン・エコノミーWG

低炭素社会への持続的なまちづくりを推進するためには、温暖化対策と地域活性化とを両立させることが必要との観点から、地域の様々な主体が連携した新たなビジネスモデルの確立に向けて、地域連携や関連技術・システムとのマッチング等を検討する場として、環境モデル都市を始めとする低炭素都市推進協議会加入自治体や団体・民間企業等によりグリーン・エコノミーWGを組織している。平成23年9月29日現在、合計75団体が参加しており、本市がコーディネーターを務めている。

・地球温暖化対策に関する山梨県・道志村・横浜市合同研究会

地球温暖化対策が、自治体の区域を越えて取り組むべき課題であるとの共通認識の下、山梨県、道志村及び本市が、環境負荷の少ない健全な経済の発展と質の高い住民生活の実現を図るため、それぞれの地域特性を活かしながら、連携して地球温暖化対策に取り組むとともに、脱温暖化社会の実現に寄与する「大都市と農山村連携モデル」を構築することを目的としている。木質バイオマス等を活用した事業の開発や、本市の水源地を含む森林保全事業へのカーボン・オフセット手法の活用等について検討している。

・横浜市戸塚区川上地区連合町内会と北海道下川町との友好交流協定

本市と北海道下川町は、グリーン・エコノミーWGにおける地域連携の取組の一環として、農山村地域が持つ森林資源などと、都心部が持つ人的資源、技術を組み合わせた温暖化対策に取り組んでいる。

本市は、この取組をより効果的なものとするため、温暖化対策を始めとする環境活動に積極的に取り組む本市戸塚区川上地区連合町内会と北海道下川町とのマッチングを平成22年度に行った。具体的取組としては、本市戸塚区川上地区で開催されたイベントにおける機材の搬入・搬出に伴う運搬車の使用や電力使用などに伴うCO₂排出量を、北海道下川町の森林整備によりカーボン・オフセットを行った。今年度は、環境活動だけに留まらずコミュニティ、経済、防災などの多岐にわたる分野において友好的な交流と協力関係を構築するため、友好交流協定を締結した。

○国外との都市間連携・ネットワーク

・C40

正式名称は、世界大都市気候先導グループ（The Large Cities Climate Leadership Group）という。平成 17 年にロンドン市長によって提唱・創設された都市ネットワークで、気候変動対策に取り組む大都市で構成されている。40 の「会員都市」と、設立以後加盟した 19 の「提携都市」から構成され、本市は平成 20 年度に加盟した提携都市の一つである。

・CITYNET

正式名称は、アジア太平洋都市間協力ネットワークという。アジア太平洋地域の都市問題改善・解決のために、会員（都市・団体）が相互に協力してパートナーシップを構築し、技術移転や人材育成を進めている。1987 年に 26 会員により設立され、現在は 20 以上の国から 120 余の都市・団体等が参加する国際ネットワークとなっている。国連の経済社会理事会（ECOSOC）で認められた特殊諮問資格を有している。

・Urbanization Knowledge Platform

世界銀行が提唱する都市づくりの知見共有のためのプラットフォーム。経済、社会問題、環境、ガバナンスの 4 つの切り口を柱に、インターネットネットワークを活用し、国際会議の開催などを主体とした取組を予定。現在は、世界銀行、MIT、ブルッキング研究所、McKinsey Global Institute、Cities Alliance 等の他、著名な都市・環境問題の研究者も参加を表明しており、今後大学、企業等の参加者が増えることが予想される。

・6 つのパートナー都市

北京市（中国）、台北市、釜山広域市（韓国）、ホーチミン市（ベトナム）、ハノイ市（ベトナム）、仁川広域市（韓国）、フランクフルト市（ドイツ）の 7 都市。

羽田空港国際化や経済振興など、本市の重点政策に合わせ、具体的なテーマや期限を定めて戦略的交流を行うもので、この間アジアを中心に推進してきたが、平成 23（2011）年 9 月に温暖化対策に力を入れ、経済活動が活発など、共通点がある欧州都市との提携も進めている。

・8 つの姉妹・友好都市

サンディエゴ（米国）、リヨン（フランス）、ムンバイ（インド）、マニラ（フィリピン）、オデッサ（ウクライナ）、バンクーバー（カナダ）、上海（中国）、コンスタンツァ（ルーマニア）の 8 都市。

・6 つの姉妹・友好・貿易協力港

オークランド（米国）、バンクーバー（カナダ）、上海（中国）、メルボルン（オーストラリア）、大連（中国）、ハンブルク（ドイツ）の 6 港。

(別紙) 総合特区との関係について

環境未来都市提案書(様式1)の1頁において、総合特区の指定申請に係る名称を記している場合であって、環境未来都市及び総合特区の両方に共通の課題・目標を持つものがあれば、<1. 将来ビジョン、(2) 目指すべき将来像の実現に向けた課題・目標の設定と価値創造、①環境・②超高齢化対応・③その他、i) 課題・目標>において記載した「テーマ」を以下に記載すること。

1	i) クリエイティビティ
2	j) チャレンジ